

第2期

湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子化、核家族化、人間関係の希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。また、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

本町では、「湯梨浜町次世代育成支援行動計画」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）を策定し、「家庭ではぐくみ 地域ではぐくむ あったか子育て 湯梨浜町」を基本理念として、家庭や地域、事業者、行政等が連携・協働しながら、子どもや子育て支援の取り組みを進めてきました。また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業などを提供するため、「次世代育成支援行動計画」を包含した形で、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業を計画的に進めるとともに、家庭で保育する保護者を支援するための「家庭子育て支援事業給付金」を創設するなど、先進的な事業にも取り組んできました。

一方で、希望どおりにこども園等に入園することが難しい状況であったり、家族形態の変化などにより子育ての孤立化が進むなど、子育てに関するさまざまな課題もあります。

今後も、子ども・子育て支援新制度に基づき「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを継続していくことが必要です。同時に、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感をやわげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう取り組んでいくことがこれまで以上に必要となっています。

そのため、第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等をふまえ、今後も幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に計画的に取り組むとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、子どもの健やかな育ちと子育てを地域社会全体で支援する環境を整備することを目的に「第2期湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として位置づけるものです。

また、本計画の策定にあたっては、湯梨浜町総合計画や関連の分野計画との連携・整合を図ります。

3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本町の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画策定の体制

(1) 策定体制

この計画を策定するにあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情をふまえて実施するため、公募による町民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「湯梨浜町子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

(2) 調査の実施

計画の策定にあたっては、町民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童の保護者及び町内小学校に通う小学生の保護者を対象に二ノズ調査を実施しました。

対 象	◆0歳から5歳の未就学児童（1,053名）の保護者 ◆町内小学校に通う小学生の保護者
調査方法 及び 対象者数	◆町内こども園等入園児の保護者（532名） 入所施設を通じて配布及び回収 ◆未入園児及び町外保育施設入園児の保護者（200名） 郵送による配布及び回収 ◆町内小学校に通う小学生の保護者（691名） 小学校を通じて配布及び郵送による回収
有効回答数	◆0歳から5歳の未就学児童の保護者 438 ◆町内小学校に通う小学生の保護者 198
有効回収率	◆0歳から5歳の未就学児童の保護者 59.8% ◆町内小学校に通う小学生の保護者 28.7%

5 策定の基本理念

「基本理念」については、子ども・子育て支援に対する町の基本姿勢となるもので、湯梨浜町における子どもの育ちや子育てを支援するうえにおいて普遍的なものです。「第2期 湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」においても「第1期 湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」を踏襲し、基本理念とします。

【基本理念】

家庭ではぐくみ 地域ではぐくむ あったか子育て 湯梨浜町

～ 子育てが楽しい 愛情いっぱいのまち ～

子育てについての第一義的責任は保護者が担っているという認識のもと、地域社会全体で保護者の子育てに関する不安や負担、孤立感を軽減し、保護者が安心して子育てできるよう支援を推進していくこと、また、地域に根付いた人間関係の中で、家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を育んでいくことが重要です。そして、安心して子育てができるまち、子どもがこの町に生まれ育ったことに誇りを持ち、次代を担う力を身につけることのできるまちの実現をめざします。

【計画の基本目標】

- I 親と子がともに学びあい、地域がかかわりあう環境づくり
- II 子育てをしているすべての家庭を支える環境づくり
- III 働きながら子育てをしている家庭を支援する環境づくり
- IV すべての子どもが安全に育つ安心のまちづくり
- V 子育てしやすい社会環境づくり

6 第1期計画の実施状況

【基本目標ごとの取り組み状況】

I 親と子がともに学びあい、地域がかかわりあう環境づくり

- ・健康の大切さを認識し、生涯にわたって健全な心身を培っていけるよう栄養士による食育講座の開催や小中学校における性・喫煙・薬物等の学習などを実施しました。
- ・規則正しい生活習慣づくりのため、ノーテレビデーなどメディア対策の取り組みを実施しました。
- ・家庭教育力の向上のため、参観日や保護者会などの機会をとらえ、育児・教育講演会等を実施しました。
- ・次代の親となるための教育を推進するため、両親学級や妊産婦・父親学級、小学校では「赤ちゃん交流会」などを実施しました。
- ・放課後子ども教室の実施や地域伝統行事への児童生徒の参加促進など、地域の人との交流を推進しました。

《評価及び課題》

- ・さまざまな啓発活動等を実施していますが、保護者の就労時間、生活形態などにより子どもの生活時間が大きく影響され、朝食を食べていない子や夜遅くまで起きていて朝なかなか起きれない子もいます。今後も引き続き、基本的生活習慣を身につけることの大切さについて啓発していくことが必要です。
- ・子どもの食事や発達などの保護者からの相談等について柔軟に対応しています。今後も、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援ができるよう、関係者で連携しながら対応していくことが必要です。
- ・子どもの成長発達に応じたかかわり方がわからず、子育てについて不安を抱えている保護者がいます。今後も、乳児健診等での相談等から継続して支援していく必要があります。

II 子育てをしているすべての家庭を支える環境づくり

- ・利用しやすい保育サービスの提供を促進するため、3歳以上児及び第3子以降の保育料無料を実施しました。
- ・平成27年度から公立施設を認定こども園化し、教育・保育の一体的提供を実施しました。（現在、幼保連携型認定こども園：5園、保育所型認定こども園2園）
- ・子育てに悩み、不安をもつ保護者に対し、子育て世代包括支援センターの開設や子育て支援センターでの相談事業など、気軽に相談できる体制の充実を図りました。
- ・乳幼児や妊産婦の健康増進を図るため、妊婦健康診査費や定期予防接種及び季節性インフルエンザ予防接種費の助成、保健師による子育て家庭の訪問を実施しました。
- ・児童虐待防止対策について、早期発見・対応、虐待の発生予防を図るため、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化しました。
- ・日中、家庭で乳幼児を保育される保護者へ給付金を支給し、子育て家庭に対する経済的な支援を実施しました。

《評価及び課題》

- ・こども園の入園希望者が多く、3歳未満児については希望するこども園への入園が難しい状況です。民間事業者の保育所も開設され、3歳未満児の受け入れ枠は拡大するものの、依然として受け皿が不足する見込みです。今後も、保育士確保などの課題解決に取り組み、受け皿拡大を図る必要があります。
- ・出生した乳児の家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、子育てに関する相談を受けるなど、子育て家庭の孤立化防止に取り組んできました。今後も定期的に訪問し、家庭において安定した養育ができるよう支援していくことが必要です。

Ⅲ 働きながら子育てをしている家庭を支援する環境づくり

- ・児童生徒の子育てに関する意識改革を推進するため、小中学校における男女共同参画学習の推進及び啓発を実施しました。
- ・多様な働き方を応援するための保育サービスの充実を図るため、特別保育事業や放課後児童クラブの充実を図るとともに、保育士や放課後児童クラブ支援員等の指導力向上のための研修参加促進を実施しました。

《評価及び課題》

- ・ファミリー・サポート・センター事業について、依頼会員の依頼に対応できるだけの提供会員が確保できていません。今後、安定的に事業を実施するためには、提供会員の確保を図ることが必要です。
- ・放課後児童クラブの児童受け入れについて、定員を超えて受け入れしている施設もあります。児童の受け入れ体制について、検討していく必要があります。
- ・仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりを推進するため、国、県の機関と連携し、事業所等への啓発を図ることが必要です。

Ⅳ すべての子どもが安全に育つ安心のまちづくり

- ・子どもを犯罪から守る取り組みを推進するため、広報活動による意識啓発や地域パトロールを実施しました。
- ・インターネットや携帯電話によるトラブルに巻き込まれないよう、保護者や子どもを対象に講演会などの啓発活動を実施しました。

《評価及び課題》

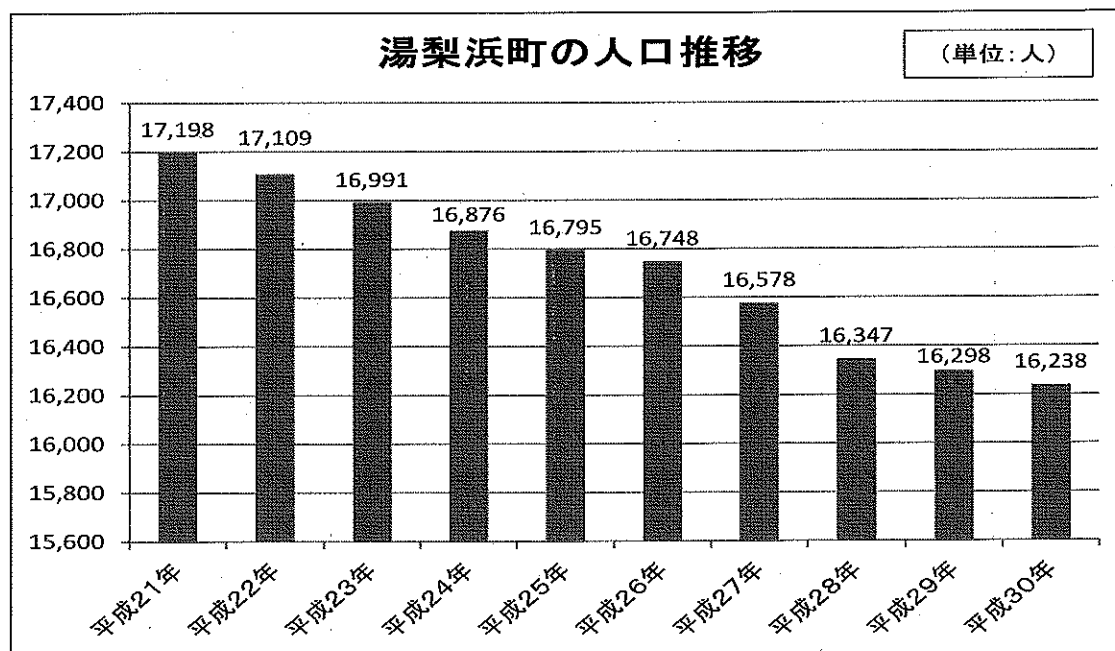
- ・近年、子どもが交通事故や事件に巻き込まれるケースが多く発生しています。今後もパトロール範囲を広げるなどしながら、地域パトロールや安全点検等を継続する必要があります。

第2章 湯梨浜町の子育てを取り巻く環境

1 湯梨浜町の現状

(1) 人口の推移

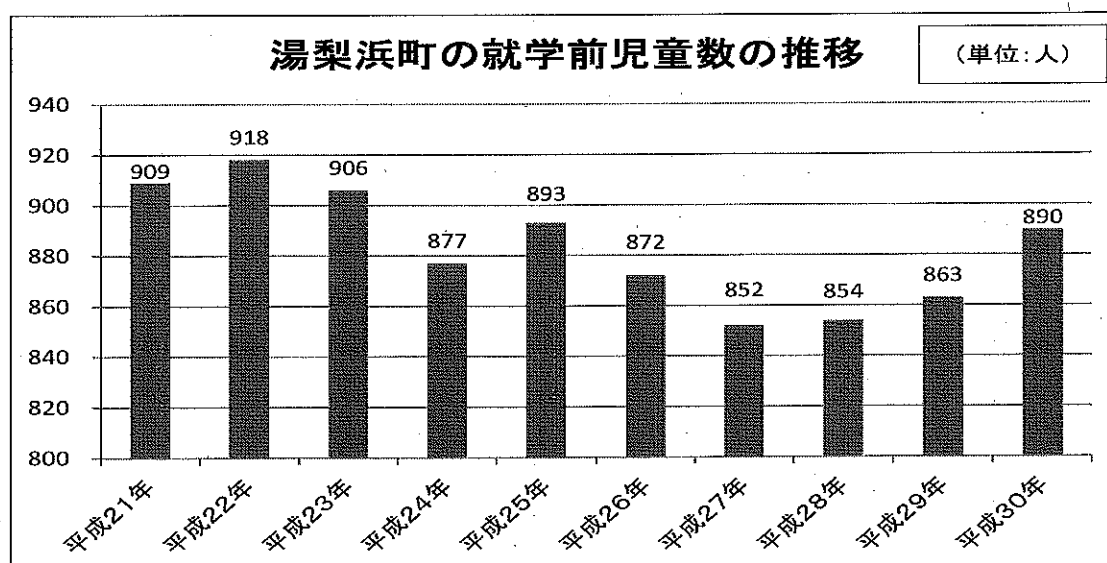
湯梨浜町の人口は合併の翌年である平成17年をピーク（17,687人）に減少の一途を辿っています。平成21年から平成30年までの10年間で、960人減少（約5.6%の減）しています。



【出典：鳥取県年齢別推計人口（鳥取県統計課資料） 毎年10月1日現在】

(2) 就学前児童（0から5歳）数の推移

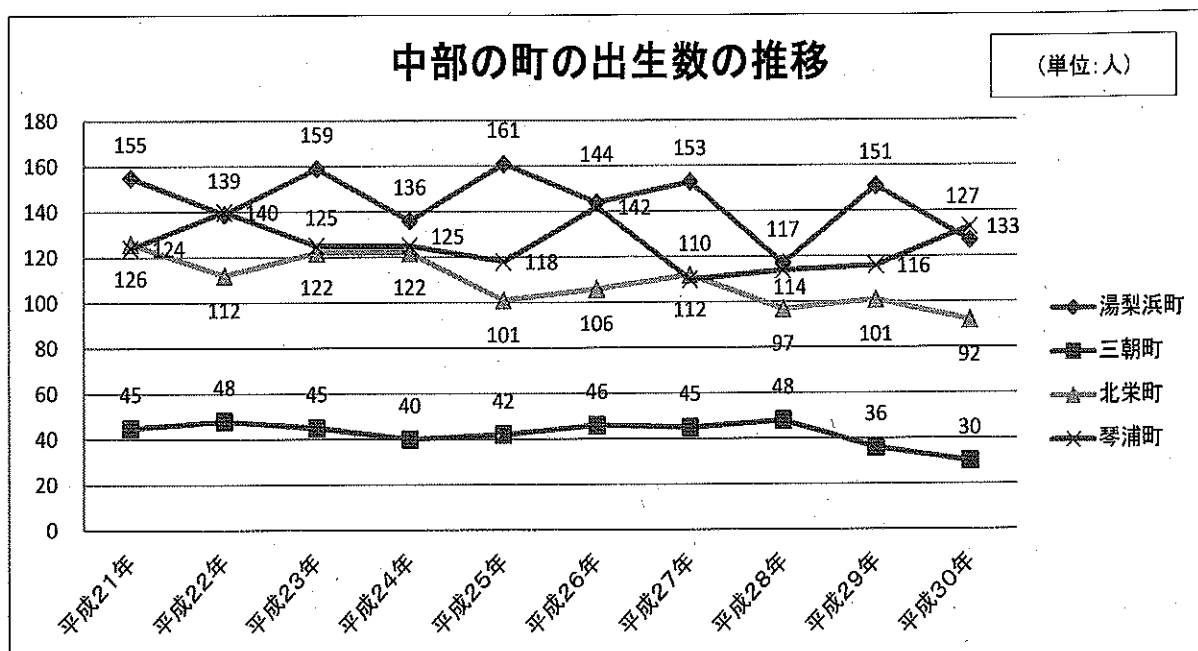
就学前児童数については、平成21年、22年頃より減少傾向にありますが、年によって増減を繰り返しており、平成27年の最低値を境に増加しています。



【出典：鳥取県年齢別推計人口（鳥取県統計課資料） 毎年10月1日現在】

(3) 出生数の推移

中部地区4町の出生数については、それぞれ増減を繰り返しながら、わずかに減少しています。

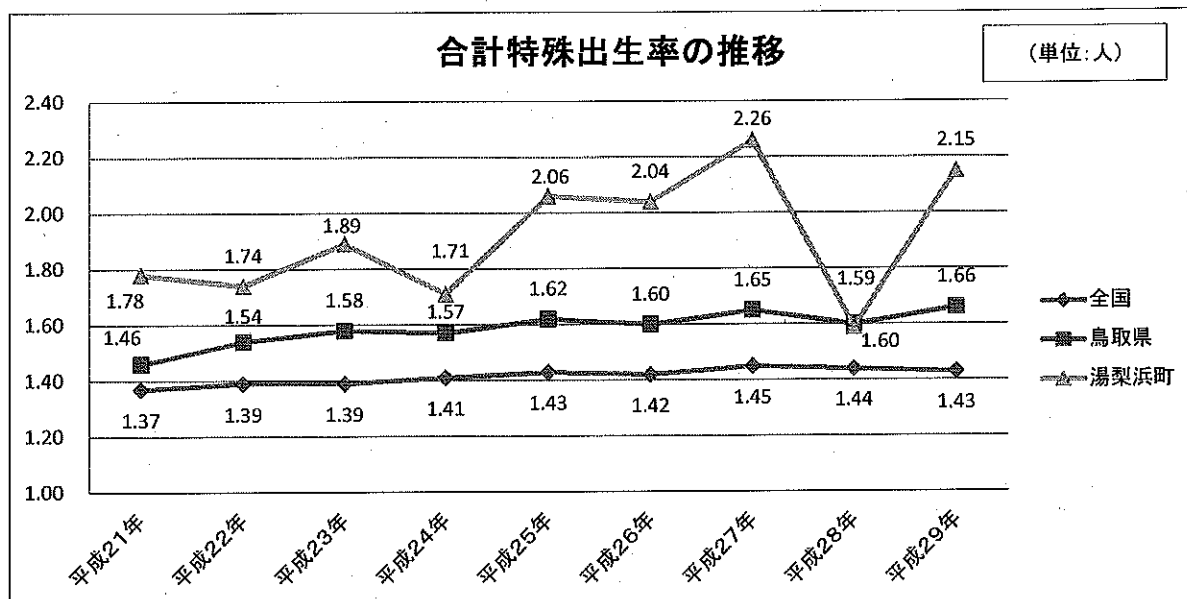


【出典：鳥取県人口移動調査 暦年集計】

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成18年度から上昇傾向にあり、全国、鳥取県より概ね高い数値となっています。

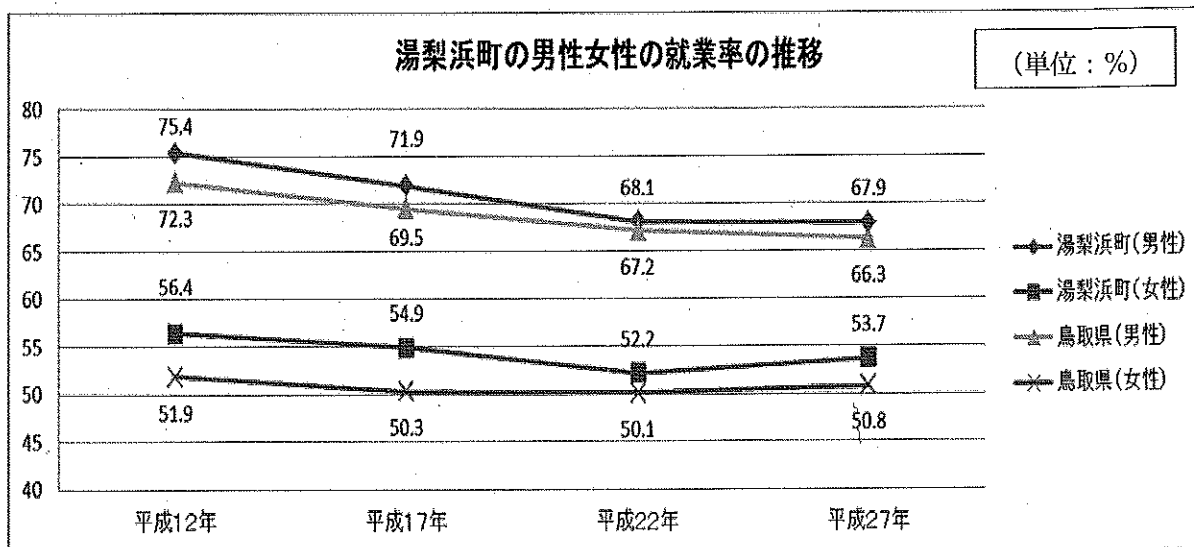
※合計特殊出生率は、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。



【出典：人口動態調査】

(5) 就業の状況（15歳以上の就業人口）

平成22年と平成27年を比べると、男性は微減、女性は微増しています。男女とも、鳥取県平均より高い率で推移しています。

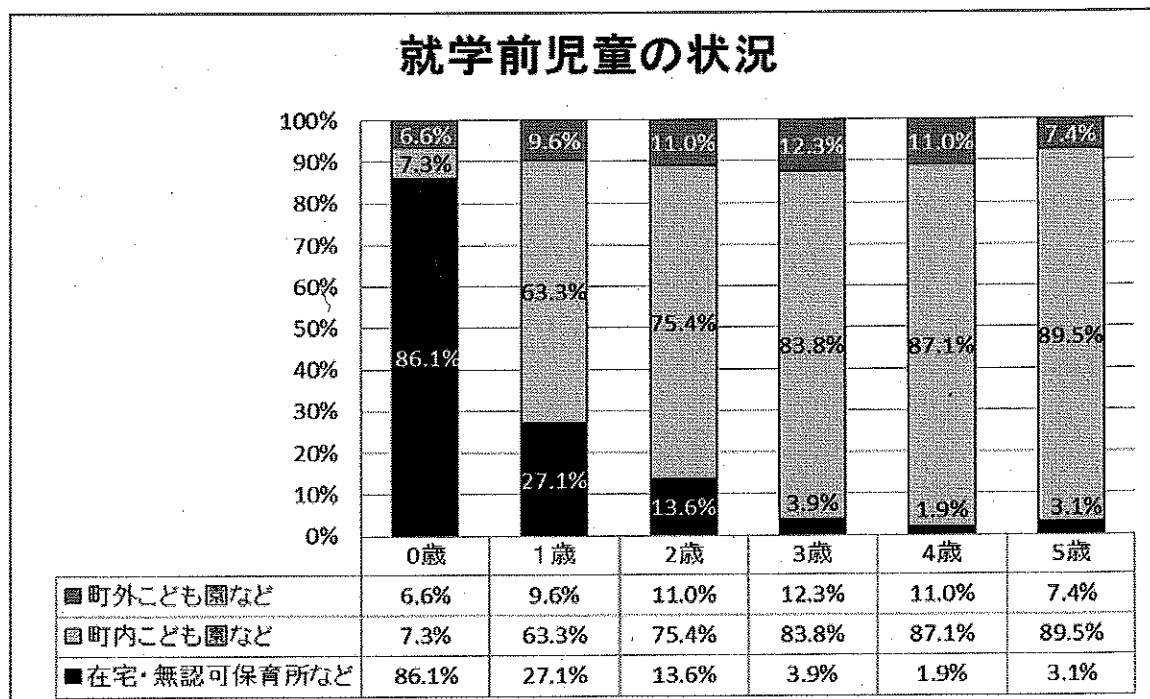


【出典：国勢調査】

2 湯梨浜町の子育て施策の状況

(1) 就学前児童の状況

1歳で約73%が在園し、3歳以上になると約96%がこども園、保育所、幼稚園等に在園しています。
(平成31年4月1日現在)

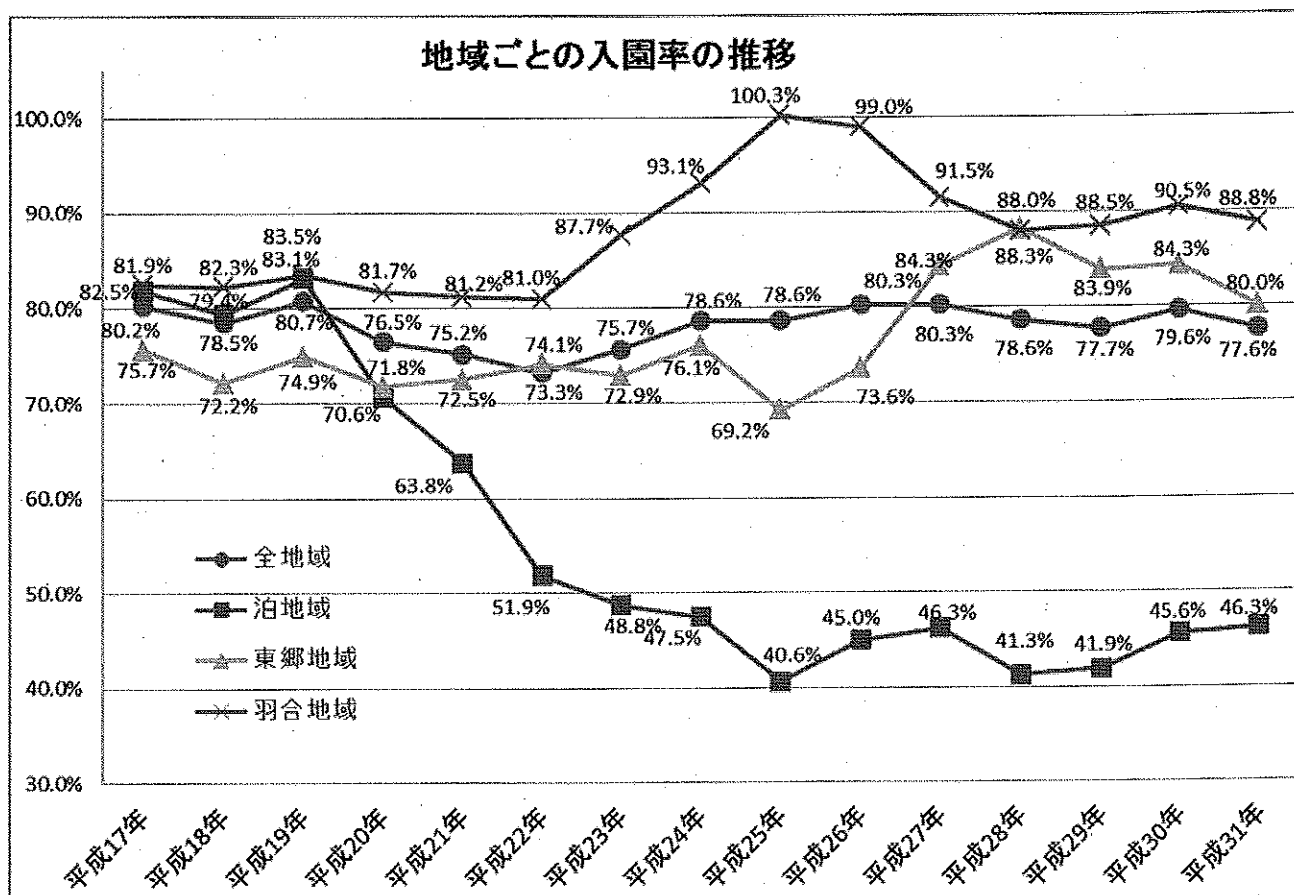


(2) 町内の保育所、認定こども園

町内に8施設あり、総定員は800人です。

《平成31年度》(単位:人)

地域	園名	公・私立	所在地	定数	入園児数 (H31.4.1現在)
泊	あさひこども園	公立	泊1175-7	100	39
	わかばこども園	公立	宇谷606-1	60	36
東郷	とうごうこども園	公立	門田3	130	120
	太養保育園	私立	方地511-1	30	20
	まつぎきこども園	公立	中興寺192-1	60	49
羽合	はわいこども園	公立	光吉107-1	160	138
	たじりこども園	公立	田後781-2	120	95
	ながせこども園	公立	はわい長瀬544	140	129
合 計				800	626



各年度4月1日現在、各地域ごとの入園の状況を比較

※入園率は、各施設の定員数に対する入所者数の割合を示したものです。

(3) 地域子育て支援センター

子育て中の親子の交流の場及び育児不安等の相談や子育てに関する講習など、地域で子育て支援を行う地域子育て支援拠点として、はわいこども園内に設置し、町内3ヶ所で活動しています。

《平成31年度の状況》

地域	名称	所在地	開所日
羽合	はわいこども園子育て支援センター 「ぽかぽか広場」	はわいこども園（光吉）内	月・水曜日、 第3土曜日 9:30～12:00 月～金曜日 13:30～15:00
泊	泊・東郷地域子育て支援センター 「サンサン広場」	あさひこども園（泊）又は わかばこども園（宇谷）内	毎月2回 火曜日 9:30～12:00
東郷	泊・東郷地域子育て支援センター 「すまいる広場」	花見コミュニティ施設 [旧花見小学校]（門田）内	月～金曜日 9:30～12:00

利用状況（年間）の推移

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30
ぽかぽか広場（はわい）	7,093	5,593	3,598	2,126
すまいる広場（東郷）	442	882	1,613	2,765
サンサン広場（泊）	365	330	366	678
合 計	7,900	6,805	5,577	5,569

※利用者数は、未就園児とその養育者、妊婦を対象として集計しています。

(4) 児童館

児童厚生施設として、児童の健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするため、町内に2ヶ所設置しています。

地域	名 称	所在地	開所日
東郷	田畑児童館	久見412-1	火～土曜日
羽合	浜児童館	はわい長瀬1678-5	火～土曜日

《平成30年度の利用実績》

（単位：人）

	延利用人数
浜児童館	2,047
田畑児童館	7,006

(5) ファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい者（依頼会員）と預かりたい者（提供会員）が登録し、お互いの条件が整えば子育てを助け合うシステムです。（令和元年8月末現在）

会員名	泊地域	東郷地域	羽合地域	合計
依頼会員	10人	22人	53人	85人
提供会員	23人	33人	23人	79人
両方会員	2人	3人	5人	10人
合計	35人	58人	81人	174人

《利用状況の推移》

	H28	H29	H30
利用実人員数	46人	7人	39人
延利用人数	327人	302人	310人

(6) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後及び土曜日、長期休業中に適切な遊びや生活の場を確保し、健全な育成を図るために設置しています。

対象校	名 称	開設場所	定 員
泊小学校	泊放課後児童クラブ	泊小学校	40人程度
東郷小学校	東郷第1放課後児童クラブ	東郷小学校	40人程度
	東郷第2放課後児童クラブ	花見コミュニティ施設	40人程度
羽合小学校	羽合第1放課後児童クラブ	羽合小学校	40人程度 (1年生のみ)
	羽合第2放課後児童クラブ	羽合西コミュニティ施設	80人程度 (2年生以上)
合 計			240人程度

《利用状況（令和元年8月末現在）》

名 称	定 員	登録者数	平均利用人数(日)
羽合第1放課後児童クラブ	40人程度 (1年生のみ)	54人	34.9人
羽合第2放課後児童クラブ	80人程度 (2年生以上)	140人	70.4人
東郷第1放課後児童クラブ	40人程度	107人	72.6人
東郷第2放課後児童クラブ	40人程度	66人	43.7人
泊放課後児童クラブ	40人程度	66人	36.4人

(7) 特別保育事業

区 分	概 要
延長保育事業	通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業
在園児一時預かり事業	教育時間前後の預かり保育（※1号認定子どもを対象）
未就園児一時預かり事業	家庭での保育が困難となる場合に、一時的に保育サービスを提供する事業
休日保育事業	休日において家庭での保育が困難な児童に対して保育する事業（中部の市町でパパール園に委託）
子育て支援短期利用事業	家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等、児童を児童福祉施設において一定期間養育又は保護する事業

《利用状況の推移》

(単位：人)

		H28	H29	H30
延長保育事業	実人員	319	316	300
	延人数	7,279	7,019	7,715
一時預かり事業 (1号認定の利用)	実人員	42	28	29
	延人数	664	383	531
一時預かり事業 (未就園児)	実人員	35	41	52
	延人数	114	198	246
休日保育事業	登録者数	6	4	8
	延人数	2	7	4
子育て支援短期利用事業 (ショートステイ)	実人員	3	3	0
	延人数	15	9	0
子育て支援短期利用事業 (トワイライトステイ)	実人員	0	1	0
	延人数	0	9	0

(8) 病児・病後児保育事業

区 分	概 要
病児保育事業	児童が入院等の必要がなく当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至らない状態のときに、一時的に保育を行う事業 ・中部の市町でパパール園に委託（厚生病院内に「きらきら園」を開設）
病後児保育事業	児童が病気の回復期であって、集団保育又は出席が困難である状態のときに、一時的に保育を行う事業 ・中部の市町で野島病院に委託（野島病院内に「すくすく園」を開設）

《利用状況の推移》

(単位：人)

		H28	H29	H30
病児保育事業	実人員	9	24	17
	延人数	85	109	46
病後児保育事業	実人員	16	14	9
	延人数	33	40	21

3 湯梨浜町の子どもの状況と子育ての実態

(子ども子育て支援新制度における保育ニーズ調査より)

【就労状況】

父母の就労状況については、父親はフルタイムによる就労が93.9%と圧倒的に多くなっていますが、母親ではフルタイムが59.2%、パート・アルバイトが26.3%となっています。

【日ごろから子どもをみてもらえる人の有無】

日常的に子どもをみてもらえる祖父母や友人・知人がいる人については、「日常的にみてもらえる」と回答された方が35.5%。「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる」と回答された方が50.7%。いずれもないと回答された方が4.9%とあり、親族等の協力を得ることができない家庭もあります。

【教育・保育施設の利用状況】

0～5歳までの未就学児童のうち、79%の児童がこども園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しています。また、利用していると回答された方のうち、91%が町内の施設で、8%の方が町外の施設を利用しています。

こども園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」「利用する必要がない」に次いで、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が15%あり、5年前に比べ12.3%の増となっています。こども園等に入園させたいが入園できない児童が増えていることがわかります。

【病児・病後児保育】

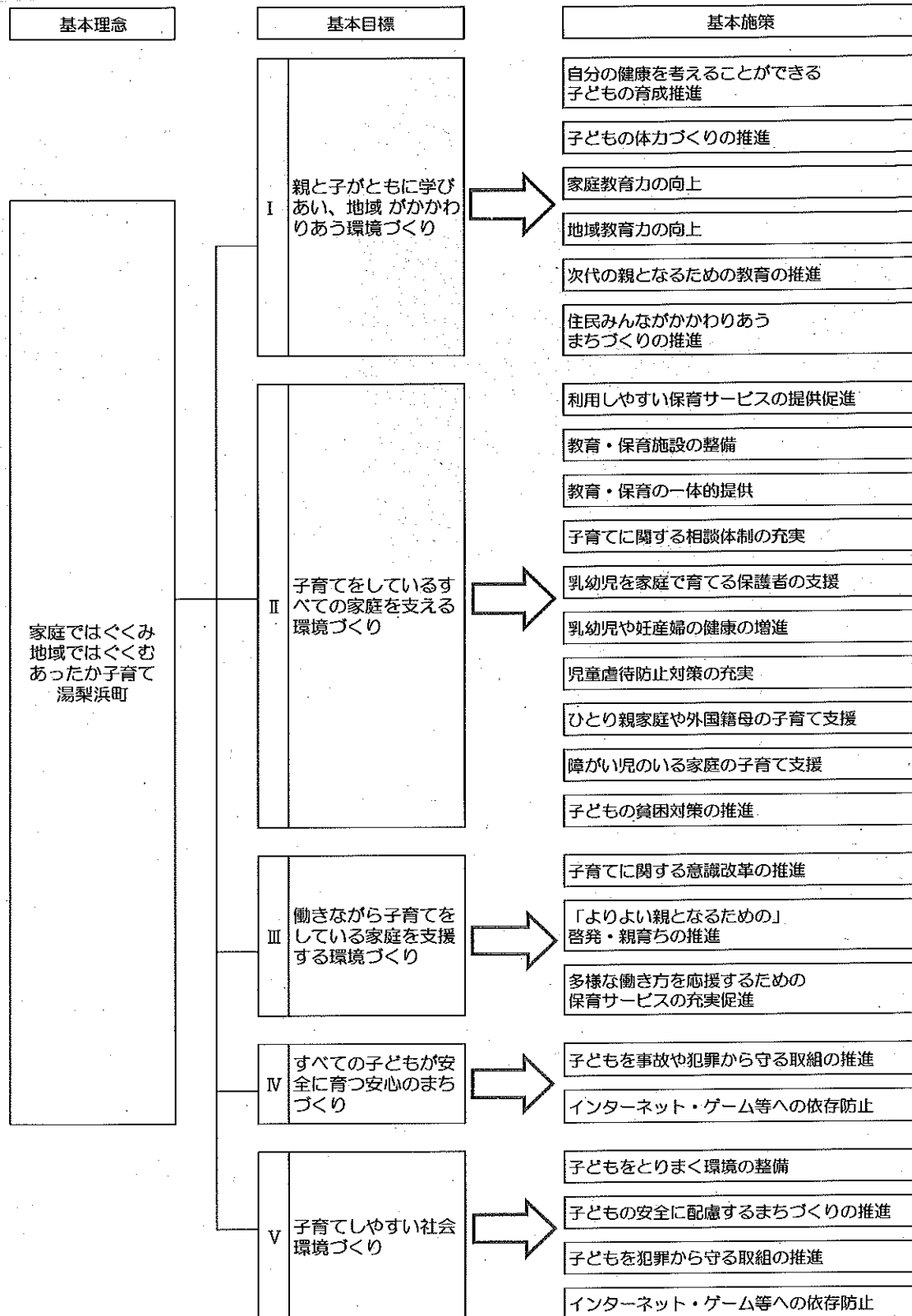
子どもが病気やけがで教育・保育の事業が利用できなかった場合、父親や母親が仕事を休んだと回答された方が63.8%あり、病児・病後児施設を利用しない理由としては、「子どもが病気のときは親がみてやりたい」など、親がみてやるべきと考える方が多くいます。反面「子どもの看護を理由に休みがとれない」「休曜日数が足りない」などの理由から、保護者が休んで子どもをみるのが難しいという方もあり、病児・病後児保育事業を継続して実施していく必要があります。

【放課後児童クラブ】

小学生の放課後の過ごし方について「自宅」と回答された方が39.1%と最も多いが、次いで「放課後児童クラブ」が23.4%となっており、小学生が放課後を過ごす場所として放課後児童クラブが重要な役割を担っています。放課後児童クラブの利用時間については、8時から預けたい人が最も多く、次いで7時30分から預けたい人が多くいます。迎え時間については、18時と回答された方が最も多いですが、19時と回答された方もいます。現在、長期休業期間及び土曜日については、8時から19時まで開所していますが、就労のため7時30分からの開所を希望される方も多くいます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の体系



2 計画の基本目標

基本理念実現のための具体的な目標は、次世代育成支援行動計画をふまえ、次の5つとします。

I 親と子がともに学びあい、地域がかかわりあう環境づくり

子どもたちが自立して多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となるよう、乳幼児期からの子どもの保育・教育環境の充実を図ります。子どもが成長していくため、家庭の教育力の向上に取り組むとともに、地域の育成環境の充実を図ります。

II 子育てをしているすべての家庭を支える環境づくり

家庭中心に子育てをしている人、働きながら保育サービスを利用して子育てをしている人、特段の支援が必要な子どもを育てている人など、子育てをしているすべての家庭のために、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、さまざまな子育て支援サービスの充実など、誰もが安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

III 働きながら子育てをしている家庭を支援する環境づくり

子育てと仕事の両立がしやすいように、働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。家族の協力を得て子育てと仕事の両立ができるよう、子育て家庭に配慮した働き方や男女共同参画の意識啓発に取り組みます。

IV すべての子どもが安全に育つ安心のまちづくり

地域で子どもを安心して育てることができるよう、家庭・こども園・保育所・学校・地域の関係機関等の連携強化に努めます。

V 子育てしやすい社会環境づくり

育児休業制度の充実など、働きながら子育てしやすいよう企業等への働きかけに取り組みます。また、子どもや子育て家庭が安心して生活できる環境の整備に取り組みます。

3 基本目標と施策

I 親と子がともに学びあい、地域がかかわりあう環境づくり

◆自分の健康を考えることができる子どもの育成を推進します

子ども自身が健康の大切さを認識し、自ら管理、改善できる能力の基礎を身につけるよう、健康教育の推進に努めます。

（具体的取組等）

- ・ 基本的生活習慣定着のための啓発、推進
- ・ こども園、保育所の給食、学校給食をとおした食育の推進
- ・ 性、喫煙等の学習をとおした健康意識の向上
- ・ 心の悩みに関する相談体制の充実
- ・ 野外活動、運動をとおした健康意識の向上

◆子どもの体力づくりを推進します

自ら運動する意欲を培うとともに、外遊びやスポーツに積極的に親しむ習慣や正しい生活習慣を身に付けるように努めます。

（具体的取組等）

- ・ 子どもの体力向上に関する意識啓発、講座の開催
- ・ 子どもの視点を取り入れた多種多様な活動機会の提供
- ・ 土日、雨天時等に安全に遊ぶことのできる環境整備

◆家庭教育力の向上に取り組みます

保護者は子育てについての第一義的責任を担っており、家庭教育は「すべての教育の原点」です。あらゆる教育の土台づくりとして家庭教育力の強化に努めます。

（具体的取組等）

- ・ 育児・教育に関する各講演会、研修会の情報提供
- ・ メディアに関する知識の普及啓発の推進
- ・ 父親の育児参加、家庭教育への関わり方の意識啓発
- ・ 育児、知育に関する相談体制の整備充実
- ・ 朝食摂取の推進

◆地域教育力の向上に取り組みます

さまざまな社会変化によって地域の人間関係や連帯感が希薄化し、子どもたちを取りまく環境が大きく変化しています。

地域の中で子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭だけでなく、地域社会と一体となった取り組みを進めるため、地域教育力の向上に努めます。

(具体的取組等)

- ・地域の子育て団体、関係機関との連携
- ・地域行事への親子参加

◆次代の親となるための教育を推進します

これから親となる世代が、将来子どもを産み育てたいと感じられるように、乳幼児などとのふれあいの機会をはじめ、子育てや家庭をもつことの大切さなどについて理解を深めるための教育や啓発を充実します。

(具体的取組等)

- ・妊産婦、父親学級、両親学級の充実
- ・心や命の大切さを学ぶための環境づくり
- ・成人式などの行事を活用した学習機会の情報提供
- ・小・中学校において乳幼児とふれあう学習の推進

◆住民みんながかかわりあうまちづくりを推進します

子どもの心の豊かさは、こども園、保育所や学校だけで身につくものではなく、家族をはじめ、同じ地域で暮らす多くの人たちとふれあいながら育つものです。

子どもたちの健やかな成長を支援するため、地域での自然、社会体験とともに、異世代・異年齢のふれあい交流を推進します。

(具体的取組等)

- ・放課後子ども教室の充実
- ・地域伝統的行事への児童の参加促進
- ・ボランティアなど人材の育成

Ⅱ 子育てをしているすべての家庭を支える環境づくり

◆利用しやすい保育サービスの提供を促進します

保育所入所は、両親共働きであることや同居の家族、労働状況等により制限があります。公立施設の認定こども園化により、保護者の就労状況及びその変化にも柔軟に対応し、継続して施設利用ができるようになりました。また、増加傾向にある利用希望に対しては、多様な保育の場について検討します。

（具体的取組等）

- ・ 3歳以上児及び第3子以降児の保育料無償化
- ・ 保育士の確保と人材育成
- ・ 適正な保育時間等についての検討
- ・ 小規模保育事業、家庭的保育事業等による保育の選択肢の検討

◆教育・保育施設の整備及び教育・保育の一体的提供に取り組みます

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。公立施設を認定こども園に移行したことにより、教育・保育を一体的に提供します。また、需要の増に対し、施設確保が困難になった場合には、施設整備について再検討し、安心・安全な保育・教育の提供に努めます。

（具体的取組等）

- ・ 公立施設の施設整備
- ・ 保育所、認定こども園などの教育・保育施設の環境整備
- ・ 小学校就学を見据えた小・中学校と認定こども園・保育所との連携

◆子育てに関する相談体制の充実をはかります

近年、核家族化の進展で、子育て中の保護者が悩みや不安、ストレスを感じたときに相談できる人間関係が希薄になっています。このことから、子育て中の保護者が悩みや不安を解消できるよう、子育てに関する機関が連携して、気軽に相談できる体制を充実します。また、子育て支援に関する情報をわかりやすく提供するため、情報提供体制の充実を図ります。

（具体的取組等）

- ・ 子育てに関する全ての関係機関（子育て世代包括支援センター、市町村、保育所、学校、認定こども園、子育て支援センター、公民館、子育てサークル、児童相談所等）の連携による相談体制の充実
- ・ 発達相談支援体制の充実

◆乳幼児を家庭で育てる保護者を支援します

乳幼児期を家庭で子育てしたいと希望する保護者を経済的に支援し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

(具体的取組等)

- ・家庭子育て支援事業の実施

◆乳幼児や妊産婦の健康の増進をはかります

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことは町民みんなの願いです。胎児期から出生を経て思春期に至る子どもたちの健康を保持、増進するための体制を整えます。

(具体的取組等)

- ・妊婦健康診査費や予防接種費の助成
- ・妊産婦、両親学級の充実
- ・子育て、発達などに関わる相談員配置による継続支援
- ・保健師などによる子育て家庭への訪問事業の充実
- ・学校における保健学習の充実
- ・食育の推進
- ・離乳食講習会
- ・産前産後サポート事業、産後ケア事業

◆児童虐待防止対策の充実をはかります

児童虐待が大きな社会問題となっています。その原因はさまざまですが、核家族化、人間関係の希薄化等の中で、子育て家庭が孤立しないような支援が重要性を増しています。保護者の孤立を防ぐための訪問支援活動や相談支援事業を充実させるとともに、虐待の発生予防、早期発見・対応、その後の児童や家族の心のケアのため、児童関係機関との連携を強化します。また、民生委員・児童委員をはじめ、地域の人々による子どもや子育てへの支援や見守りなど、地域での支援体制の整備に努めるとともに、啓発活動にも積極的に取り組みます。

(具体的取組等)

- ・児童虐待防止対策のための地域協議会の機能強化
- ・児童相談所との連携
- ・妊産婦の心のケアを行うための保健師家庭訪問、支援活動の充実
- ・虐待の予防、早期発見のためのこども園、学校等における職員研修会の開催
- ・広報活動による意識啓発

◆ひとり親家庭や外国籍母の子育てを支援します

離婚が増加する中で、ひとり親家庭は増加傾向にあり、子どもの養育や生計の維持などさまざまな課題を抱えています。また、外国籍の母親も少しずつ増えており、地域社会からの孤立を防ぐため、相談支援体制を充実させるなど、家庭のニーズに対応して望ましい支援につなげるため体制作りを進めます。

(具体的取組等)

- ・子育ての不安や悩みの対応等相談支援体制の充実
- ・経済的自立に向けた相談、支援体制の充実
- ・母子福祉団体との連携

◆障がいのある子どもとその家族の子育てや自立を支援します

障がいのある子どもとその家族が、負担や不安を抱え込まないように相談、支援体制を充実します。なかでも、医療的ケアの必要な子どもが身近な地域で支援を受けられる体制の整備について検討します。

(具体的取組等)

- 障がいへの理解を含めたノーマライゼーションに向けた広報活動
- 相談支援体制の充実
- 医療的ケアの必要な子どもの支援のための関係機関の協議の場の設置

◆子どもの貧困対策を推進します

家庭の経済状況に関わらず、教育や学びを保障し、貧困が次の世代に連鎖しないよう取組について検討します。

(具体的取組等)

- 家庭の経済状況に関わらず、健やかに育ち成長できる支援の充実

Ⅲ 働きながら子育てしている家庭を支援する環境づくり

◆保護者の子育てに関する意識の改革を推進します

性別にかかわらずお互いが子育てに積極的に協力しあう意識改革に努めます。

(具体的取組等)

- ・ 幼児・学校教育における男女共同参画に関する学習の推進
- ・ 地域・家庭・企業における男女共同参画意識の啓発
- ・ 男女の固定的役割分担意識の解消へ向けた啓発

◆「よりよい親となるための」啓発・親育ちの推進

子どもの発達に応じた食生活や生活時間、子どもへの声かけや接し方など、基本的な知識や技術を習得するための情報提供や研修の機会を提供するとともに、相談支援体制を充実させ、状況に応じた個別支援を行います。

(具体的取組等)

- ・ 子育て世代包括支援センター事業の実施
- ・ 乳幼児健診、家庭訪問における保健師の指導
- ・ 子育て支援センター事業の充実
- ・ こども園、保育所におけるオープンデーの実施
- ・ こども園、保育所、学校等における保護者研修の充実
- ・ 各種子育て講座の開催
- ・ 広報活動による意識啓発

◆多様な働き方を応援するため、保育サービスの充実を促進します

保護者の働き方は多様化しています。多様な勤務状況に対応するため、保育所特別保育事業や放課後児童クラブ等の充実に努めます。

(具体的取組等)

- ・ 放課後児童健全育成事業の充実
- ・ 延長保育、一時預かり事業、乳児保育、障がい児保育、病児・病後児保育等の充実
- ・ 保育士、放課後児童クラブ支援員等の指導力向上のための研修
- ・ ファミリー・サポート・センター（依頼会員、提供会員の相互援助育児）の充実
- ・ 適正な保育時間等についての検討

Ⅳ すべての子どもが安全に育つ安心のまちづくり

◆子どもを事故や犯罪から守る取り組みを推進します

児童、生徒が登下校中に不審者から声をかけられたり、カメラを向けられたりする事案が頻繁に発生しています。子どもを守る地域の暖かい目を培い、子どもを犯罪から守ります。

（具体的取組等）

- ・ 保育所、認定こども園、学校における安全教育の徹底、自主防犯意識の向上
- ・ 子ども見守り活動の推進
- ・ ブザー等防犯機器の着用徹底
- ・ 広報活動による意識啓発
- ・ 地域パトロールの推進
- ・ 通学路等の安全点検

◆インターネット・ゲーム等への依存防止に取り組みます

情報機器の普及・進展に伴い、情報機器を使って誰でも情報を自由に発信、受信できるようになり、便利になった反面、人間関係のトラブルや青少年の犯罪、被害の増加が問題になっています。パソコンや携帯電話、スマートフォンをはじめ、ゲーム機、テレビなどインターネットに接続できる機器も増えており、過度に依存している子どもも増えています。保護者をはじめとする大人が、インターネットに関連したトラブルが身近なところで起こっていることを認識するとともに、子どもたちに情報モラルやインターネットの危険性を伝え、正しい使用や操作方法について学ぶよう働きかけます。

（具体的取組等）

- ・ 広報活動による意識啓発
- ・ 保育所、認定こども園、学校における啓発活動
- ・ 情報モラルについての教育の推進

V 子育てしやすい社会環境づくり

◆仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりの推進

現在、多方面から仕事と家庭生活を両立し、子育てに配慮した職場環境を整備し、働く人のワークライフバランスを確立していくことが求められています。その実現に向けた取り組みを推進します。

（具体的取組等）

- ・育児休業制度、介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりの推進
- ・育児期間中の男女就業者の柔軟な勤務体制への取り組みの推進
- ・国、県の機関と連携し、子育てに配慮した職場環境の整備へ向けた事業所・事業主への啓発
- ・就労情報の提供などによる就労援助の推進

◆子どもを取りまく環境を整備します

地域と学校等の連携のもとに、子どもたちにとって有害な環境を取り除くよう働きかけます。

（具体的取組等）

- ・自動販売機の撤廃（有害図書、タバコ、酒類）の推進
- ・公共施設における喫煙禁止の推進

◆子どもの安全に配慮するまちづくりを推進します

子ども、妊産婦、子ども連れの方が安心して快適に利用できる環境の整備を推進します。

（具体的取組等）

- ・乳幼児向け（衛生的）の遊び場の確保
- ・公園などの公共施設のバリアフリー化推進

第4章 教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込と確保策

1 教育・保育提供区域の設定

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することになっています。

湯梨浜町は、事業の特性や施設整備の状況等を勘案し、教育・保育等をはじめとした主要事業について「全町」を提供区域とします。放課後児童クラブについては、現在の状況や、児童が安全に通える範囲等を考慮して「小学校区」を提供区域とします。

【提供区域】

事業名		提供区域	
		全町	小学校区
教育・保育施設		○	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	○	
	地域子育て支援拠点事業	○	
	妊婦健康診査	○	
	乳児家庭全戸訪問事業	○	
	養育支援訪問事業	○	
	子育て短期支援事業	○	
	ファミリー・サポート・センター事業	○	
	一時預かり事業	○	
	延長保育事業	○	
	病児・病後児保育事業	○	
	放課後児童クラブ		○

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

年度ごとに設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設の確保の方策及び実施時期を設定します。

■教育・保育の認定区分

【認定の種類】

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設等
1号認定	保育を必要としない3～5歳の子ども	認定こども園、幼稚園
2号認定	3～5歳で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、小規模保育等

【量の見込み】

(単位：人)

年度	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2	児童数	134	144	165	119	156	158	876
	1号				7	8	7	22
	2号				3	2	2	7
					99	146	149	394
					102	148	151	401
	3号	74	130	149				353
	上記以外	60	14	16	10	0	0	100
3	児童数	132	142	144	168	122	157	865
	1号				7	7	8	22
	2号				2	3	2	7
					146	112	147	405
					148	115	149	412
	3号	73	128	130				331
	上記以外	59	14	14	13	0	0	100
4	児童数	131	140	142	146	169	125	853
	1号				6	7	8	21
	2号				2	3	3	8
					127	159	114	400
					129	162	117	408
	3号	72	126	128				326
	上記以外	59	14	14	11	0	0	98

5	児童数		131	139	140	145	148	171	874
	1号					8	6	8	22
	2号	教育ニーズ				2	3	3	8
		保育ニーズ				124	139	160	423
		合計				126	142	163	431
	3号		72	125	126				323
	上記以外		59	14	14	11	0	0	98
6	児童数		130	138	138	143	146	151	846
	1号					7	8	6	21
	2号	教育ニーズ				2	3	2	7
		保育ニーズ				123	135	143	401
		合計				125	138	145	408
	3号		72	124	124				320
	上記以外		58	14	14	11	0	0	97

【 提供体制の確保の内容及び実施時期 】

平成27年4月より、公立施設はすべて認定こども園へ移行し、1・2・3号の受入が可能となりました。また、令和2年4月より民間事業者による0歳から2歳までを受け入れる30人定員の認可保育所が開設され、その施設での受け入れも始まります。

1・2号については、教育・保育の量の見込みに対し、教育・保育施設の定員数が上回っているため、現在の施設で必要数が確保できると考えます。

3号認定については、令和2年4月より民間事業者による町内保育所での受け入れもできるようになります。0・1・2歳児とも、教育・保育の量の見込みと施設の定員数がほぼ同数となっていますが、保護者の就労状況などにより町外施設を希望される家庭も10%程度あることから、施設の広域利用について、近隣市町と連携を図りながら、現在の施設で対応します。しかし、必要な職員数の確保や広域利用での受入が厳しい状況にあり、今後は、3歳未満児の受入施設について、できるだけ速やかに対応できるよう、受け入れ態勢について検討していきます。保育士確保については、公営、民営を問わず処遇改善と労働環境改善に向け取り組みます。

年度	区分		量の見込み ①	確保方策②			差引 ②－①
				特定教育・保育施設		地域型 保 育	
				町内施設	広域利用		
2	1号		22	22	0	0	0
	2号		401	401	0	0	0
	3号	0歳	74	74	0	0	0
		1・2歳	279	263	16	0	0
		計	353	337	16	0	0
3	1号		22	22	0	0	0
	2号		412	412	0	0	0
	3号	0歳	73	73	0	0	0
		1・2歳	258	258	0	0	0
		計	331	331	0	0	0
4	1号		21	21	0	0	0
	2号		408	408	0	0	0
	3号	0歳	72	72	0	0	0
		1・2歳	254	254	0	0	0
		計	326	326	0	0	0
5	1号		22	22	0	0	0
	2号		431	426	5	0	0
	3号	0歳	72	72	0	0	0
		1・2歳	251	251	0	0	0
		計	323	323	0	0	0
6	1号		21	21	0	0	0
	2号		408	408	0	0	0
	3号	0歳	72	72	0	0	0
		1・2歳	248	248	0	0	0
		計	320	320	0	0	0

【町内施設の利用定員】

施設名 区分		はわい こども園	たじり こども園	ながせ こども園	とうごう こども園	まつざき こども園	あさひ こども園	わかば こども園	太 養 保育園	ニチイ 保育園	合計
1号		30	6	6	10	9	3	3	0	0	67
2号		80	57	78	72	38	57	27	17	0	426
3号	0歳	9	15	12	6	3	9	9	5	6	74
	1・2歳	41	42	44	42	10	31	21	8	24	263
	計	50	57	56	48	13	40	30	13	30	337
合 計		160	120	140	130	60	100	60	30	30	830

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援します。

【事業の種類】

基本型	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの。（例：子育て支援センター）
特定型	待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するもの。
母子保健型	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築するもの。主として、保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

《配置数》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保量（箇所）	1	1	1	1	1

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

平成29年4月にワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター(母子保健型)」を役場子育て支援課内に開設しました。保健師を中心に関係課が連携して「情報集約・提供」「相談」「利用者支援・援助」を行います。また、事業の実施に当たり、広報・啓発活動を実施し、サービスを利用される方に広く周知を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

《年間延べ利用者数》

	R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1
量の見込み（人日）	4,210	3,972	3,925	3,897	3,858
確 保 量（人日）	4,210	3,972	3,925	3,897	3,858

※対象者数は、0歳～2歳の未就園児のみを計上しているため、10ページ（3）

「地域子育て支援センターの利用状況の推移」とは対象者が異なります。

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

主に就園前の児童とその保護者が利用する施設です。

現在は、はわいこども園子育て支援センターを拠点として事業を行っています（東郷・泊地域は出張方式）。事業実施場所等について、ニーズや事業内容等を考慮しながら配置を検討し、ゆとりのある場所の確保に努めます。

公立施設は認定こども園へ移行し、各園で子育て支援事業を行っています。オープンデーや相談事業、一時保育などを通して、各園が地域の人々にとって身近な子育て支援の拠点となるよう努めます。

現在、支援センターでは、乳児活動や相談事業の充実、妊産婦（プレママ）対象事業の実施、交流、参加型事業の拡充など、子育て支援拠点としての事業を実施していますが、より専門性の高い事業を担うものとするなどの検討を行っています。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、安心・安全な出産のために、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

《年間対象者数・受診回数》

	R2	R3	R4	R5	R6
対象者数 (人)	134	132	131	131	130
量の見込み (回)	1,608	1,584	1,572	1,572	1,560
確 保 量 (回)	1,876	1,848	1,834	1,834	1,820

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

県内契約医療機関で実施しており、医療機関で確実に健診が受けられるよう、引き続き実施機関の確保を行います。(中部 4 医療機関、 その他県内産科医療機関)

すべての妊婦に、妊娠初期から出産までの14回の健診について公費助成を行っていますが、中には直前まで健診を受けない妊婦もあるため、この健診の重要性を積極的に周知啓発していきます。また、若年妊婦、気になる妊婦への受診勧奨、支援を行い、母子ともに安全な出産をめざします。

里帰り出産等で県外の医療機関を受診される場合も費用の助成が受けられるため、母子健康手帳交付時に制度の説明を行うなど、対象者への制度の周知を図ります。

(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

《訪問件数》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	134	132	131	131	130
確保量(人)	134	132	131	131	130

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

町の保健師により、乳児のいるすべての家庭を訪問しています。

訪問の時期については、出生後、できる限り早期に対応するために生後1ヶ月以内を目標にしています。

子育てに不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努め、関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

《訪問件数》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	40	40	39	39	39
確保量(人)	40	40	39	39	39

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

若年出産や望まない妊娠等妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要な家庭等に対し、保健師、子育て支援員等が訪問を実施し、相談・支援を行います。

訪問件数は増加傾向にあるため、スタッフの確保に努めます。

適切な訪問により、児童虐待の発生防止と早期発見・早期対応につなげます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業概要】

(1) ショートステイ

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行います。

(2) トワイライトステイ

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設で保護し、生活指導、食事の提供を行います。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

《ショートステイ》

	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数（実人員）	2	2	3	3	3
量の見込み（延人数）	8	8	12	12	12
確保量（延人数）	8	8	12	12	12

《トワイライトステイ》

	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数（実人員）	1	1	2	2	2
量の見込み（延人数）	3	3	6	6	6
確保量（延人数）	3	3	6	6	6

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

現在、ショートステイ・トワイライトステイともに、因伯子供学園・鳥取こども学園・青谷こども学園・米子聖園天使園・米子聖園ベビーホームの5箇所に委託して事業を行っています。宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではないですが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。事業の委託先の養護施設に空きがないと利用できないため、できるだけ多くの施設を早期に委託先として確保し、受入に対応できるように努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織）を設立し、会員の募集・登録や相互援助活動の連絡・調整等を行います。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

《年間延べ利用者数》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人）	183	181	179	179	178
確 保 量（人）	183	181	179	179	178

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

事業の延利用者数は増えていますが、実際にサービスを利用する人は限られているため、事業のさらなる周知と、利用者が使いやすい事業となるよう手続き方法などの検討を行います。また、安定した提供会員（育児の支援を行う者）の確保と人材の育成が今後の課題です。

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

- 〈1〉 幼稚園または認定こども園で実施する、主に在園児（※教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども））を対象に行う、教育時間前後の預かり保育です。
- 〈2〉 認定こども園、幼稚園、保育所等に通っていない乳幼児が、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったとき、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

- 〈1〉 幼稚園・認定こども園 1号認定子どもによる不定期の利用

《年間延べ利用者数》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人）	250	230	230	239	222
確 保 量（人）	250	230	230	239	222

- 〈2〉 未就園児による利用

《年間延べ利用者数》

	R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数	8	8	8	8	8
量の見込み（人）	404	391	379	374	366
確 保 量（人）	404	391	379	374	366

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、こども等園における一時保育の重要性が高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。

幼稚園・認定こども園における在園児の一時預かりについては、利用希望を満たせる状態にあるため、引き続き事業を実施します。

家庭保育推進により、家庭で子育てを行う世帯も増えており、未就園児を対象とした一時預かり事業の利用は増加傾向にあるため、引き続き事業を実施します。利用を希望される日が施設の行事と重なった場合、職員の配置ができないなどの理由により受入できないことがあるため、希望に柔軟に対応できるよう努めます。

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

《年間延べ利用者数》

	R2	R3	R4	R5	R6
実施個所数	9	9	9	9	9
量の見込み(人)	3,948	3,901	3,831	3,925	3,807
確保量(人)	3,948	3,901	3,831	3,925	3,807

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

町内全施設で、保育標準時間(11時間)を超えて保育を実施します。利用希望に対応できる状態にあるため、引き続き事業を実施します。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

保育所や幼稚園、認定こども園などに通園する児童が、病気または病気回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

小学校3年生までの児童も対象としています。

【提供区域】

全町

【事業の量の見込みと確保方策等】

《年間延べ利用者数》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	110	109	107	110	106
確 保 量(人)	110	109	107	110	106

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

病児・病後児保育は、鳥取県中部定住自立圏構想において、1市4町で取り組みを行っています。現在の委託先は倉吉市となっており、病児保育は“きらきら園（厚生病院内）”、病後児保育は“すくすく園（野島病院内）”で事業を実施しています。収容人数に制限があることから、希望されるときに利用できない場合も想定されるため、受け入れ体制について検討します。

ニーズに対し、実際の利用が少なくなる傾向があるため、住民の方へ利用方法を周知するなど、利用しやすい体制作りに努めます。また、自宅から遠いといった立地的な問題については、ファミリー・サポート・センター事業と連携するなど、保護者の方の支援に努めます。

(11) 放課後児童クラブ

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後及び長期休業中に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【提供区域】

小学校区

【事業の量の見込みと確保方策等】

確保量については、現在の開設場所の面積と、1人あたりの面積基準により受入できる人数を掲げています。

(1) 羽合小学校区

(開設場所：羽合第1／羽合小学校、羽合第2／羽合西コミュニティ施設)

《利用者数》

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	低学年(人)	86	90	93	88	93
	高学年(人)	17	16	16	16	17
	合 計	103	106	109	104	110
確保量 (人)		130	130	130	130	130

(2) 東郷小学校区

(開設場所：東郷第1／東郷小学校、東郷第2／花見コミュニティ施設)

《利用者数》

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	低学年(人)	82	80	78	69	68
	高学年(人)	43	43	43	46	44
	合 計	125	123	121	115	112
確保量 (人)		74	74	74	74	74

(3) 泊小学校区

(開設場所：泊小学校)

《利用者数》

		R2	R3	R4	R5	R6
量の 見込	低学年（人）	30	28	28	23	24
	高学年（人）	20	22	22	22	21
	合 計	50	50	50	45	45
確保量（人）		55	55	55	55	55

【 提供体制の確保の内容及び実施時期 】

泊地域は、放課後児童クラブの運営に関する新基準を現状で満たしており、現在の場所で引き続き事業を実施します。

東郷地域は、地域割りにより現在2か所で実施していますが、利用に偏りがあるため、調整が必要です。現在、平日はスポーツ少年団等のクラブを利用しない児童と利用する児童での利用時間が重ならないため、登録児童数が多くても1教室で過ごすことができます。また、長期休業等は学校との連携を図り、小学校の余裕教室を利用しながら、受入場所、面積の確保に努めています。今後、利用児童の増なども想定し、教室の増も検討していきます。

羽合地域については、平成 28 年度より、羽合小学校に1年生を対象とした羽合第1放課後児童クラブを開設しました。また、2年生以上を対象とした羽合第2放課後児童クラブについても羽合西コミュニティ施設の2教室を利用し開設しています。今後、羽合第2放課後児童クラブは小学校に近い場所に移転する予定ですが、今後も継続してクラスを分割し運営を行っていきます。

小学校の状況に応じて余裕教室や特別教室、体育館などを活用し、校外に移動せず、安全に過ごせる居場所の確保に努めます。また、放課後子ども教室と連携を図りながら事業を実施することにより、児童が安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう総合的な放課後対策に取り組めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う時間外保育、日用品等の費用の全額、一部を助成する事業です。

【事業の量の見込みと確保方策等】

幼児教育・保育の無償化実施により、県及び町施策で保育料が無償となっていた第3子以降の副食材料費についての補助を実施しています。その他の実費徴収については、状況をみながら、補足給付実施の有無を検討することとし、計画期間中の事業実施に係る量の見込み及び確保方策等は設定しないこととします。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

保育事業等に民間参入を促進する事業

【事業の量の見込みと確保方策等】

新制度移行後の状況を見ながら必要に応じて検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策等は現時点では設定しないこととします。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

湯梨浜町では、幼保連携型認定こども園5施設、保育所型認定こども園2施設、保育所1施設で教育・保育の一体的提供を推進しています。令和2年度からは民間運営による保育所が開設になり、子どもの受け入れが広がります。

また、小学校就学を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保するよう、小・中学校と認定こども園・保育所との連携を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しながら給付を実施します。

6 新・放課後子ども総合プラン

新・放課後子ども総合プランに基づき、全小学校において放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的運営ができるよう、継続して取り組みます。

【放課後児童クラブ】町全域

(単位：人、箇所)

年 度	R2	R6
量の見込み	259	259
クラブ数(箇所数)	5(5)	5(5)
内小学校内での実施数	3	3

【放課後子ども教室】町全域

(単位：箇所)

年 度	R2	R6
教室数	8	8
内小学校内での実施数	3	3

【一体的に実施する達成されるべき目標事業量(箇所数)町全域】

(単位：校)

年 度	R2	R6
児童クラブ実施校数	3	3
子ども教室実施校数	3	3
一体的に実施する箇所数(学校数)	3	3

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的実施については、継続して町内全小学校(3箇所)で実施します。

○放課後子ども教室においては、地域住民等の参画による学習支援、多様な体験及び活動事業などの実施をめざすとともに、放課後児童クラブを開設する各小学校では、放課後児童クラブの児童もその事業に参加できる一体的又は連携による運営を実施します。

○新・放課後子ども総合プランの推進については、教育委員会、子育て支援課、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、学校などの関係者が相互に連携し、適宜協議を行いながら推進します。

【一体的に実施する内容】

対象小学校区	一体的運営		連携の頻度
	児童クラブ	放課後子ども教室	
羽合小学校区	羽合第1放課後児童クラブ	ゆりはま自主学習の広場	月1回
泊小学校区	泊放課後児童クラブ	ゆりはま自主学習の広場	月1回
東郷小学校区	東郷第1放課後児童クラブ	ゆりはま自主学習の広場	月1回

第5章 計画の着実な推進のために

継続的な計画の実施状況の把握に向けて

計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされますが、そのためにも、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

◆湯梨浜町子ども・子育て会議を継続します。

計画の理念、施策、事業等を検討してきた子ども・子育て会議において、今後の計画の実施状況を把握・点検していきます。

◆庁内関係各課の連携を図ります。

全庁的な取り組みとするために、担当課だけでなく、関係課の連携を強化し、子ども・子育て会議で評価した結果が総合的に反映される体制づくりに努めます。

湯梨浜町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	鳥取短期大学 幼児教育保育学科准教授	近 藤 剛
学識経験者	元小学校長	山 田 一 男
子育て当事者	まつざきこども園PTA会長	山 本 康 典
子育て当事者	あさひこども園保護者会長	米 原 和 希
子育て当事者	はわいこども園PTA会長	高 松 敏 雄
町民を代表する者（公募）		石 井 由加利
町民を代表する者（公募）		千 熊 一 弘
子育て支援事業従事者	社会福祉法人太養保育園 園長	千 石 祐 正
子育て支援事業従事者	とうごうこども園 園長	田 中 真由美
子育て支援事業従事者	わかばこども園 園長	野 田 祥 子
子育て支援事業従事者	たじりこども園 園長	長谷川 初 美

平成30年度実施

湯梨浜町子ども・子育て支援

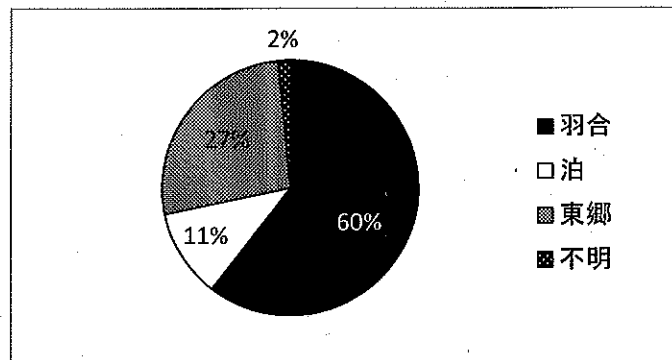
ニーズ調査結果

《未就学児童用》

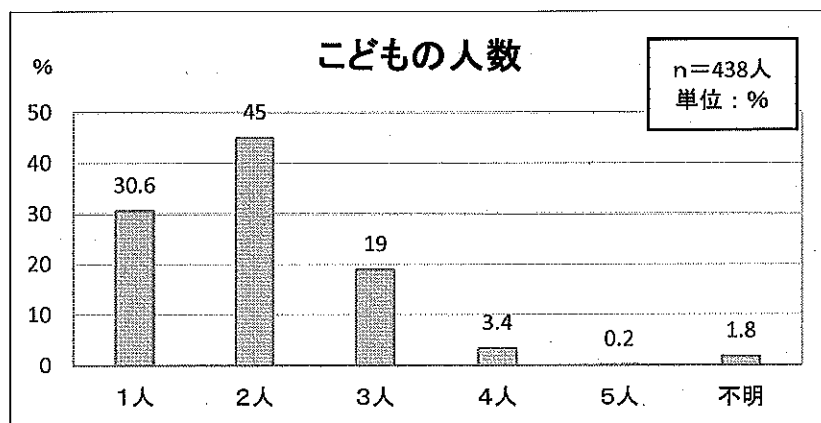
問1 お住まいの地域

【総数】 438

羽合	265
泊	49
東郷	117
不明	7

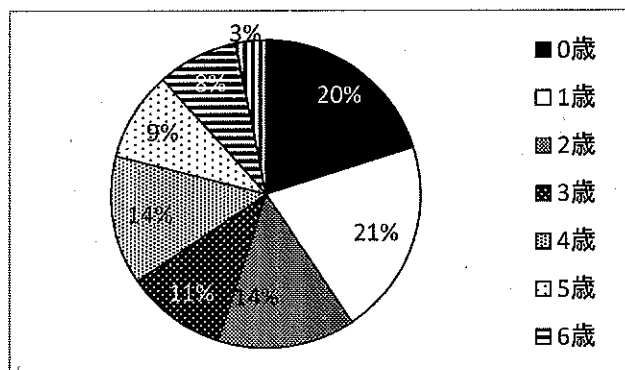


問2 お子さんの人数



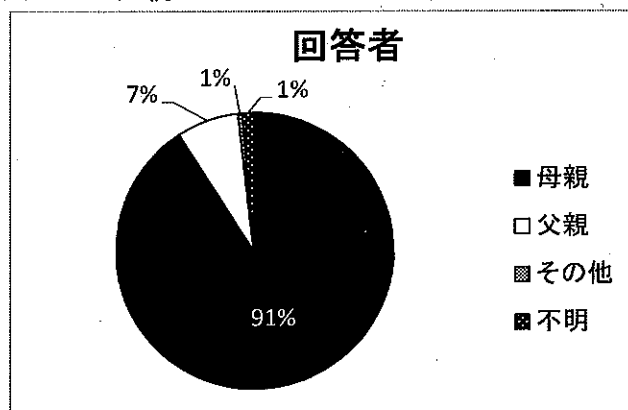
問3 お子さんの年齢(末子の年齢)

0歳	88
1歳	90
2歳	63
3歳	46
4歳	59
5歳	41
6歳	37
不明	14
合計	438



問4 調査の回答者

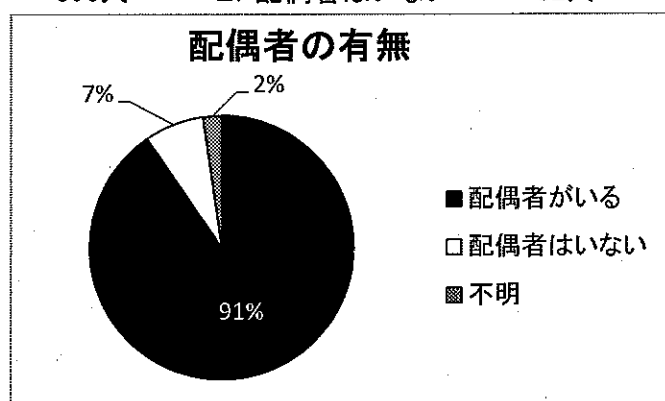
1. 母親 ... 398人 2. 父親 ... 32人 3. その他 ... 2人 4. 不明 ... 6人



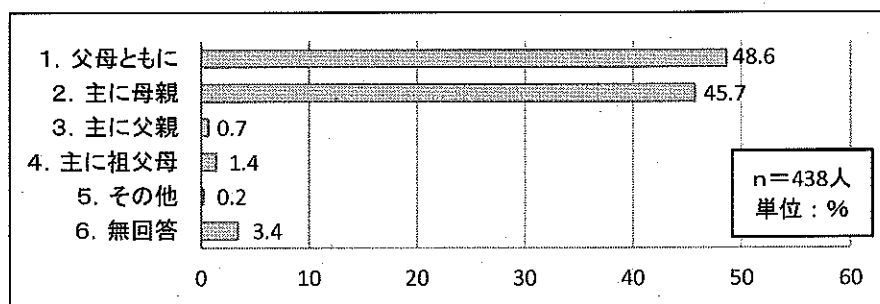
※【3. その他】の内容 ... 祖母

問5 配偶者の有無

1. 配偶者がいる … 396人 2. 配偶者はいない … 32人 3. 不明 … 10人

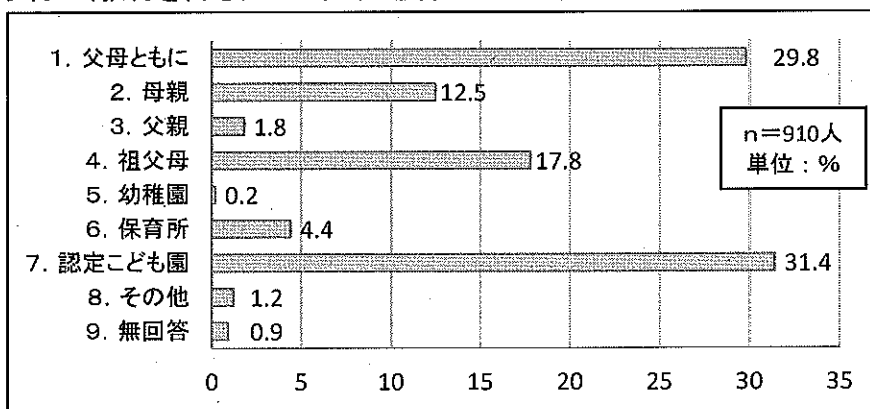


問6 子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。



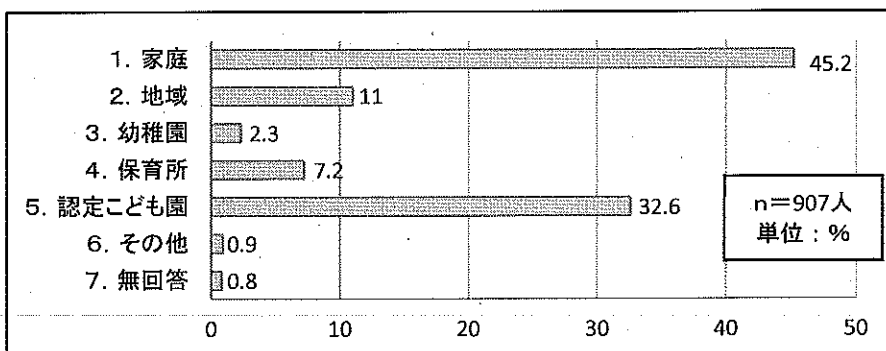
※【5. その他】の内容 … 父母、祖母など

問7 子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。(複数回答可)

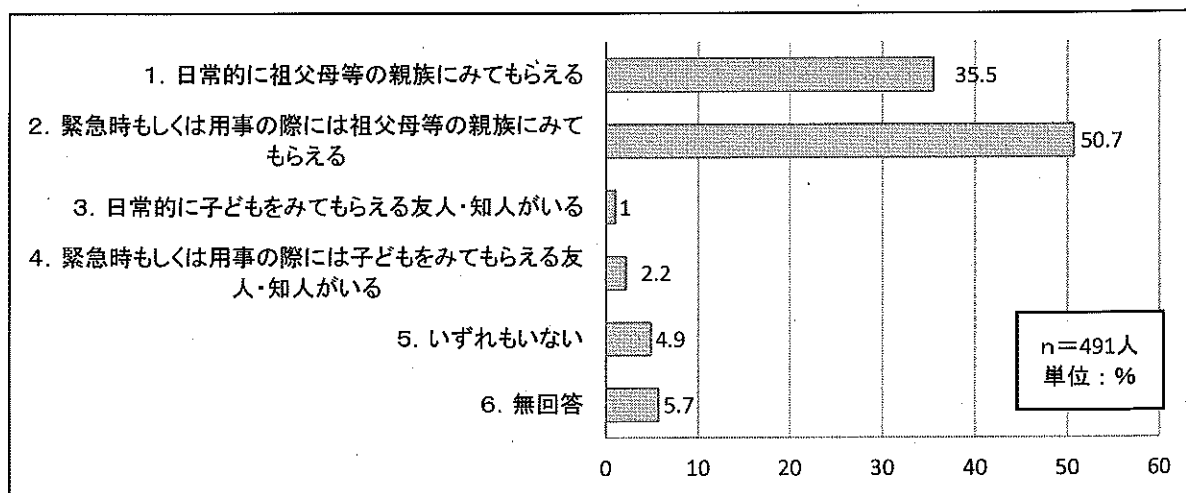


※【8. その他】の内容 … 曾祖父母など

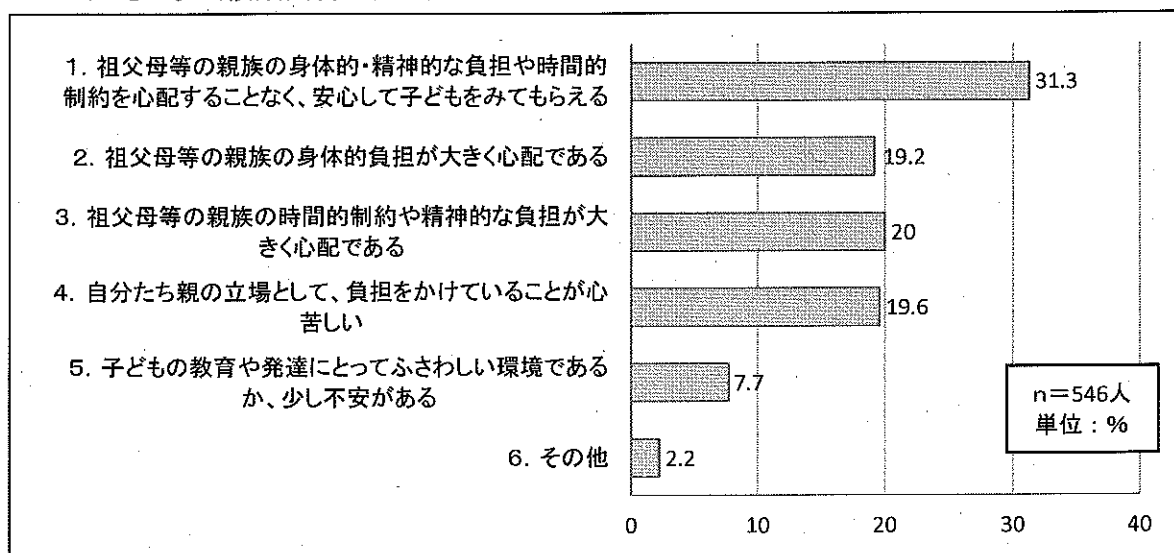
問8 子育て(教育を含む)に、もっとも影響すると思われる環境は何ですか。(複数回答可)



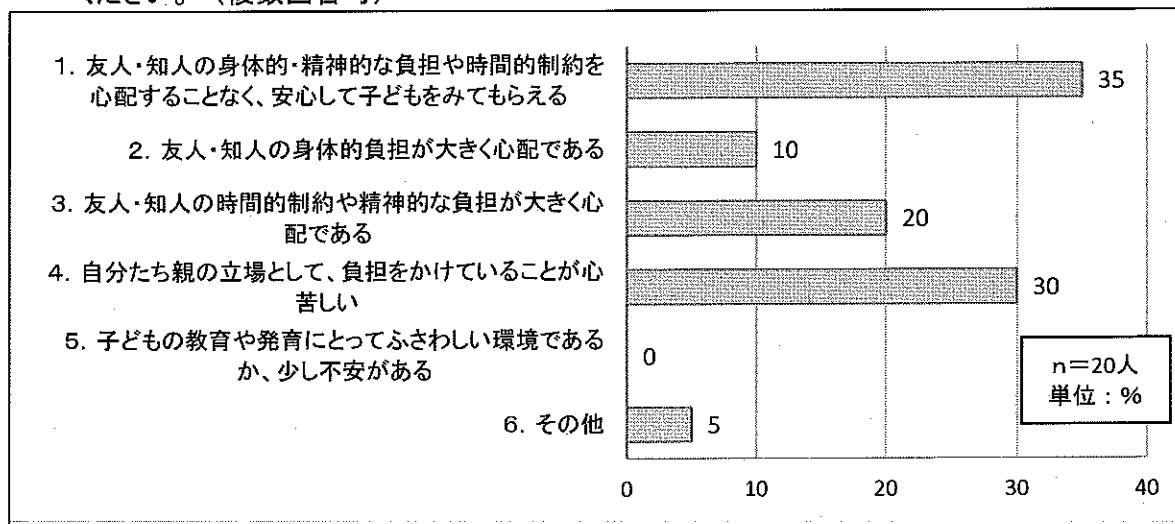
問9 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答可)



- (1) 問9で「1.」または「2.」に回答した方におたずねします。
祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

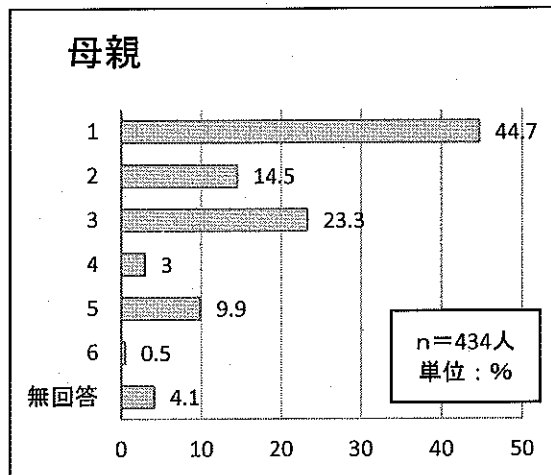
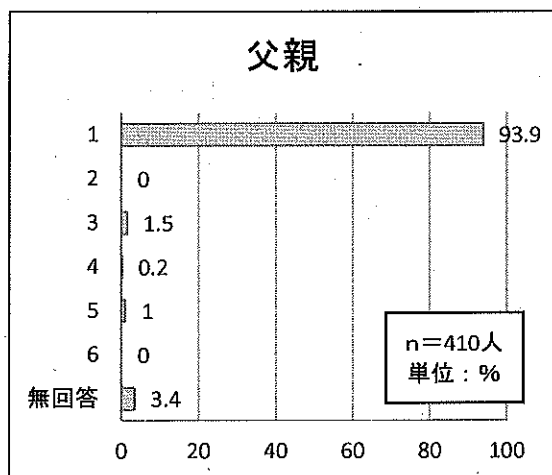


- (2) 問9で「3.」または「4.」に回答した方におたずねします。
友人・知人にお子さんをみてもらっている状況について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)



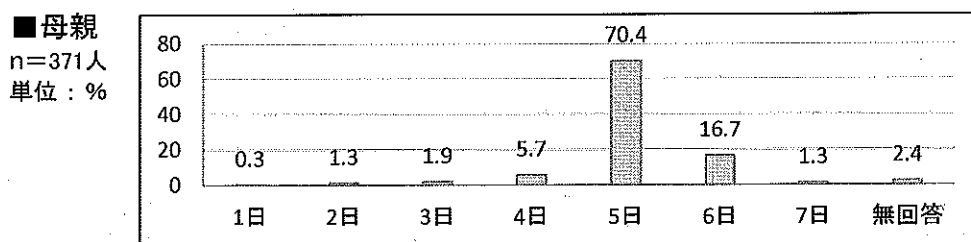
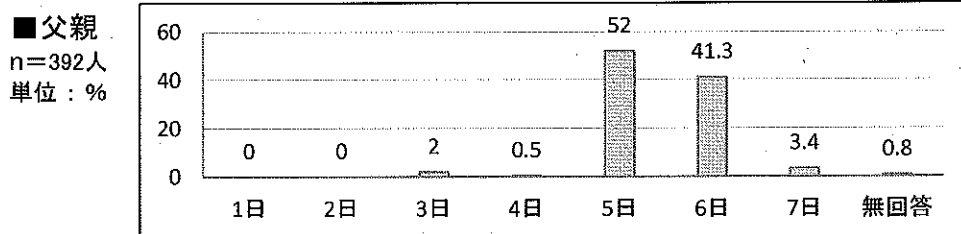
問10、11 保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)についておたずねします。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない

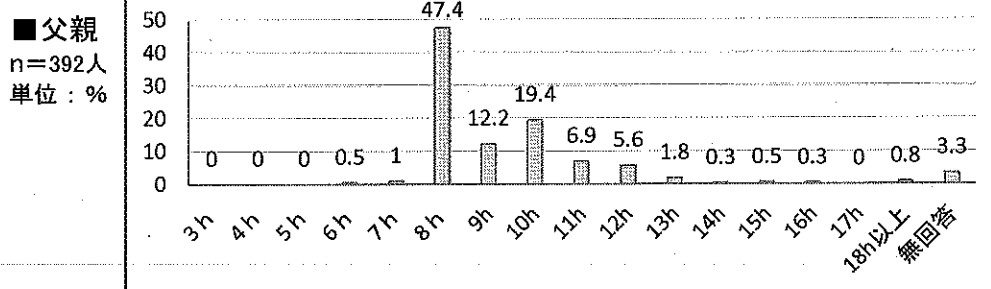


- (1) 問10、11で「1.~4.」(就労している)と答えた方におたずねします。
週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」、「家を出る時刻」と「帰宅時刻」をお答えください。

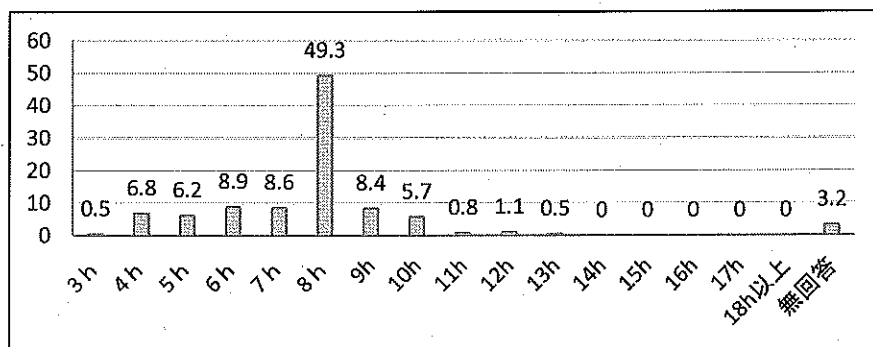
【現在の就労日数/週】



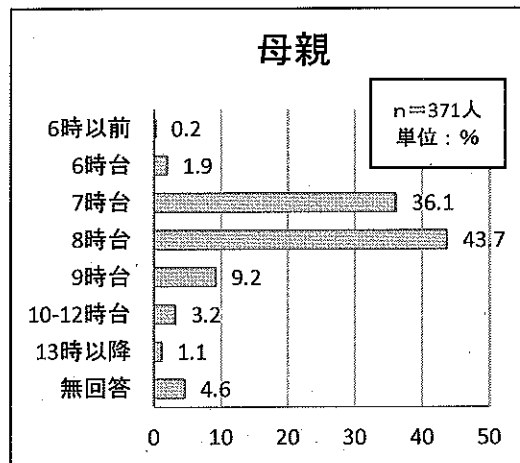
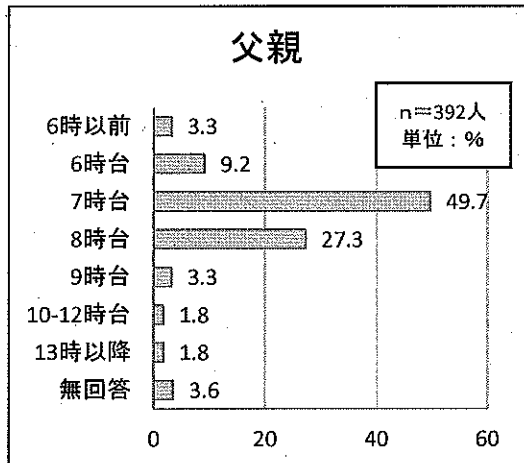
【現在の就労時間/日】



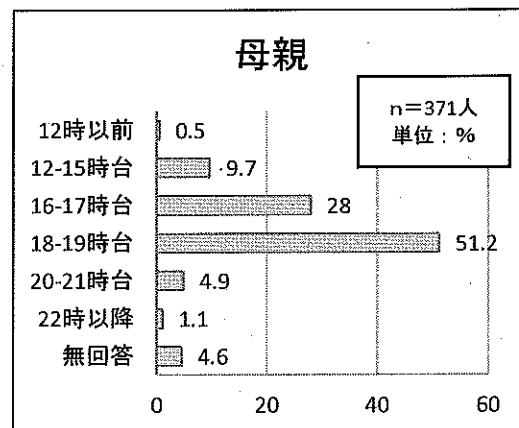
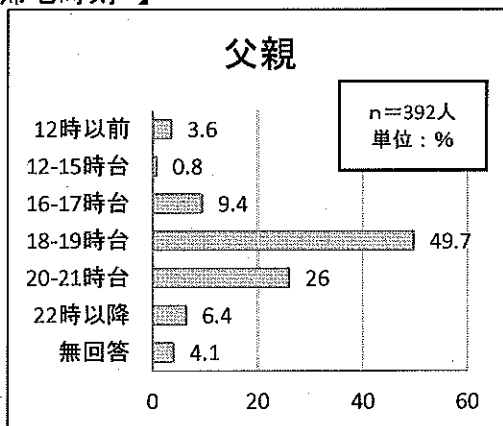
■母親
n=371人
単位：％



【 家を出る時刻 】

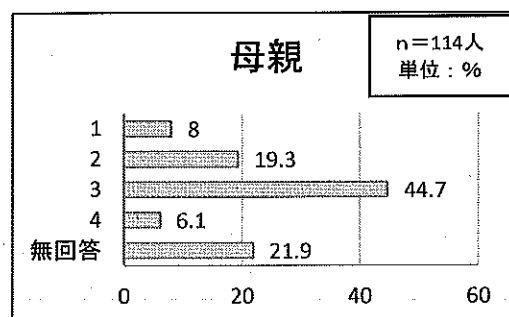
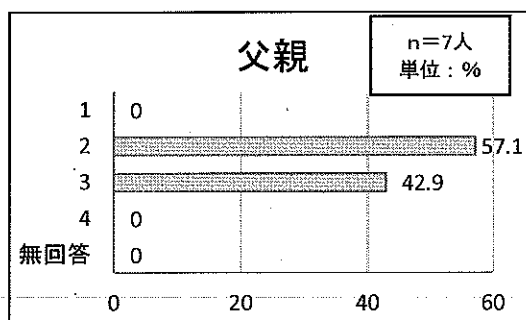


【 帰宅時刻 】



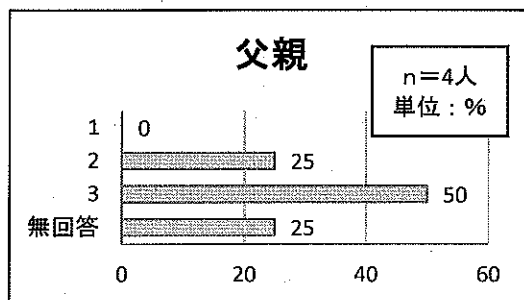
(2) 問10、11で「3」「4」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方におたずねします。
フルタイムへの転換希望はありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

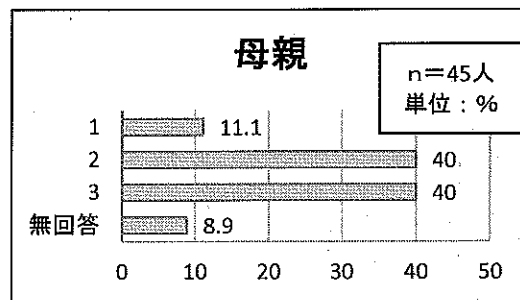


(3) 問10、11で「5.」または「6.」(就労していない、就労したことがない)に回答した方におたずねします。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 1年より先、一番下の子どもが □□歳になったころに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

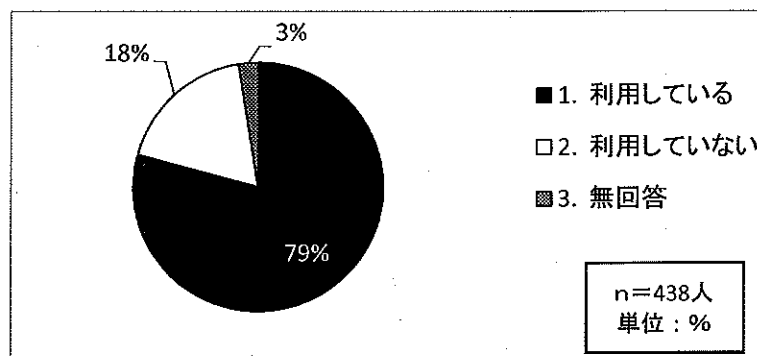


※【2】子どもの年齢・・・2歳
【3】就労形態・・・フルタイム

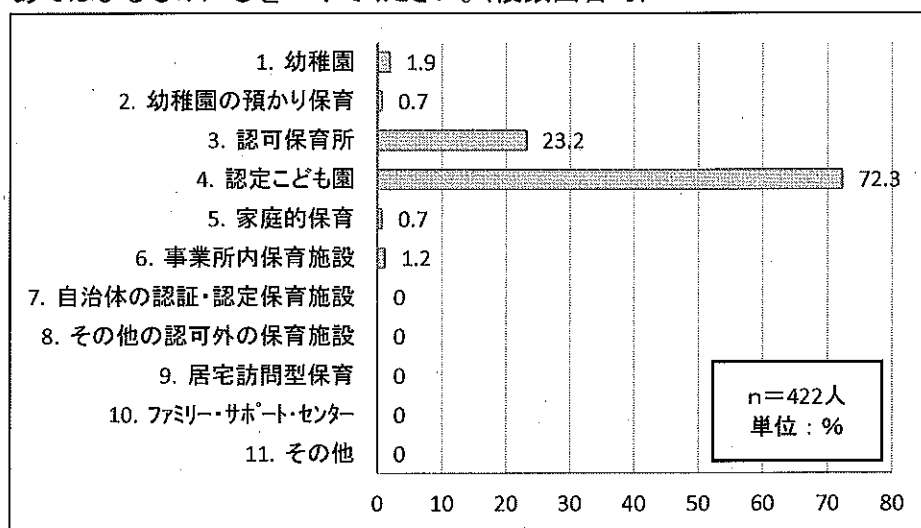


※【2】子どもの年齢・・・1歳(3)、1歳半(1)
2歳(5)、3歳(6)
6歳(2)、11歳(1)
【3】就労形態・・・フルタイム(6)、パート(12)

問12 お子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

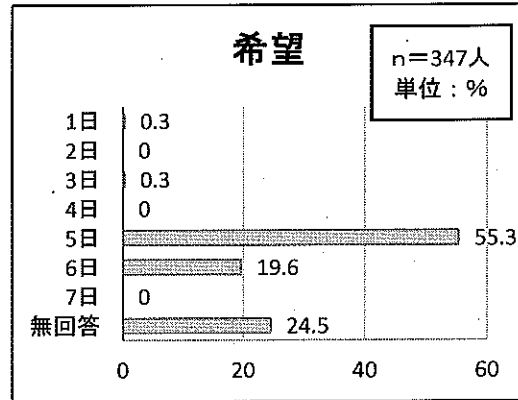
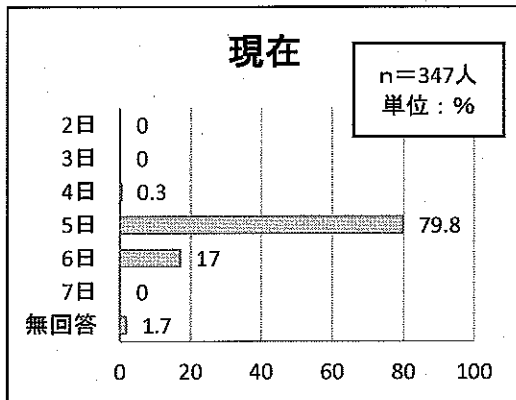


(1) 問12で「1.利用している」と答えた方におたずねします。お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

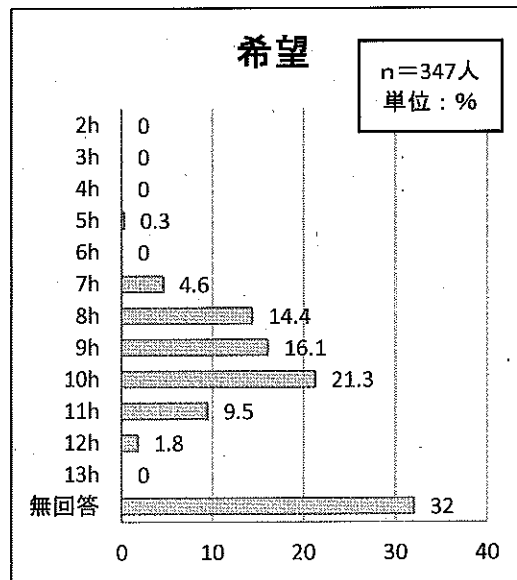
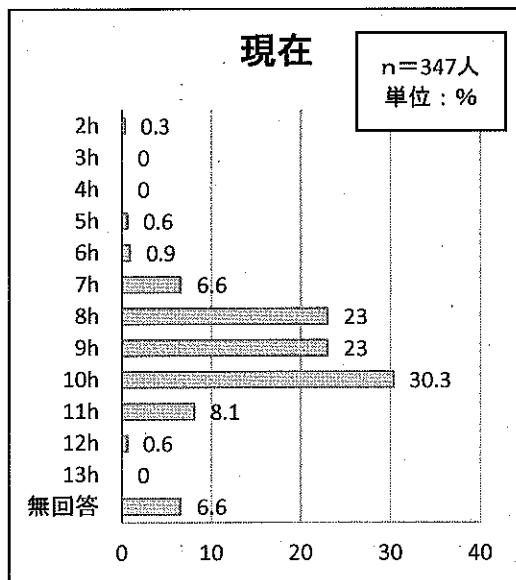


(2) 問12で「1. 利用している」に回答した方におたずねします。平日にどのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。

【1週あたり】

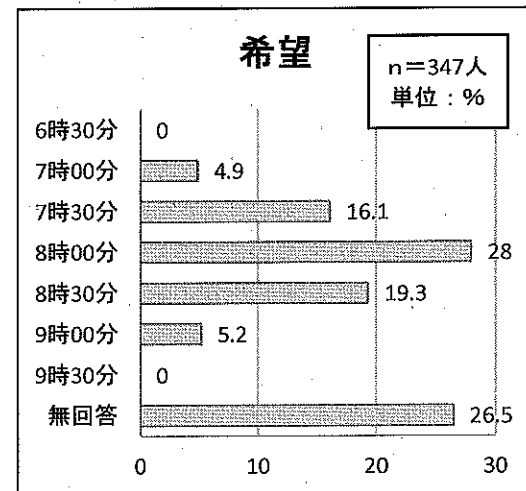
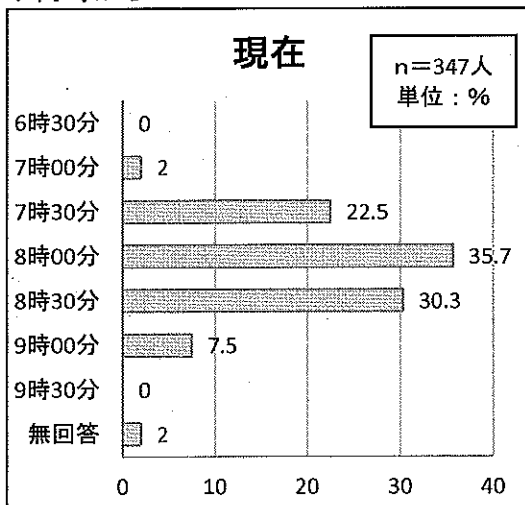


【1日あたり】

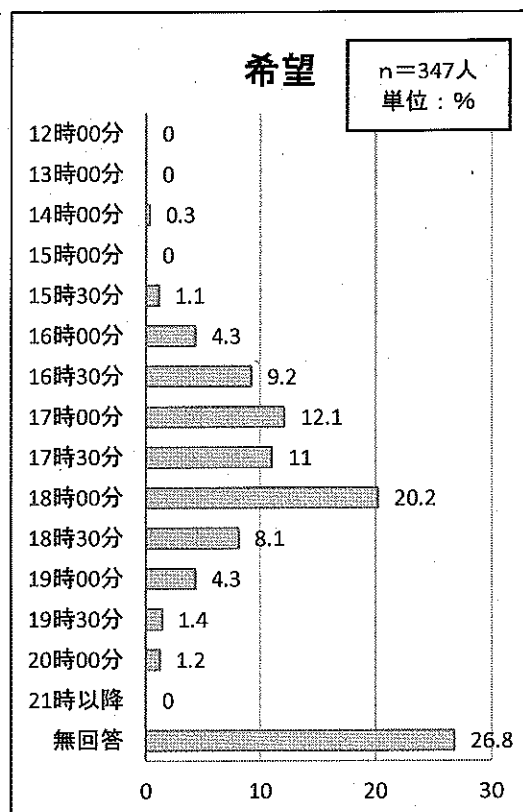
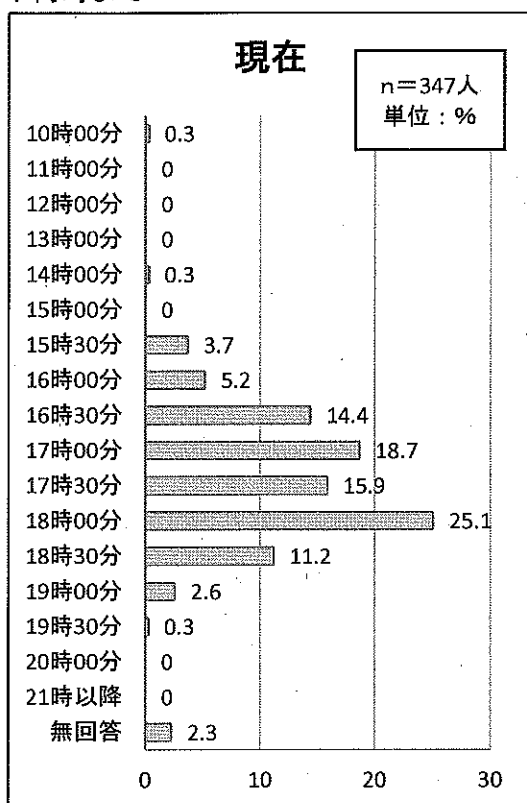


【利用時間】

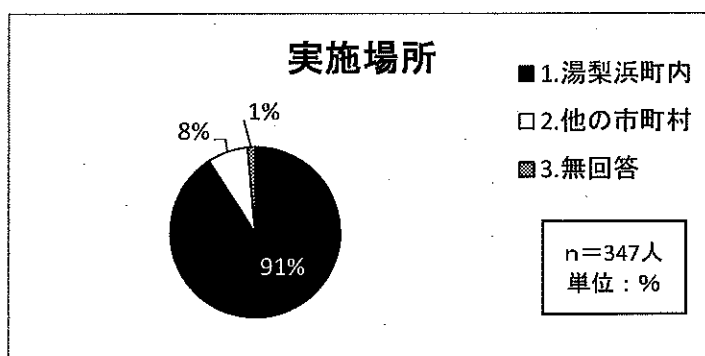
◆何時から



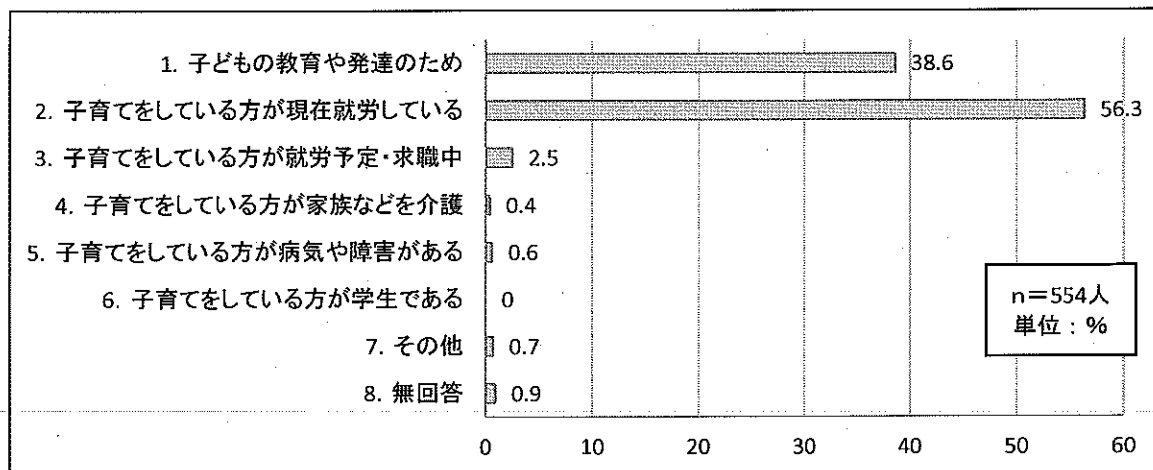
◆何時まで



- (3) 問12で「1. 利用している」に回答した方におたずねします。現在、利用している教育・保育事業の実施場所について、あてはまるものに○をつけてください。

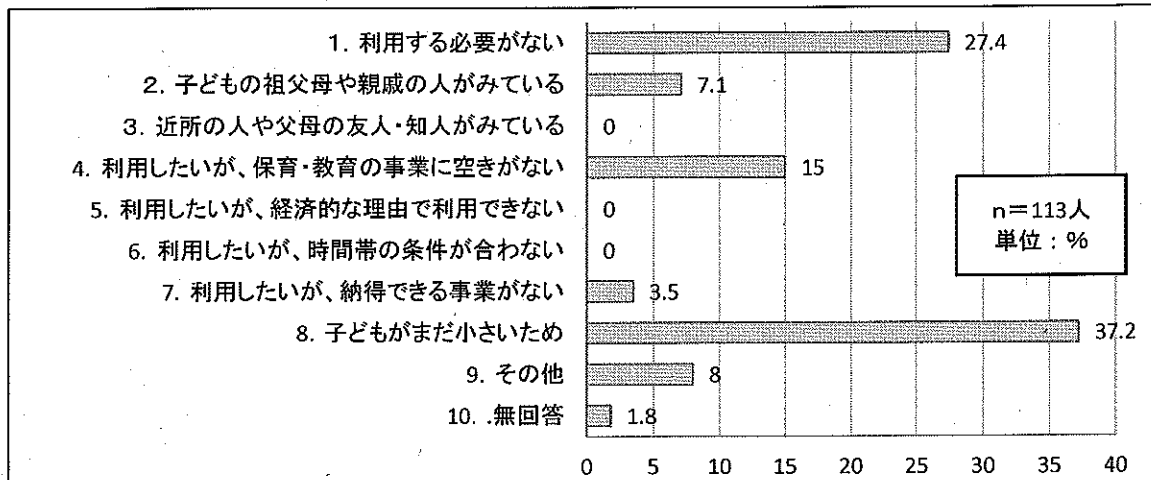


- (4) 問12で「1. 利用している」に回答した方におたずねします。平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてあてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)



(5) 問12で「2.利用していない」に回答した方におたずねします。

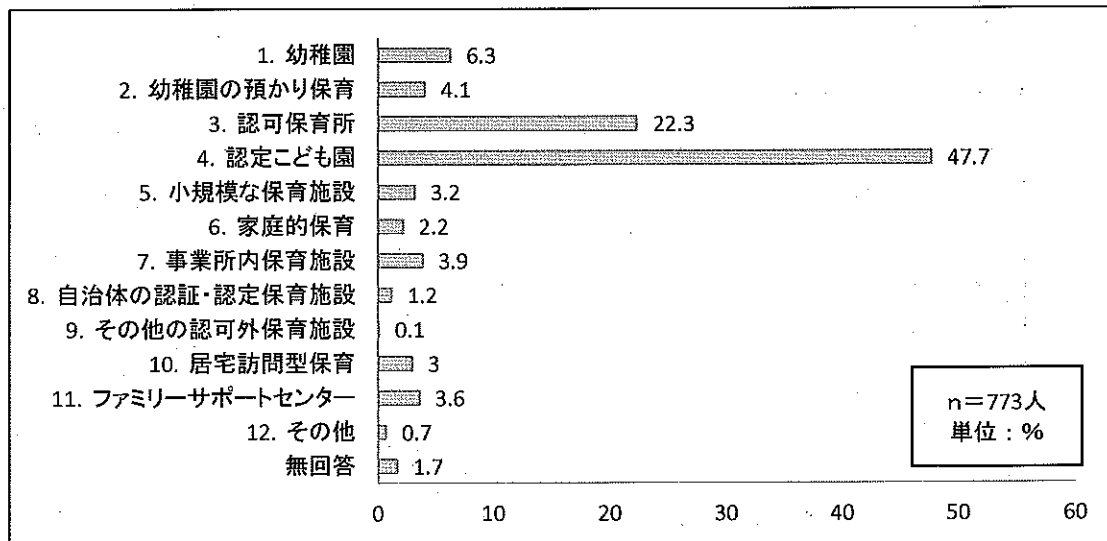
教育・保育を利用していない理由についてあてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)



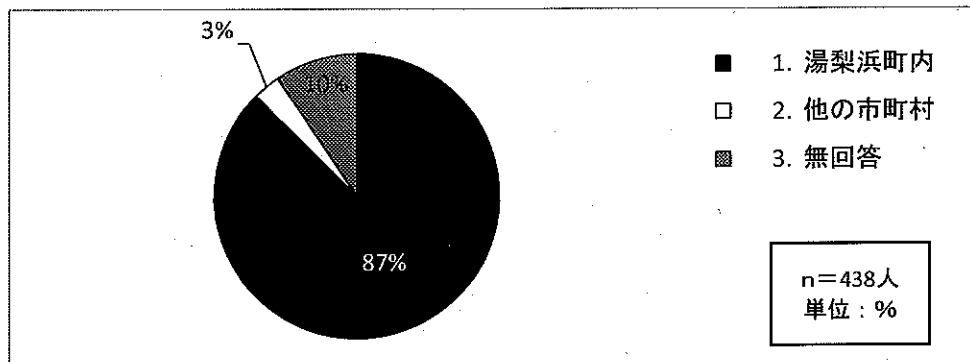
※【9. その他】の内容… 4月から入園、就労していないため3歳まで預けられない、
医療的ケアが必要なため、育休中

【8. ()歳から考えるか】…1歳(17)、1.5歳(3)、2歳(6)、2~3歳(2)、3歳(4)、4歳(1)、無回答(9)

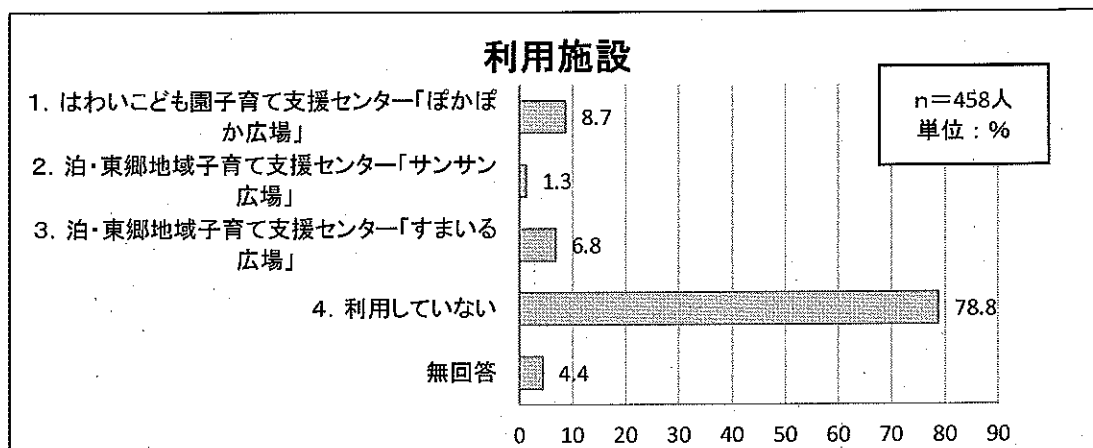
問13 お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)



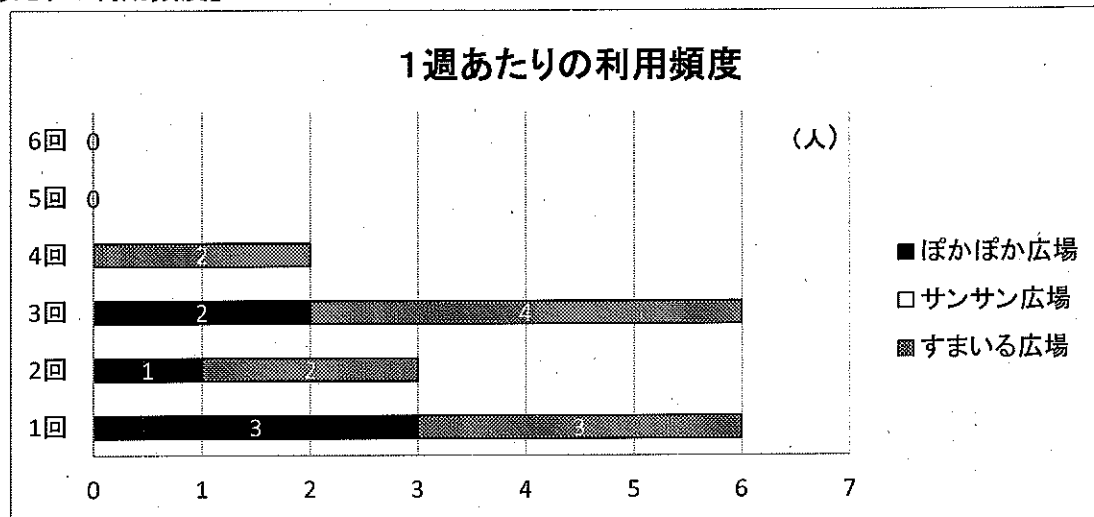
(1) 教育・保育事業を利用したい場所について、あてはまるものに○をつけてください。



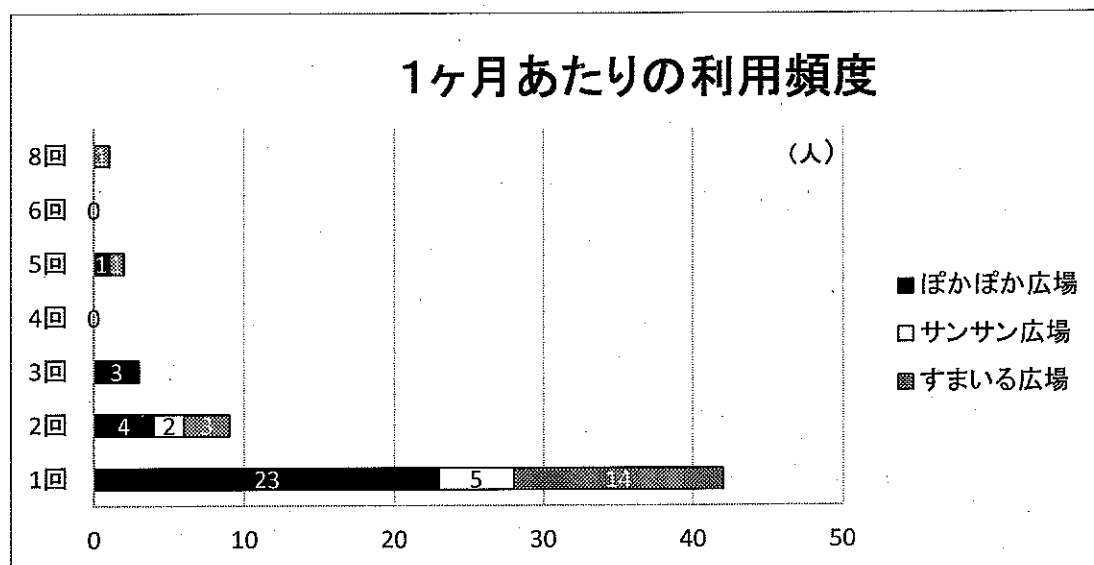
問14 現在、地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場)を利用していますか。(湯梨浜町では「子育て支援センター」が該当します。)
(複数回答可)



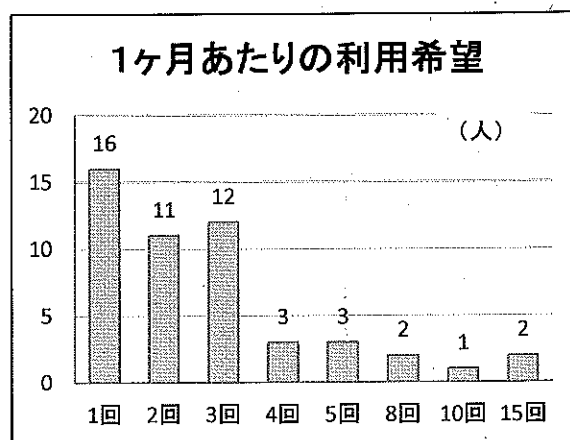
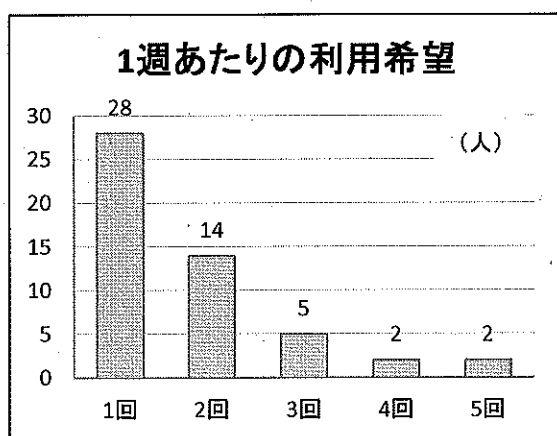
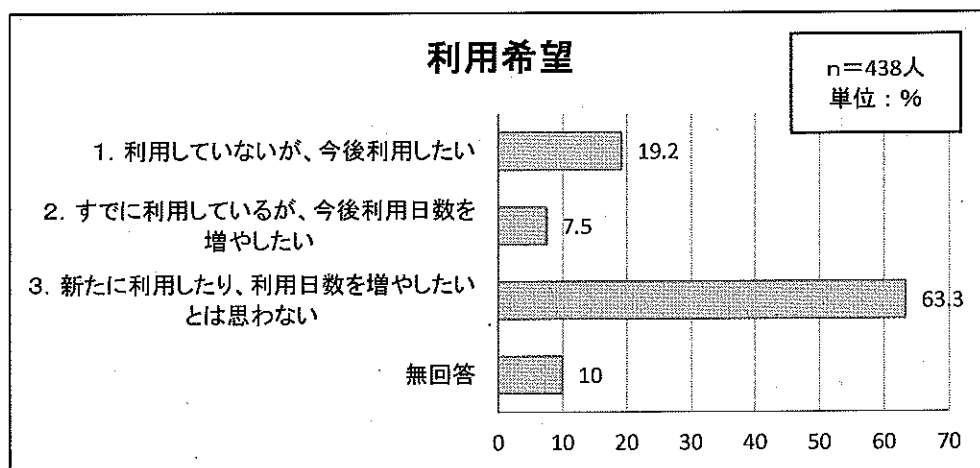
【1週あたりの利用頻度】



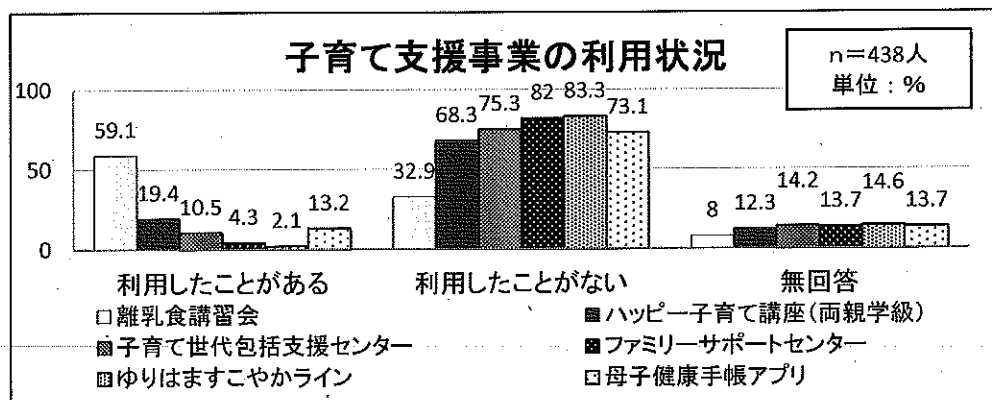
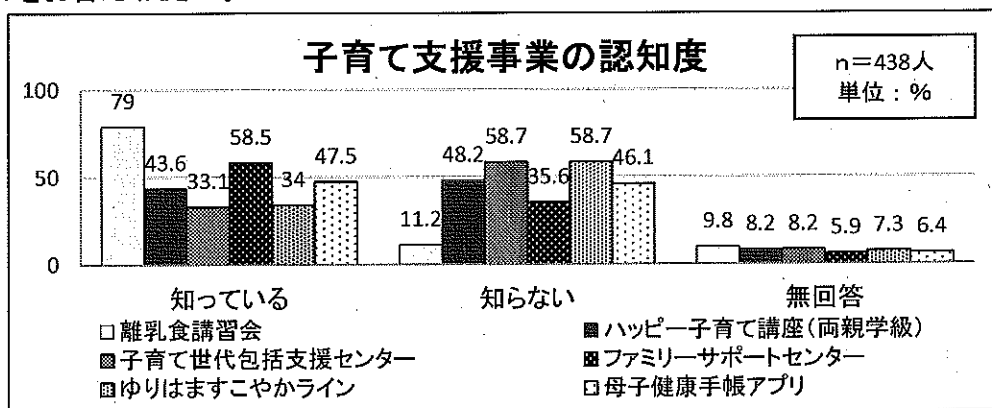
【1ヶ月あたりの利用頻度】

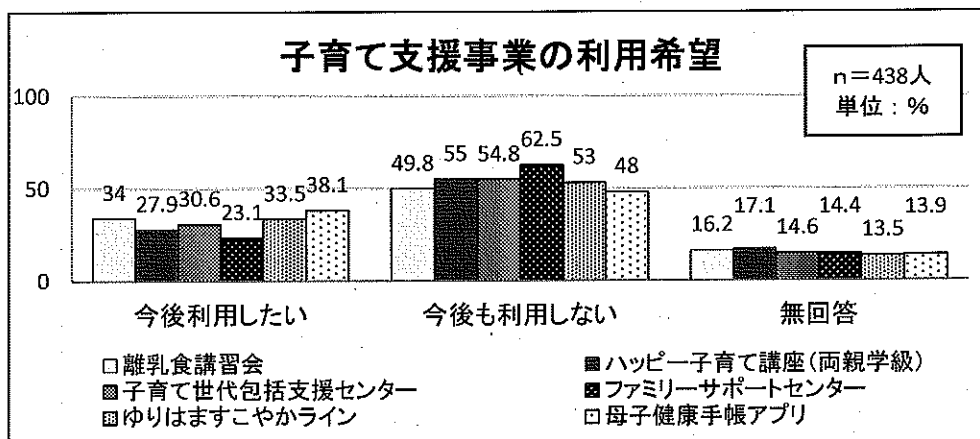


問15 問14のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。



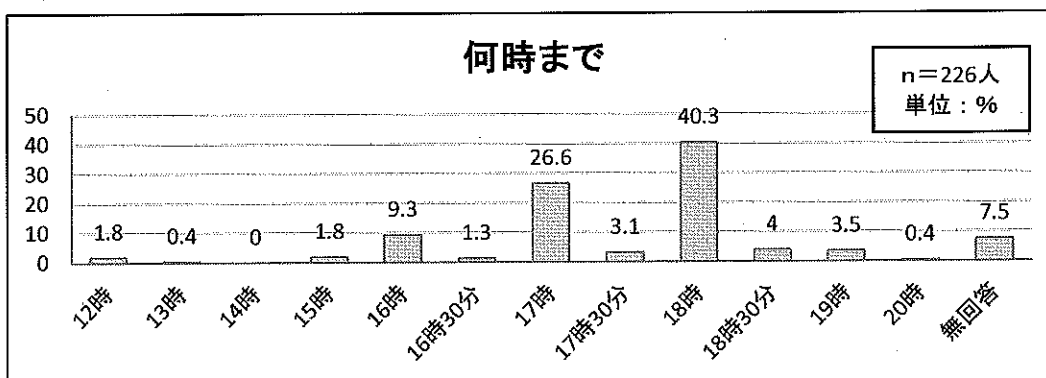
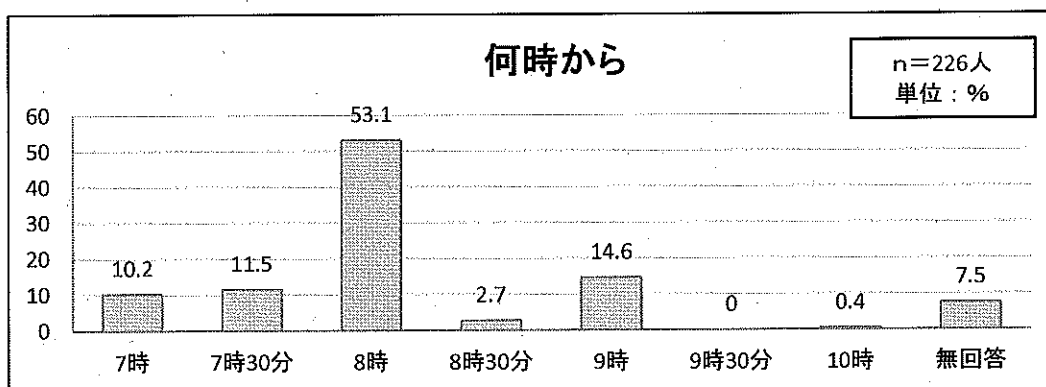
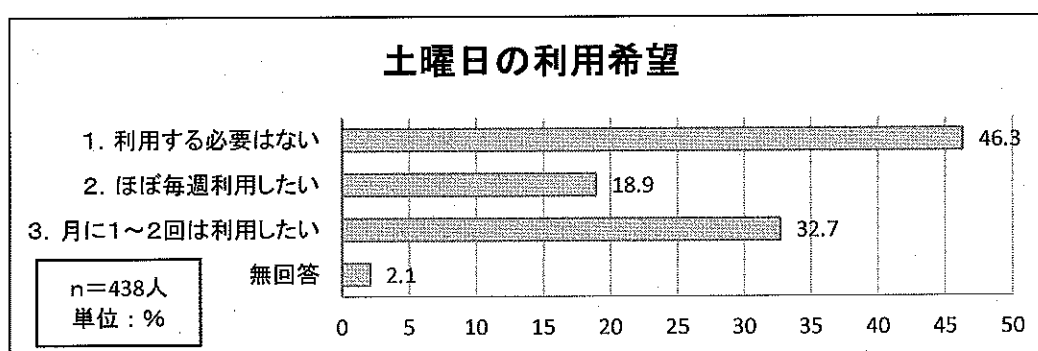
問16 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。



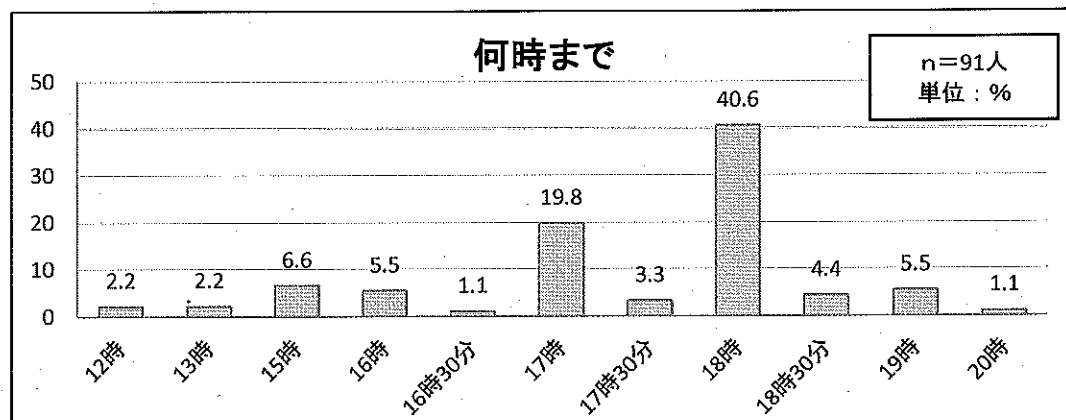
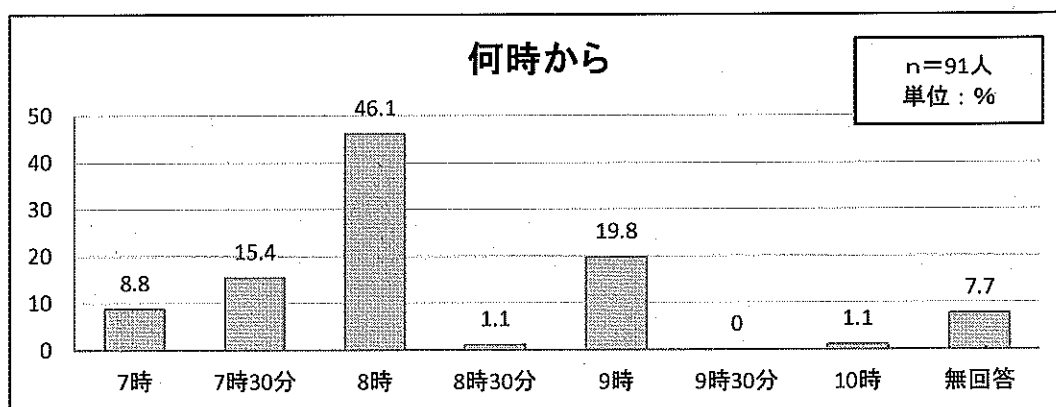
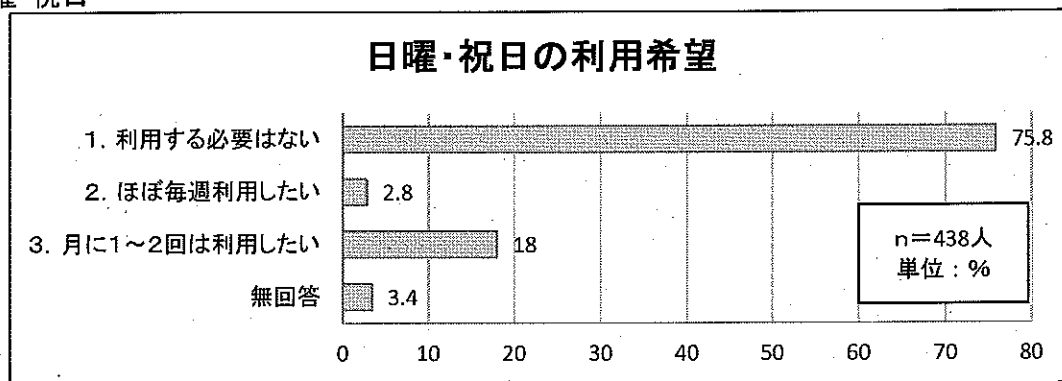


問17 土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。
 (一時的な利用は除きます)。※事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

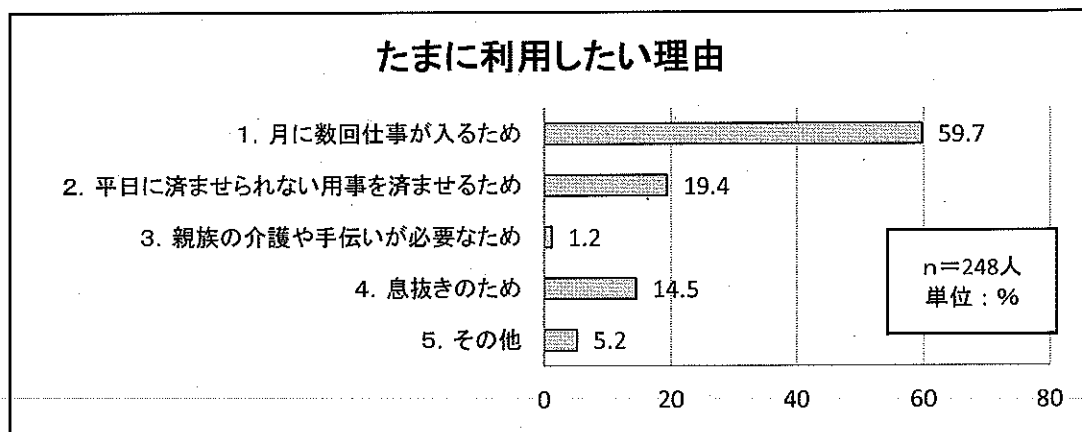
(1)土曜日



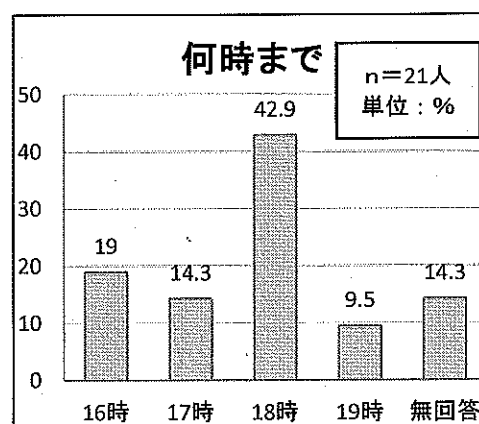
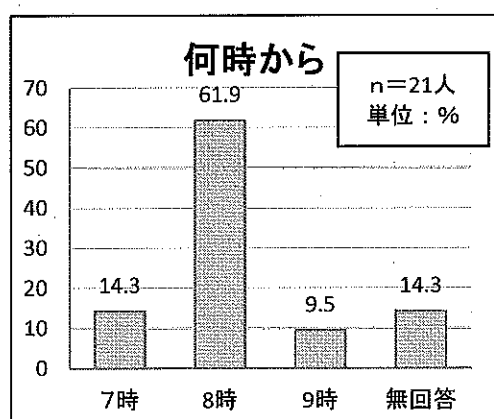
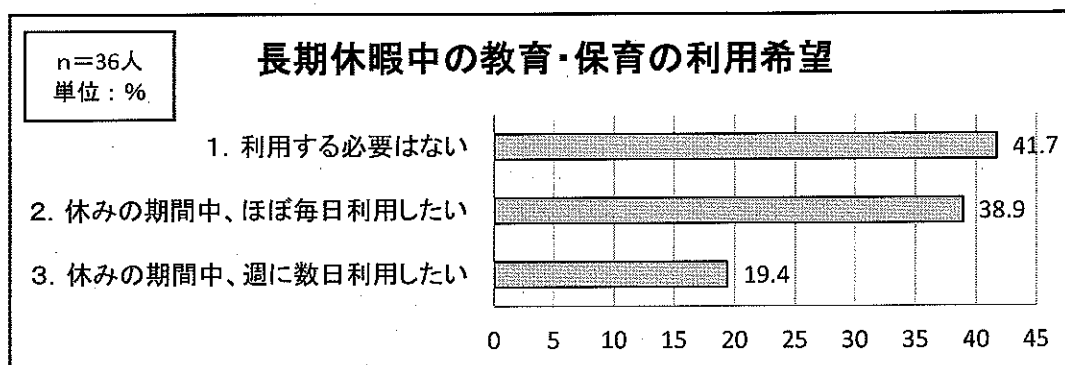
(2) 日曜・祝日



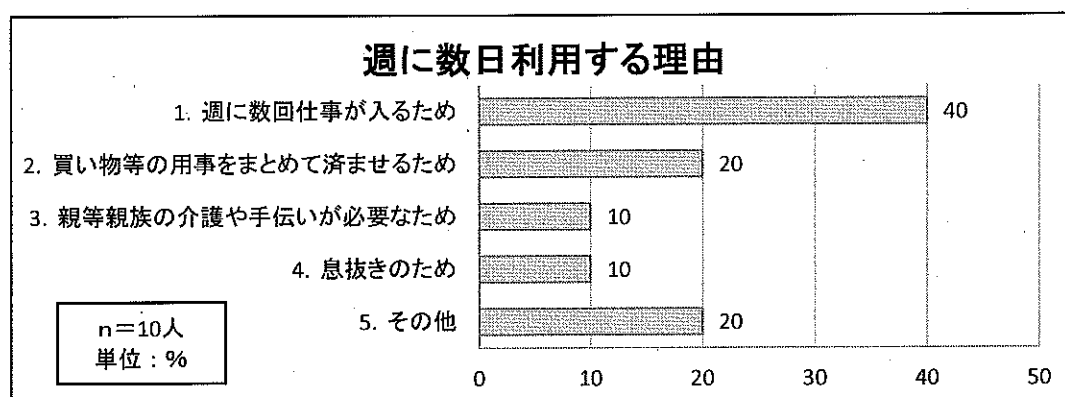
(3) 問17(1)もしくは(2)で「3.月に1~2回は利用したい」と答えた方におたずねします。
毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。(複数回答可)



問18 「幼稚園」を利用されている方におたずねします。夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。



(1) 問18で、「3. 週に数日利用したい」と答えた方におたずねします。毎日ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。（複数回答可）

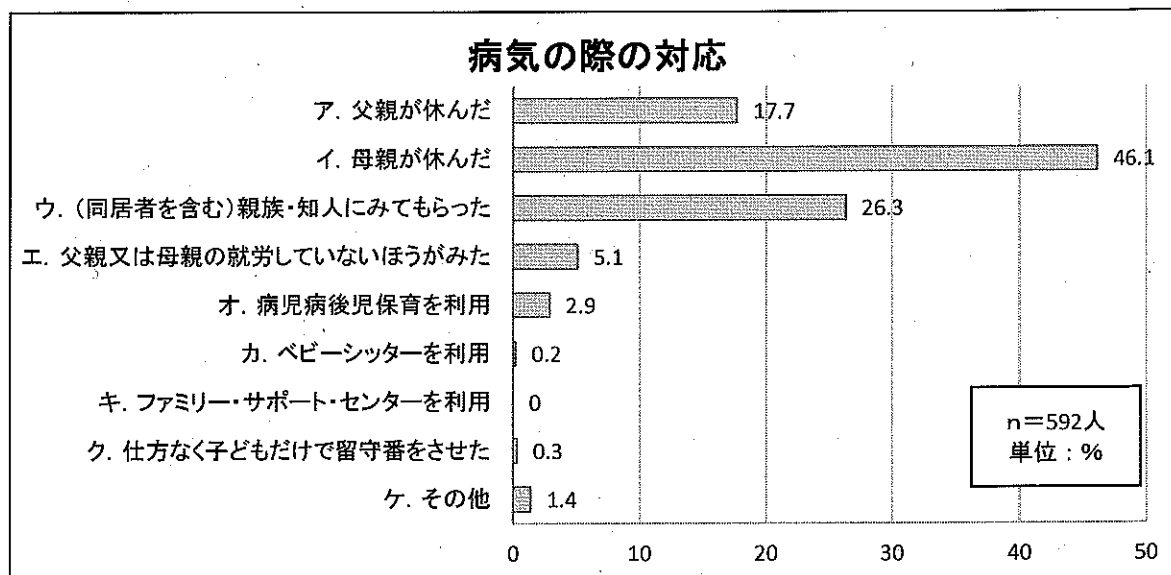


問19 平日の定期的な教育・保育の事業を利用されている方にうかがいます。
この1年間に、お子さんが病気やケガで休まなければならなかったことはありますか。

1. あった … 322人

2. なかった … 25人

問20 お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

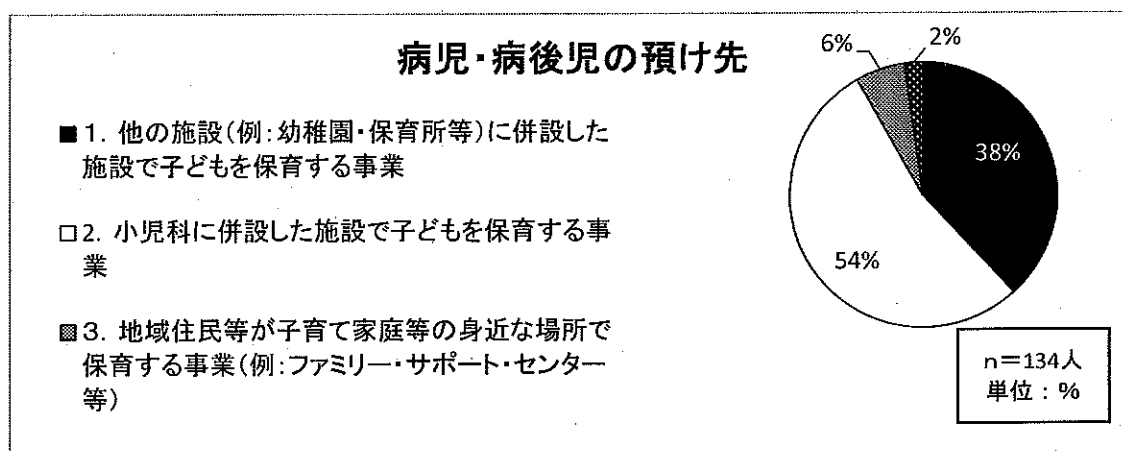


※ ケ. その他の内訳 ⇒ 祖父母に看てもらった、仕事をしながら見たなど

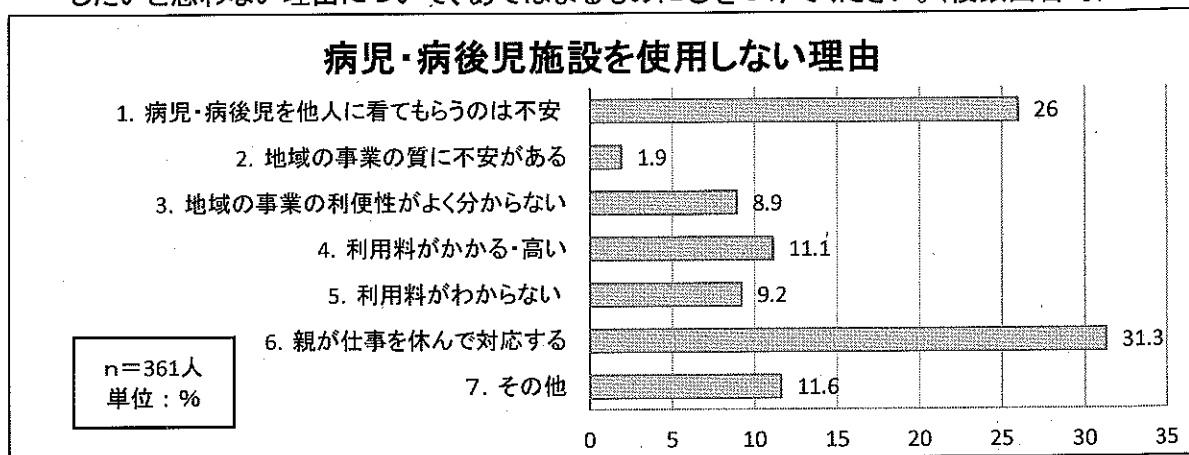
問21 問20で「ア」「イ」(仕事を休んだ)に回答された方におたずねします。その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。なお、病児・病後児のための事業等の利用には一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい …… 91人
2. 利用したいとは思わない …………… 192人
3. 無回答…………… 2人

(1) 問21で「1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答された方におたずねします。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。(複数回答可)



- (2) 問21で「2.利用したいと思わない」と回答された方にうかがいます。病児・病後児施設を利用したいと思わない理由について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

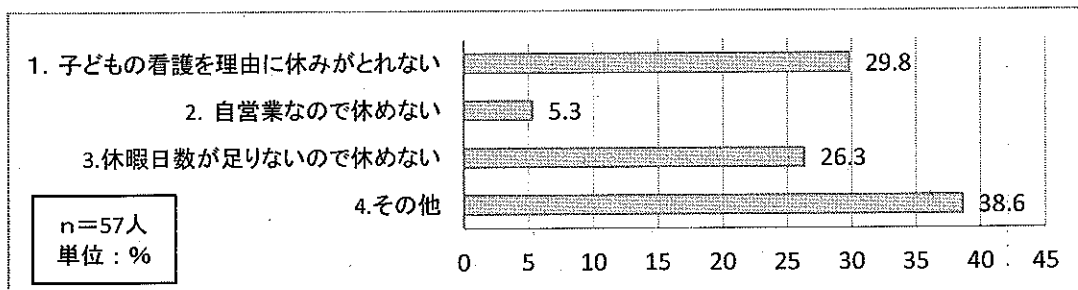


※その他の内訳 ⇒ ・祖父母に看てもらえる ・自営業なので対応できる ・余計に悪化しそう
 ・慣れない場所、慣れない人の中では子どもが不安がる
 ・病気のときくらい家で見てやりたい、家でゆっくり休ませたい
 ・他の病気をもらいそう ・自宅から遠い ・子どもが親と一緒にいたがる
 ・預ける前に診察が必要なら、結局仕事を休まないといけない
 ・場所が遠い。連れて行く時間がない。 ・申込に時間がかかる(診察が必要)
 ・アレルギーの対応に不安がある。など

- 問22 問20で「ウ。」から「ケ。」のいずれかに回答した方におたずねします。
 その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。

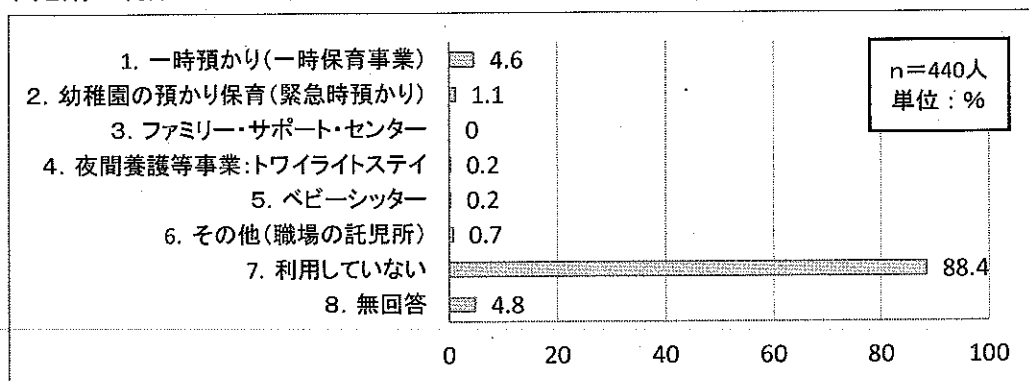
1. できれば仕事を休んで看たい 106人
 2. 休んで看することは非常に難しい 48人

- (1) 問22で「2. 休んで看することは非常に難しい」理由について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

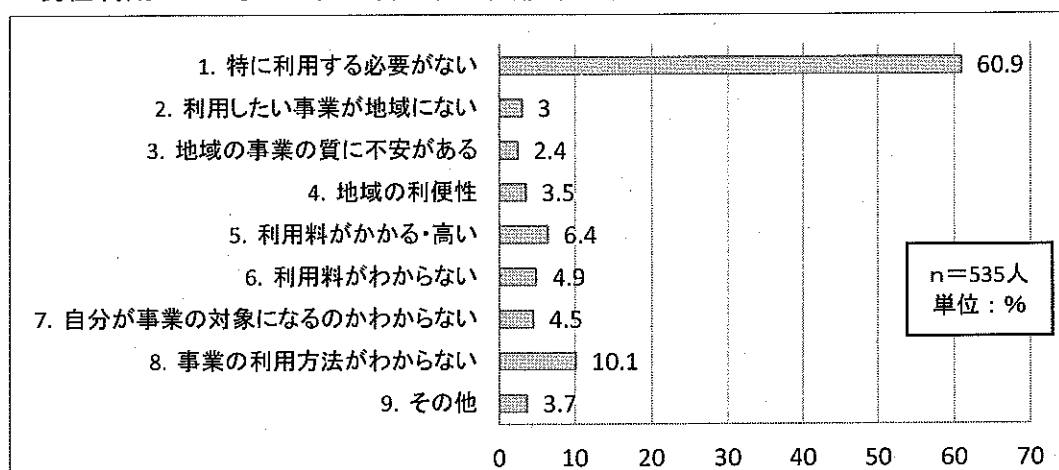


※その他の内訳 ... 見てくれる人がいる、急には休めない、
 仕事がまわらない、仕事が多忙など

- 問23 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。(複数回答可)



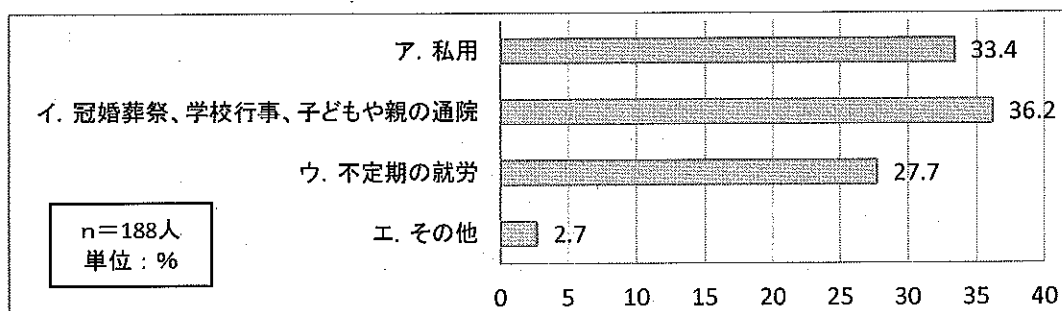
問24 問23で「7. 利用していない」と回答した方におたずねします。
現在利用していない理由は何ですか。(複数回答可)



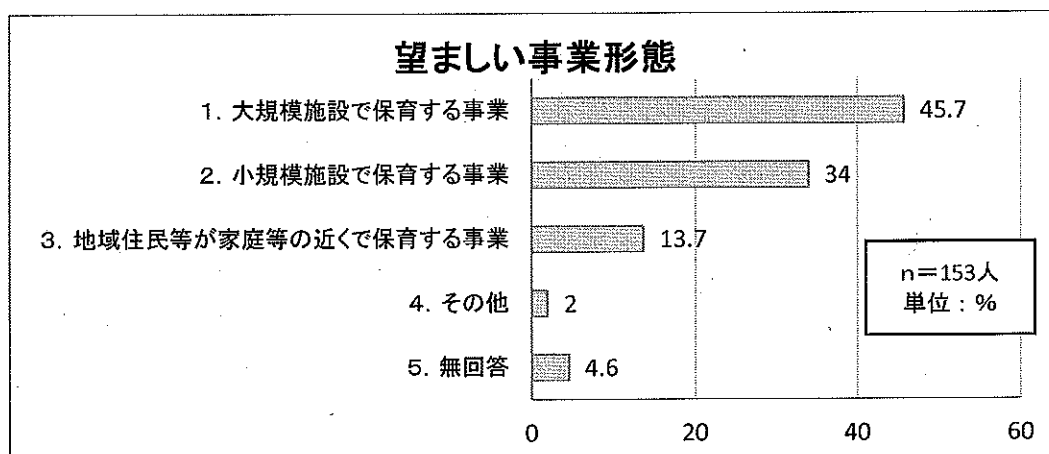
※その他の内訳 … 家族でみられる、何とかなる、どんな事業があるかわからない
申し込んでも断られることが多い、子どもの心の安定のため、など

問25 お子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、何日くらい事業を利用
したいと思いますか。なお、事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。
(複数回答 可)

1. 利用したい … 108人 2. 利用する必要はない … 263人 3. 無回答 … 67人



(1) 問25で「1. 利用したい」に回答した方におたずねします。問25の目的で預ける場合、いずれ
の事業形態が望ましいと思われますか。(複数回答 可)

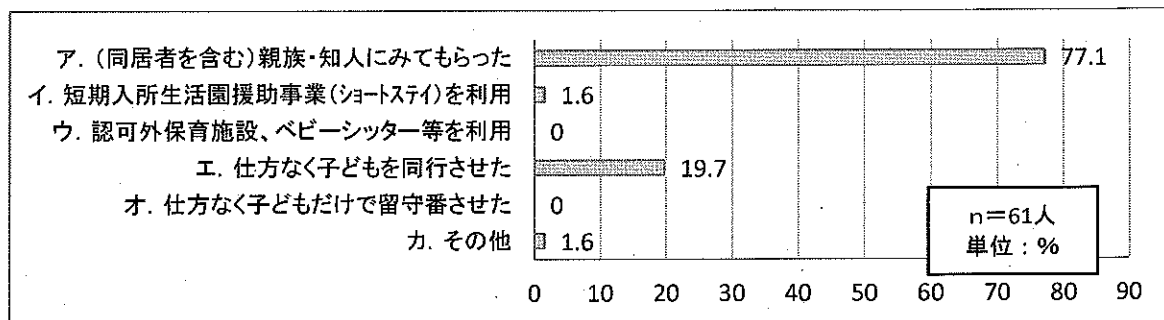


※その他の内訳 … 家に来てほしい、通っている園がよい、医療的環境のあるところ

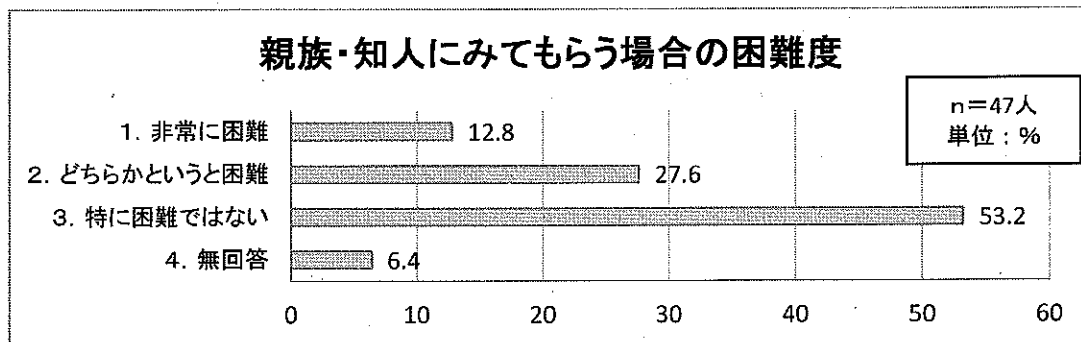
問26 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。
(預け先が見つからなかった場合も含みます。)

1. あった … 61人

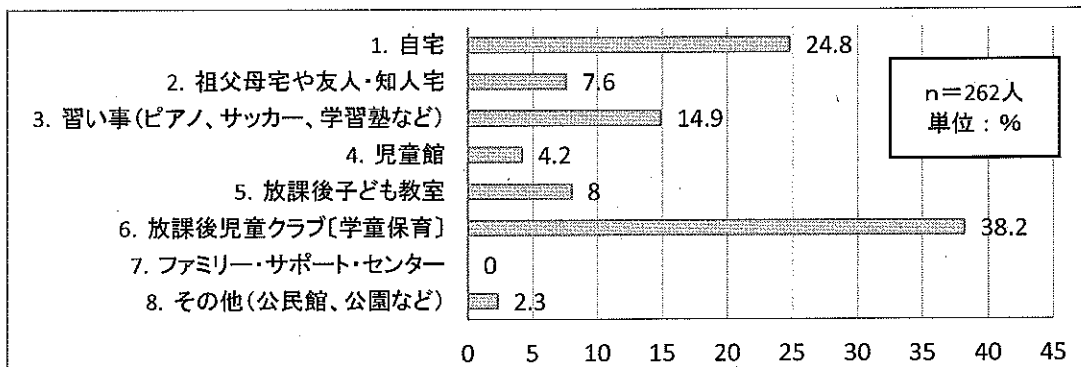
2. なかった … 179人



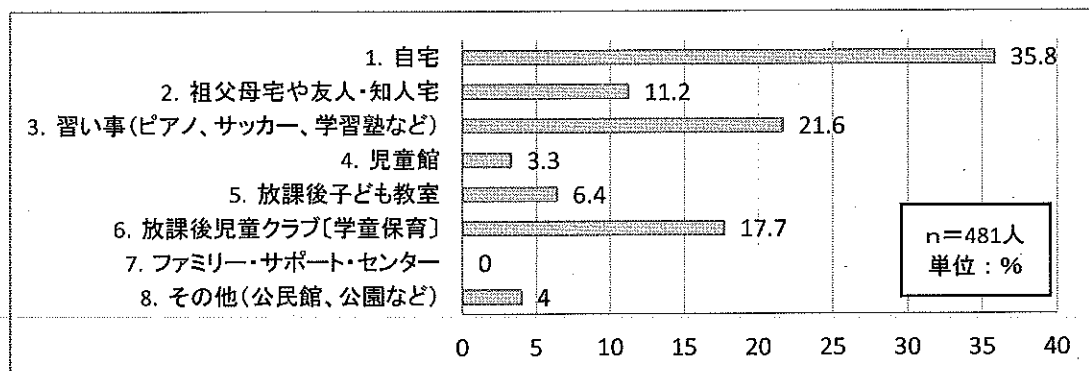
(1) 問26で「1. あった ア. (同居者と含む)親族・知人にみてもらった」と回答した方におたずねします。困難度はどの程度でしたか。



問27 お子さんについて、小学校低学年(1～3年生)のうちは、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答可)

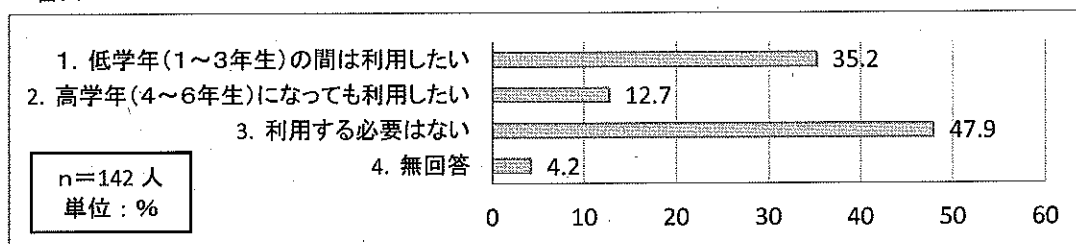


問28 お子さんについて、小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。(複数回答可)

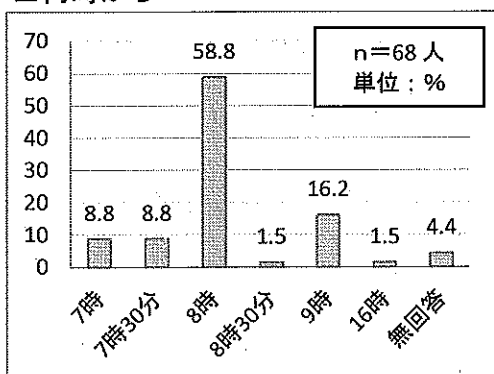


問29 問27または問28で「6. 放課後児童クラブ(学童保育)」と回答された方におたずねします。
土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、
一定の利用料がかかります。

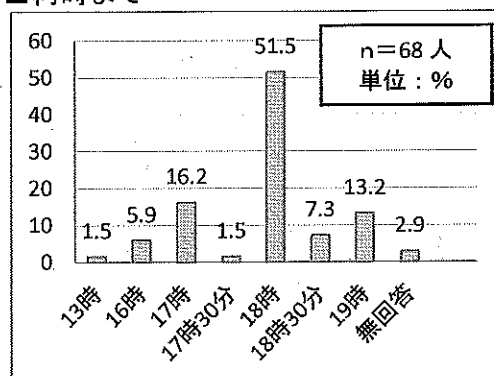
(1) 土曜日



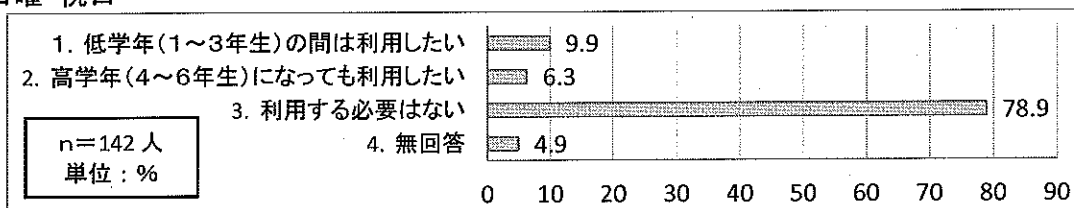
■何時から



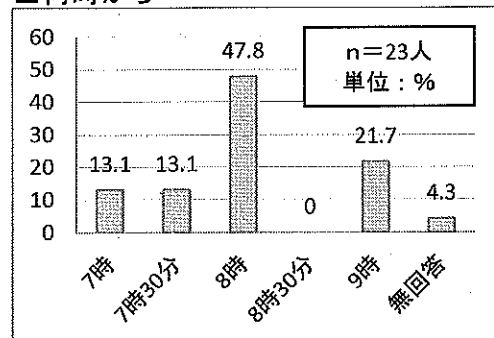
■何時まで



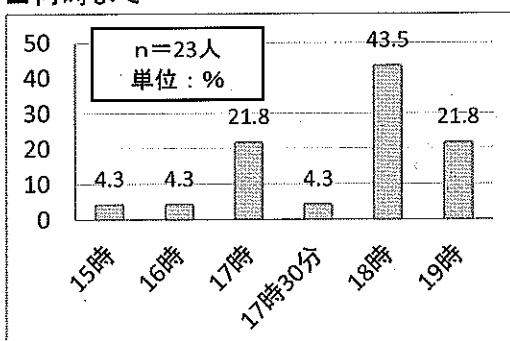
(2) 日曜・祝日



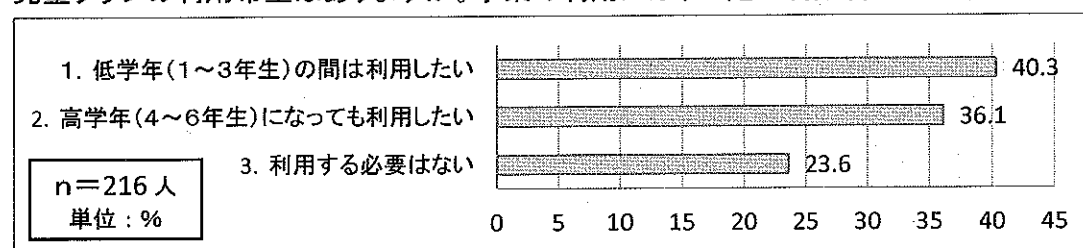
■何時から



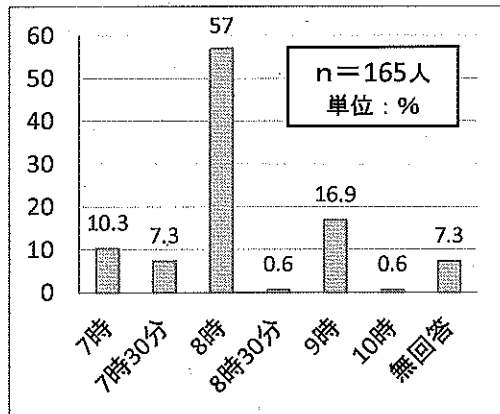
■何時まで



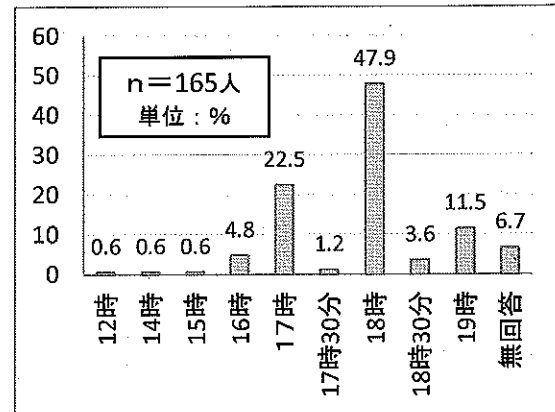
問30 お子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。



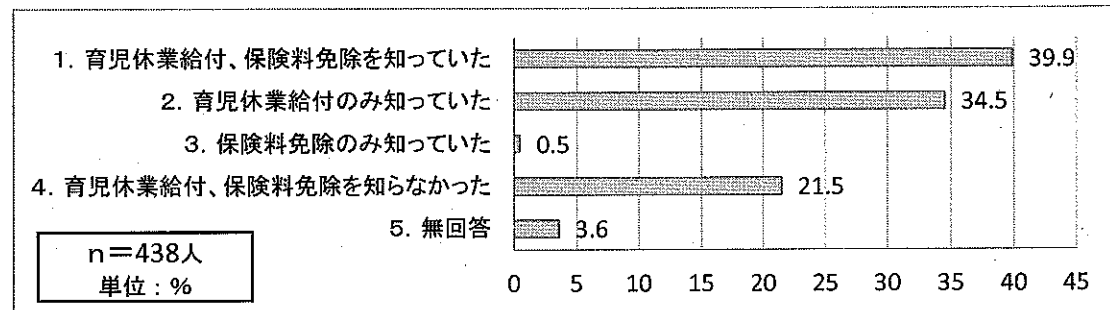
■何時から



■何時まで

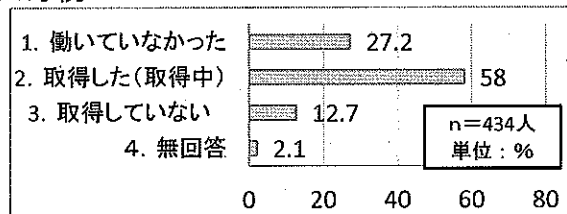


問31 子どもが原則1歳(保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6月)になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。

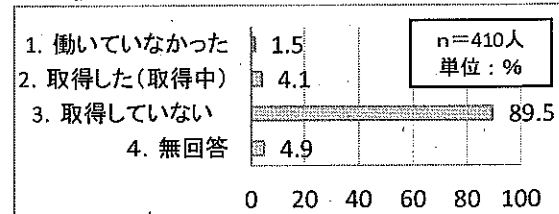


問32 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

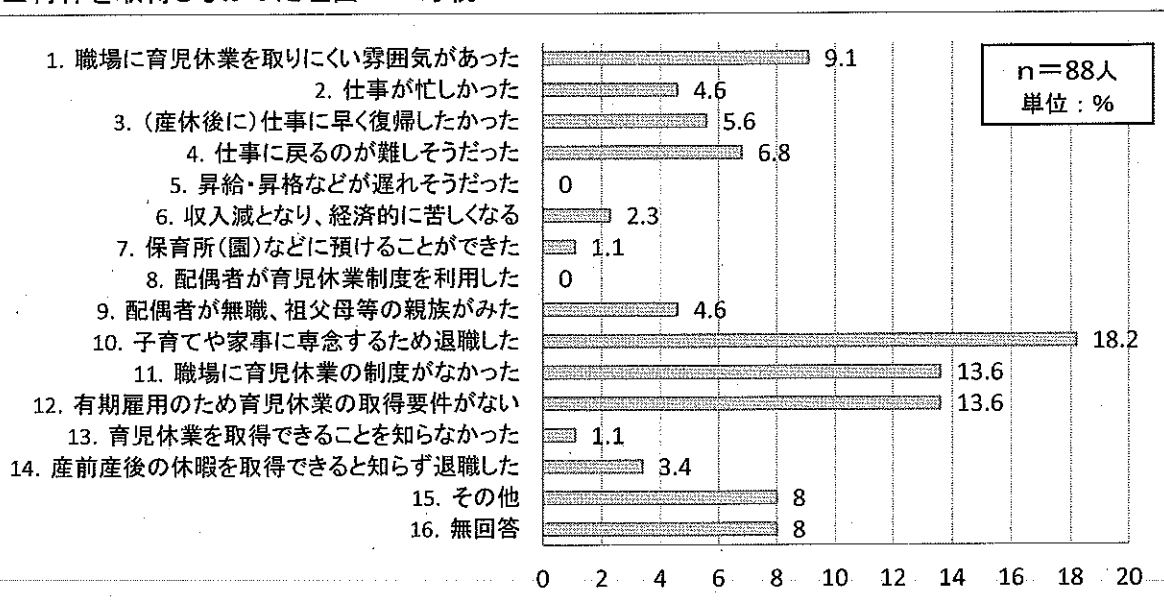
■母親



■父親

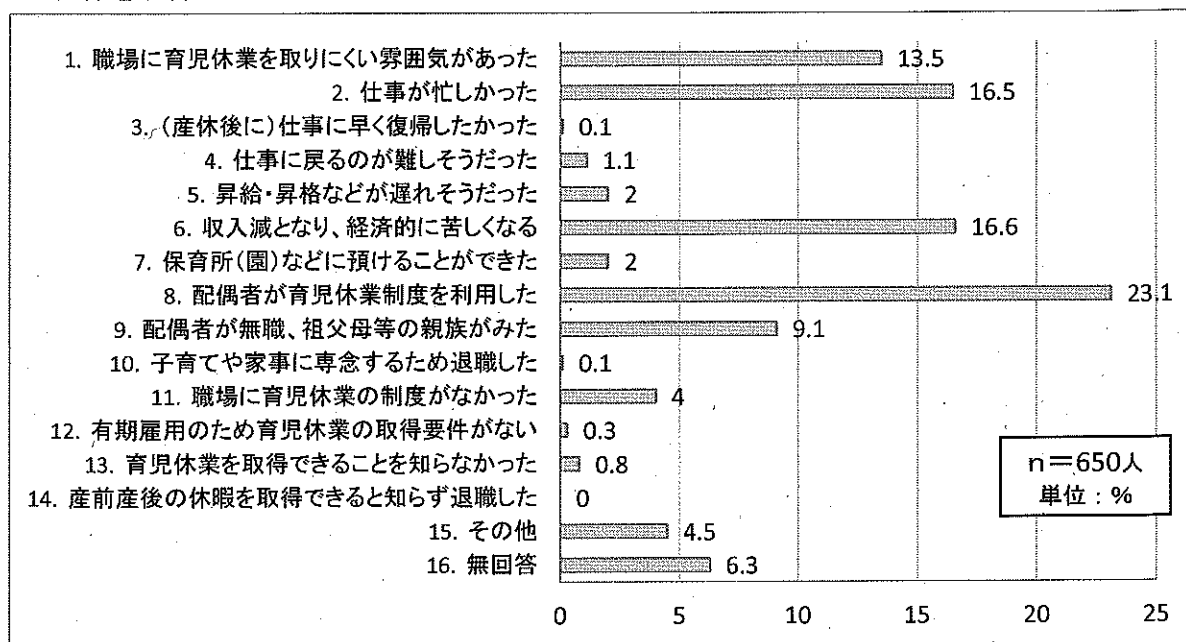


■育休を取得しなかった理由 母親



※その他の内訳 … 自営業だった、フリーで働いている

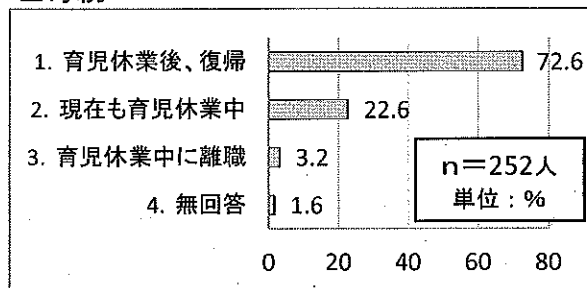
■育休を取得しなかった理由 父親



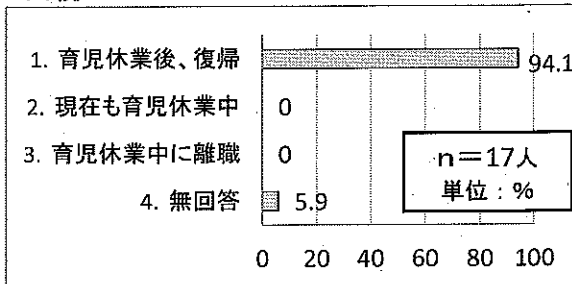
※その他の内訳 … 自営業だった、父親がとるという認識がなかった、必要なかった、有給を使った、など

問33 問32で「2. 取得した(取得中である)」と回答した方におたずねします。育児休業取得後、職場に復帰しましたか。

■母親



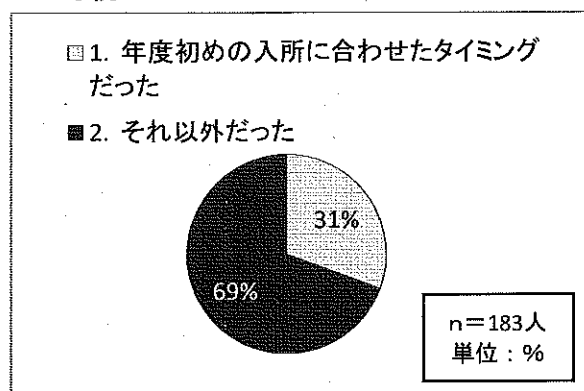
■父親



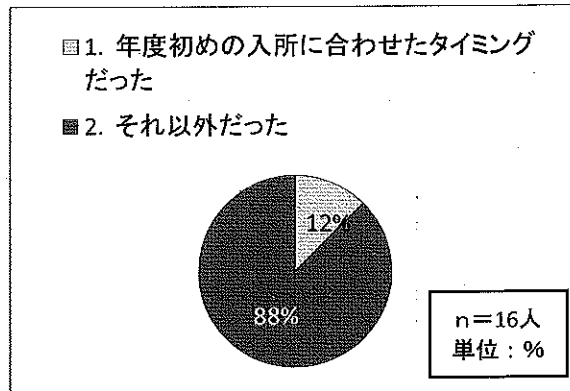
問34 問33で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方におたずねします。

(1) 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。

■母親

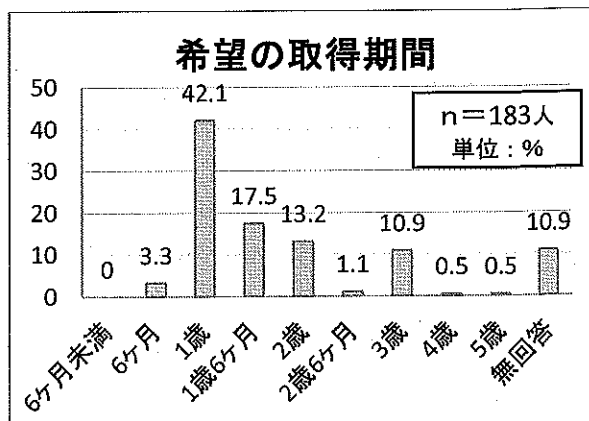
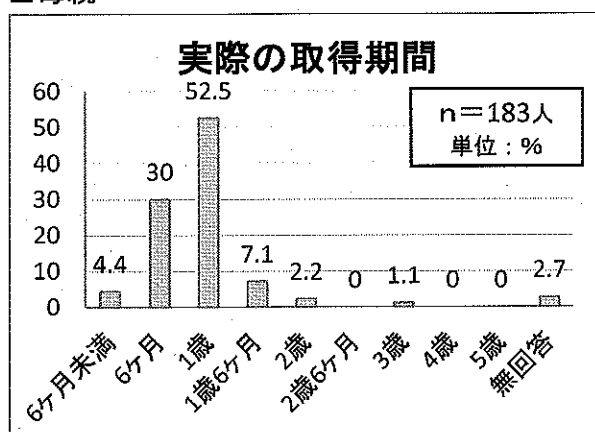


■父親

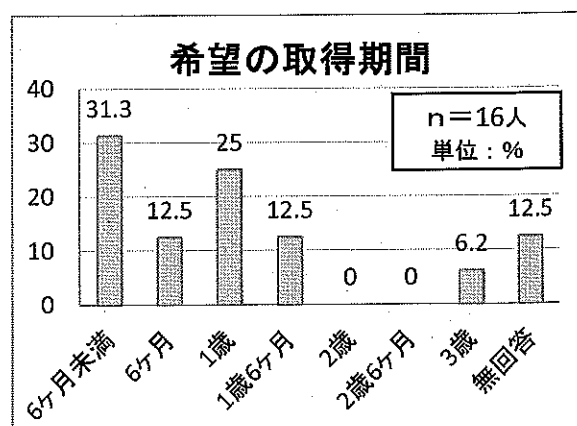
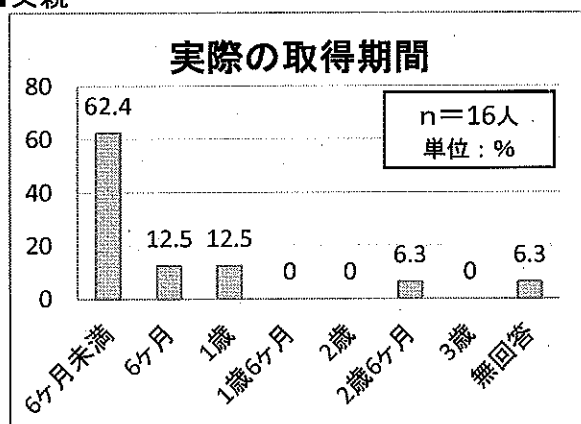


- (2) 育児休業からはお子さんが何歳何か月の時に職場復帰しましたか。
また、お勤め先の育児休業制度の期間内で何歳何か月の時まで取りたかったですか。

■母親

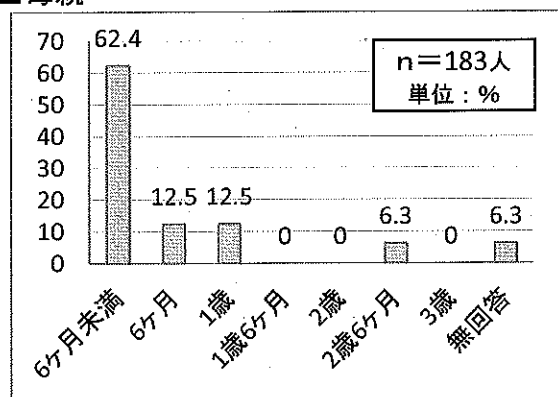


■父親

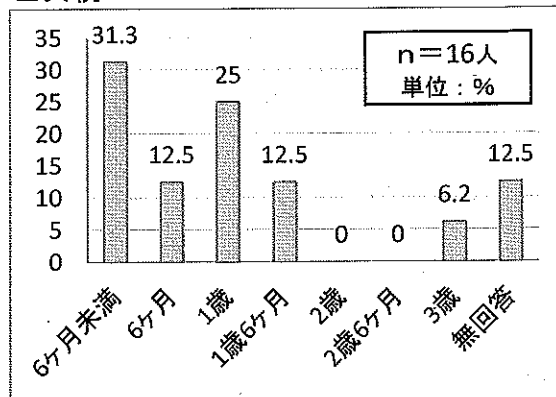


- (3) 育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、何歳何か月まで取得したいですか。

■母親



■父親

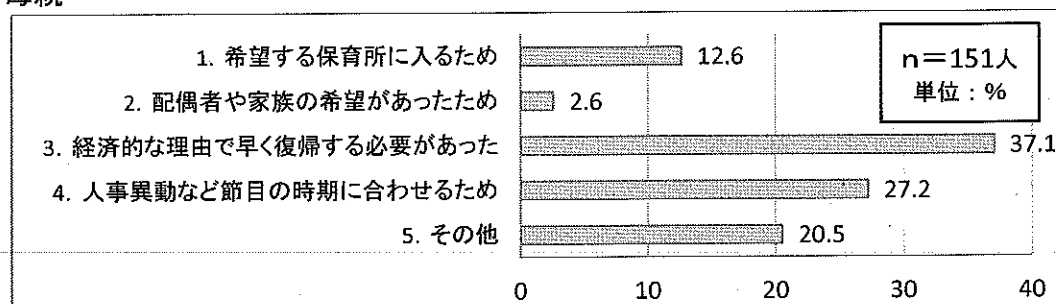


問35 問34(2)で実際と希望が異なる方におたずねします。

希望の時期に復帰しなかった理由はなんですか。

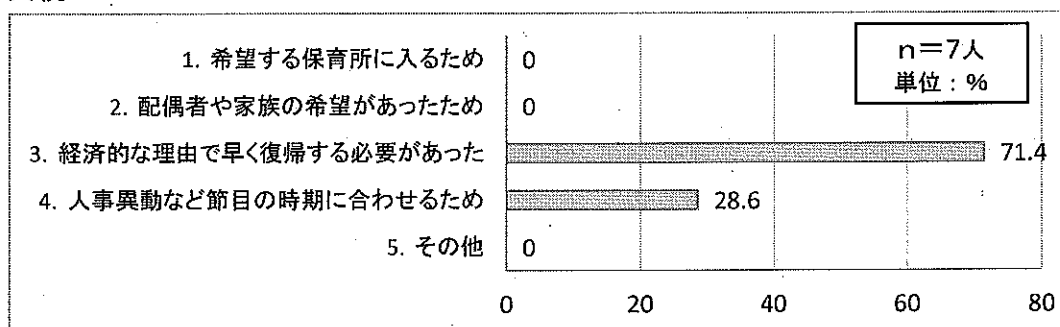
- (1) 希望より早く復帰した理由

■母親



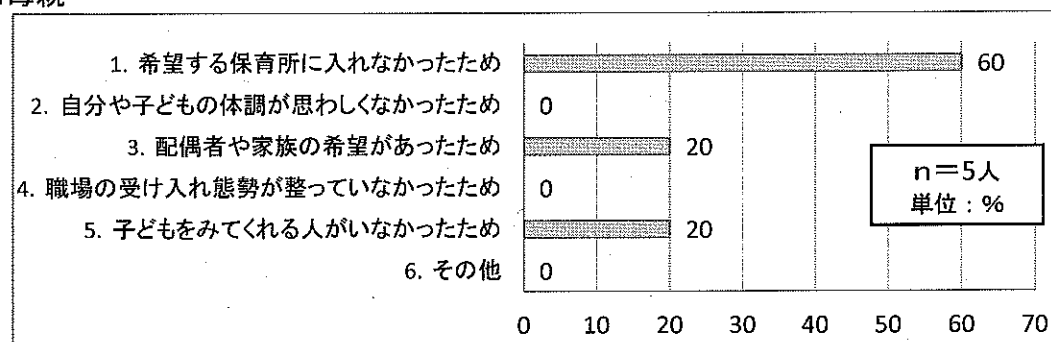
※その他の内訳 … 職場の事情、1年以上は取りにくい、職場に迷惑がかかる、など

■父親



(2) 希望より遅く復帰した理由

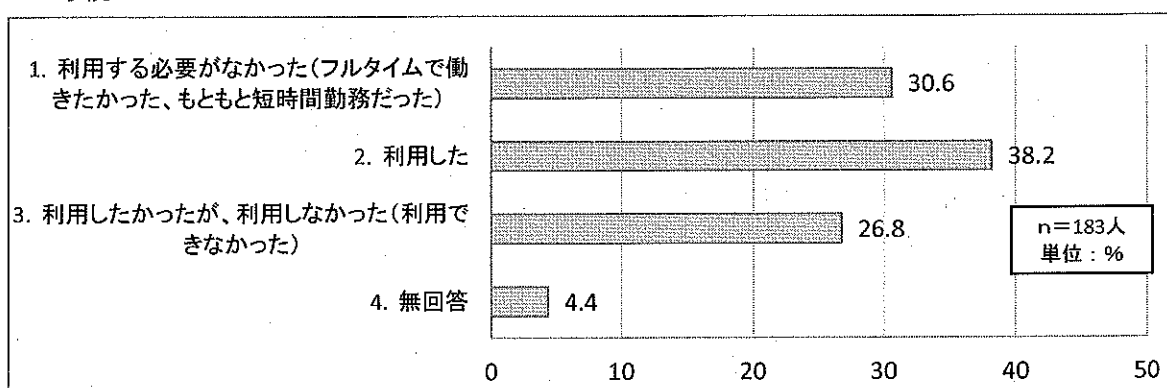
■母親



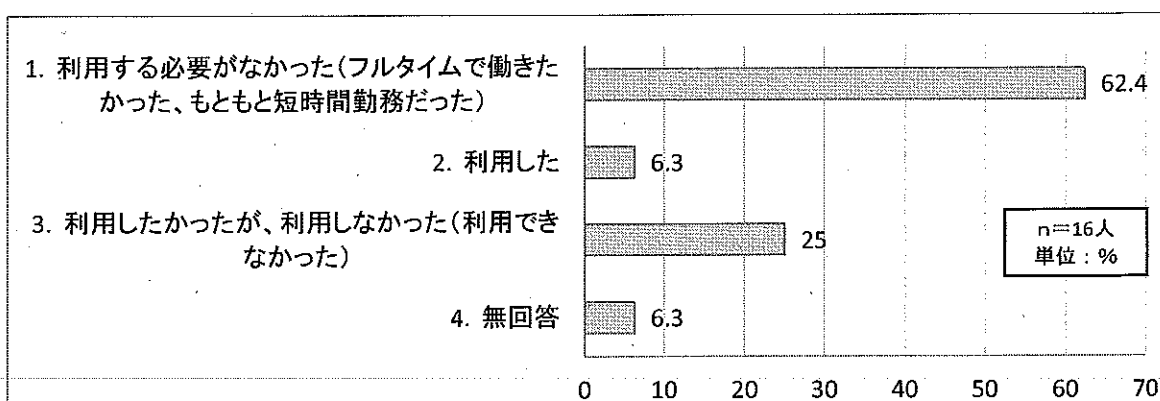
■父親 …… 対象者0人

問36 問33で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方におたずねします。
復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

■母親

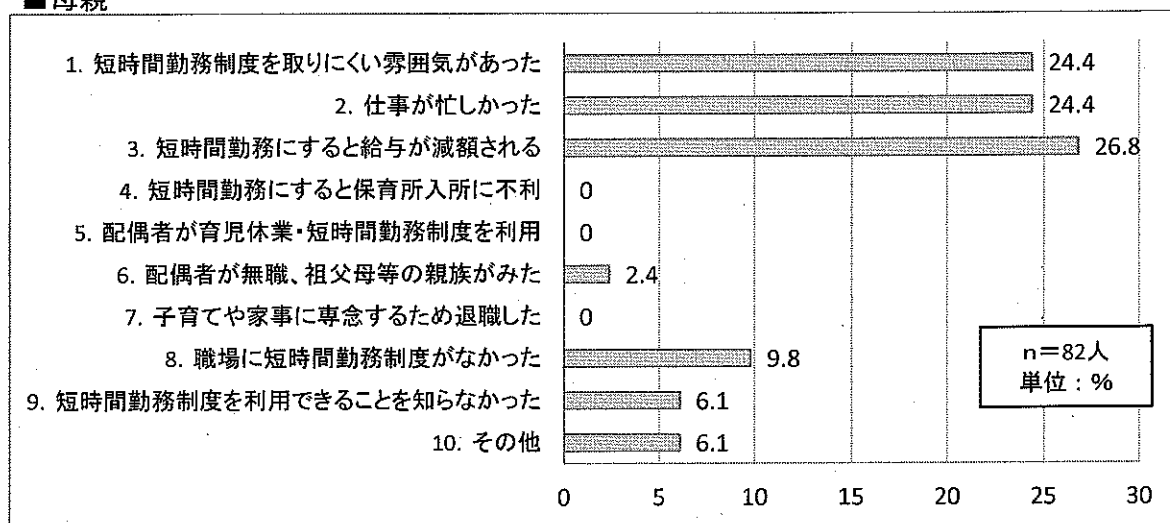


■父親

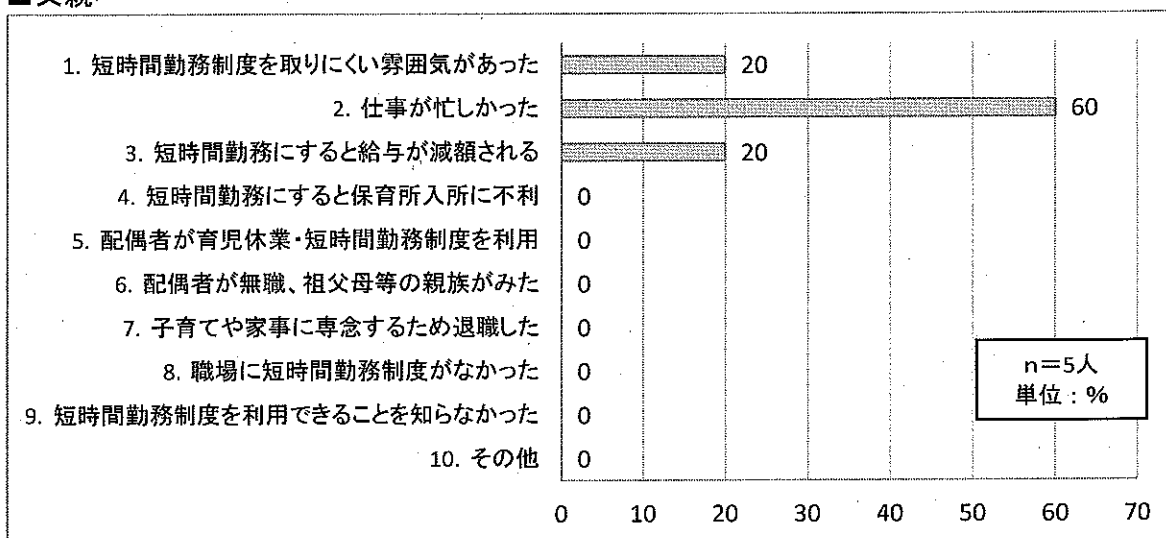


問37 問36で「3. 利用したかったが、利用しなかった」と回答した方におたずねします。
短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。(複数回答可)

■母親

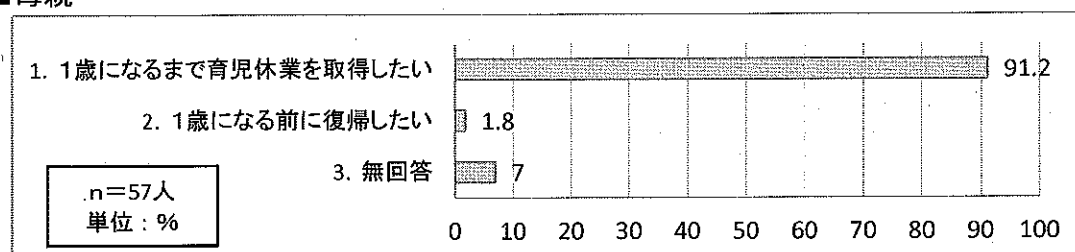


■父親



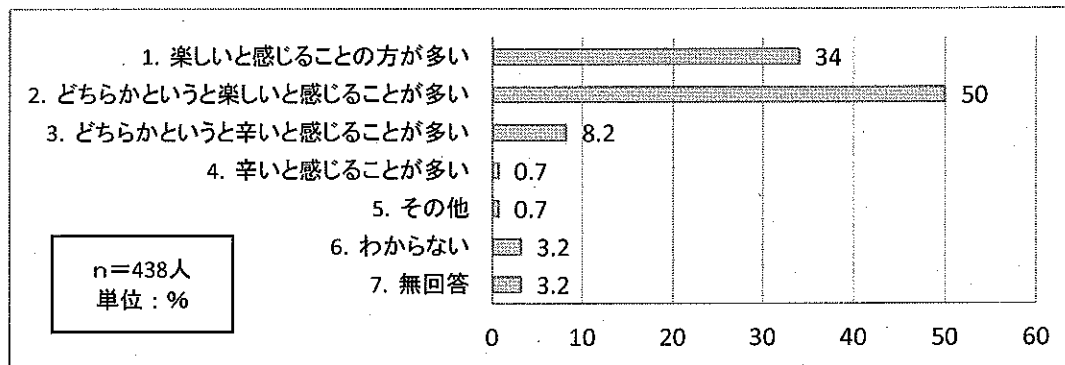
問38 問33で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方におたずねします。お子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。

■母親

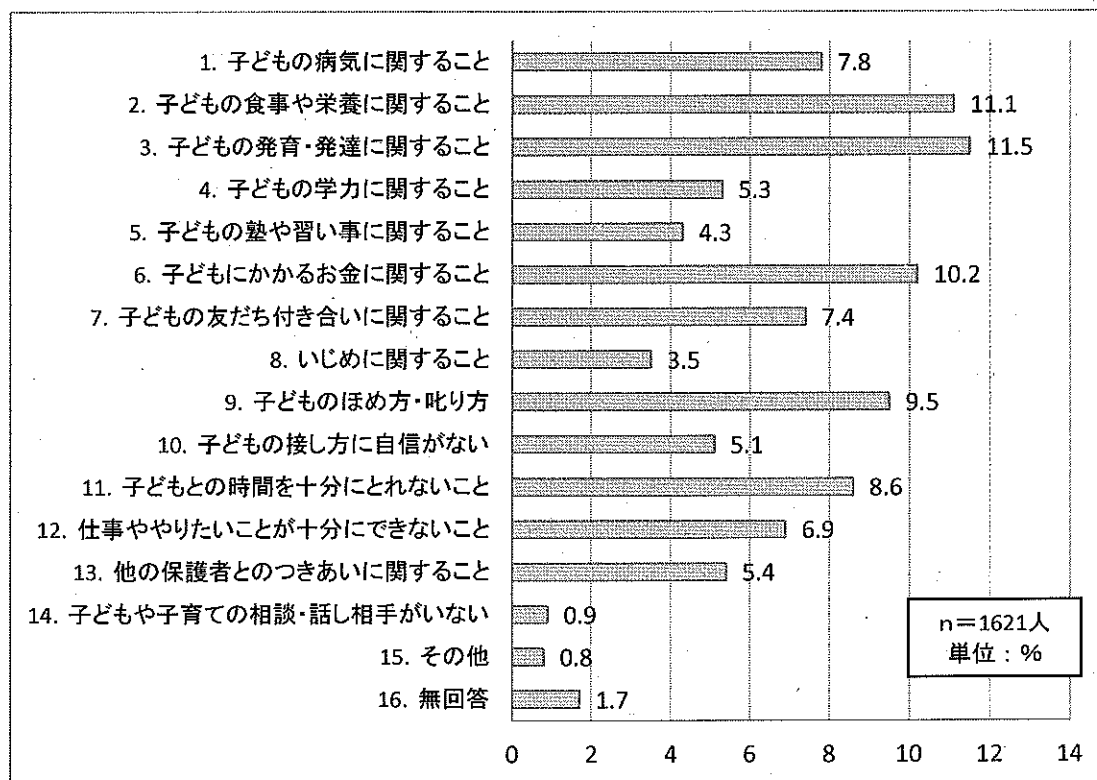


■父親 …… 対象者なし

問39 子育てを自分にとって楽しいと感じることが多いですか。辛いと感じることが多いですか。

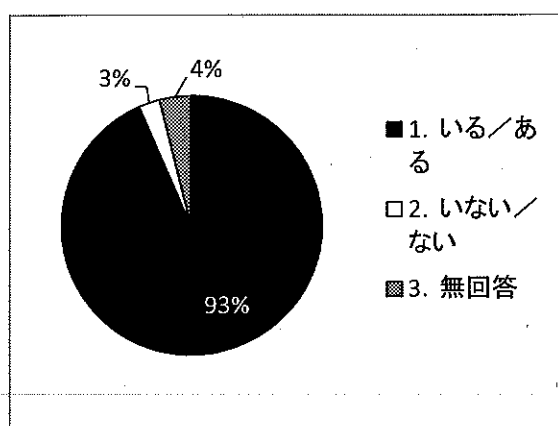


問40 子育てのなかで悩んでいること、気になることはなんですか。(複数回答 可)

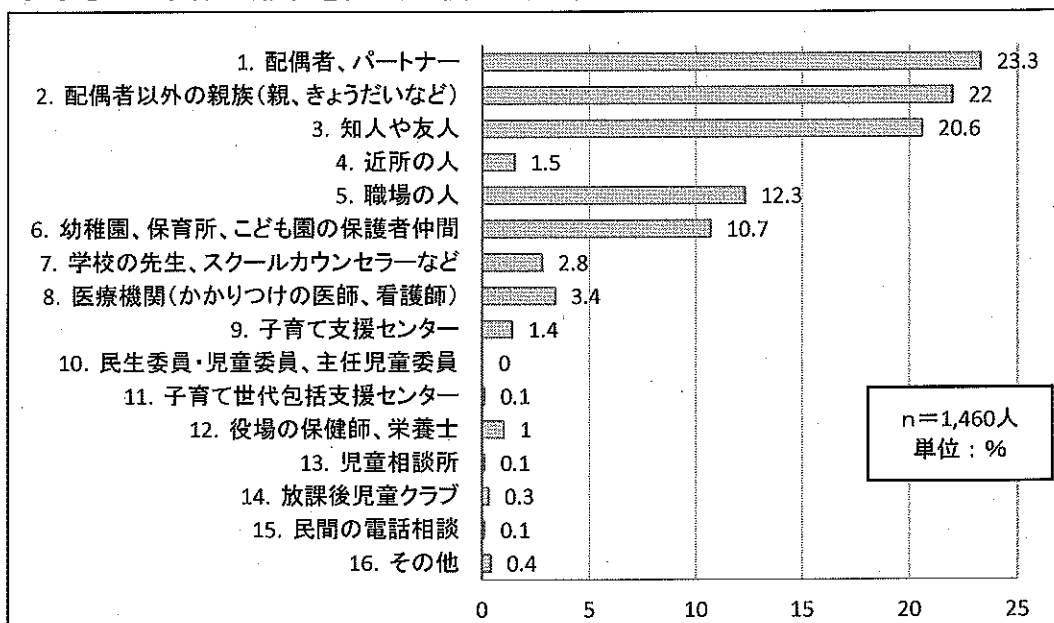


問41 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。相談できる場所はありませんか。

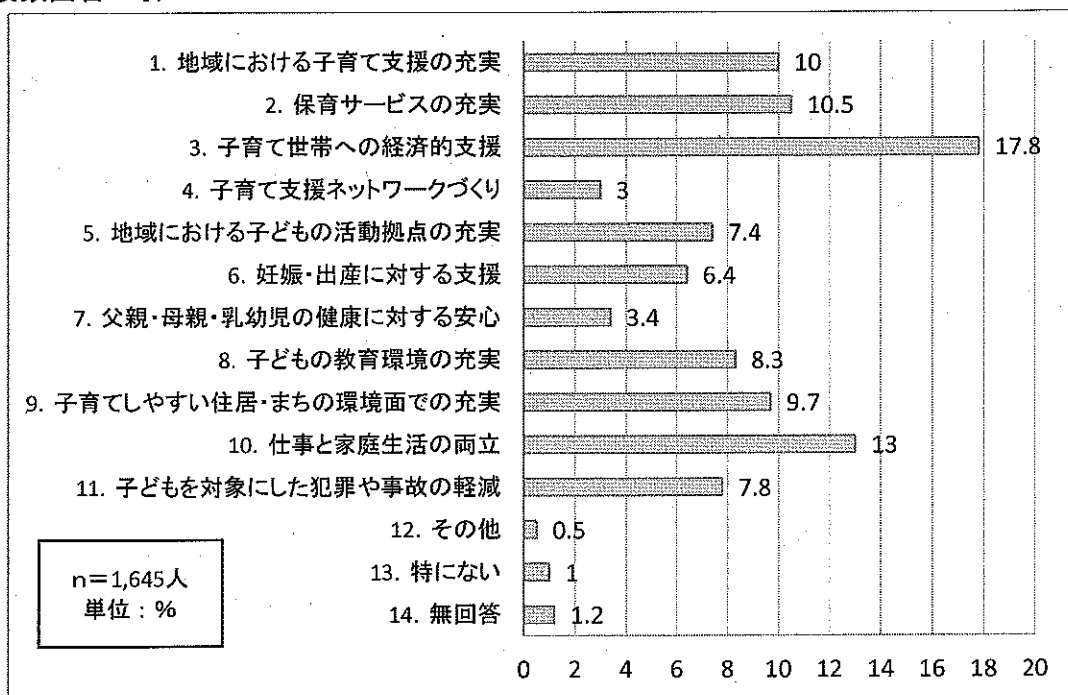
1. いる／ある … 477人 2. いない／ない … 13人 3. 無回答 … 17人



- (1) 問41で「1. いる／ある」と回答した方におたずねします。(複数回答可)
 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。

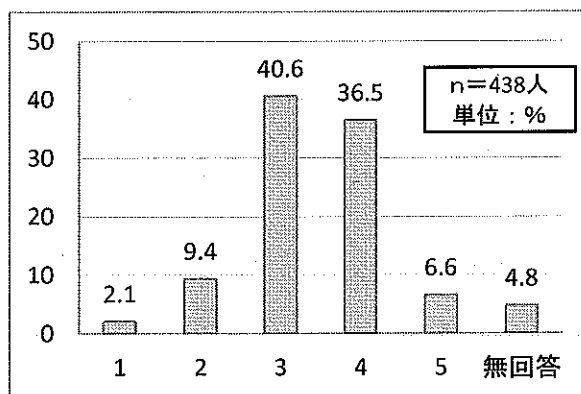


- 問42 子育て(教育を含む)をする上で、どのような支援・対策があればよいと思いますか。
 (複数回答 可)



- 問43 湯梨浜町における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。

満足度が低い ↑ 1
 2
 3
 ↓ 4
 5
 満足度が高い



平成30年度実施

湯梨浜町子ども・子育て支援

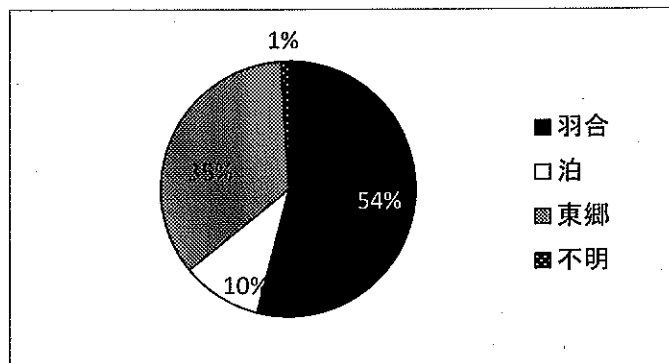
ニーズ調査結果

《小学生児童用》

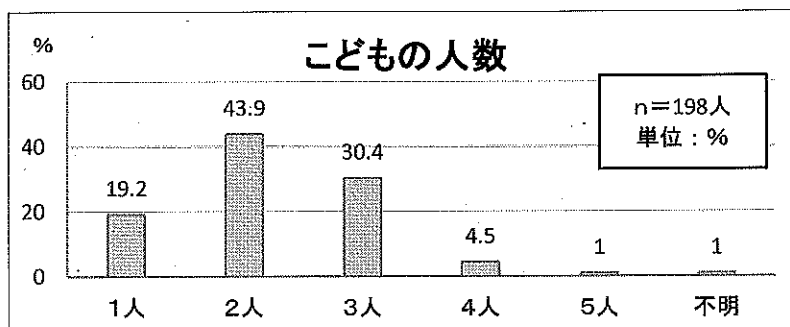
問1 お住まいの地域

【総数】 198

羽合	107
泊	20
東郷	69
不明	2

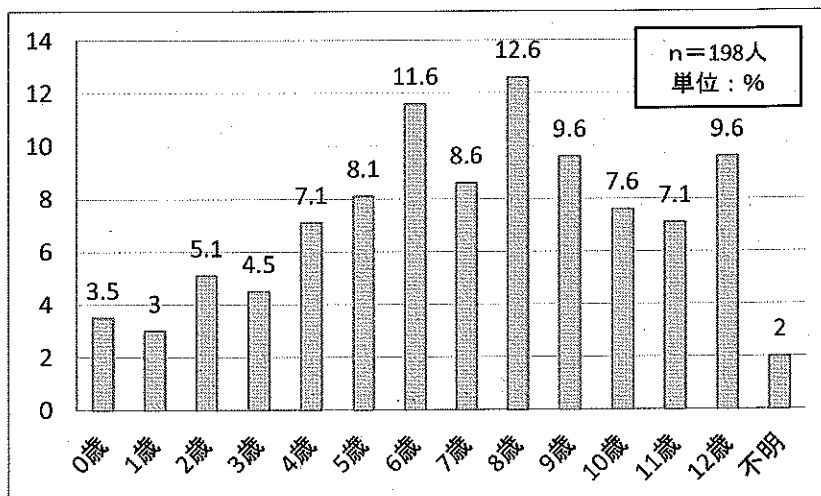


問2 お子さんの人数



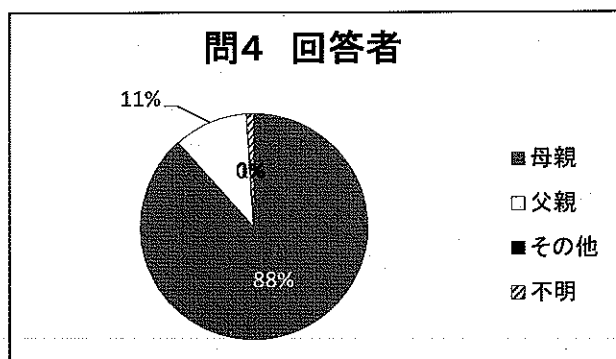
問3 お子さんの年齢(末子の年齢)

0歳	7
1歳	6
2歳	10
3歳	9
4歳	14
5歳	16
6歳	23
7歳	17
8歳	25
9歳	19
10歳	15
11歳	14
12歳	19
不明	4
合計	198



問4 調査の回答者

1. 母親 ... 175人 2. 父親 ... 21人 3. その他 ... 0人 4. 不明 ... 2人

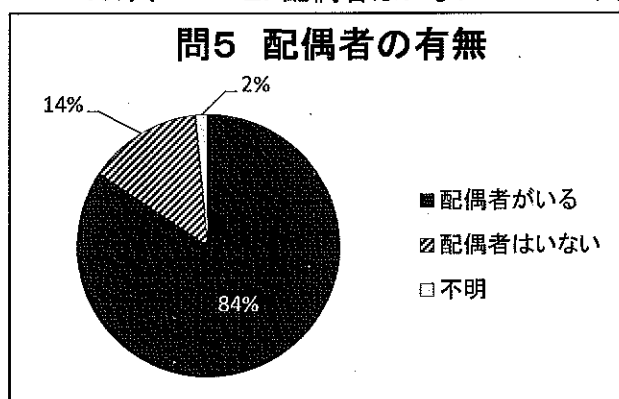


問5 配偶者の有無

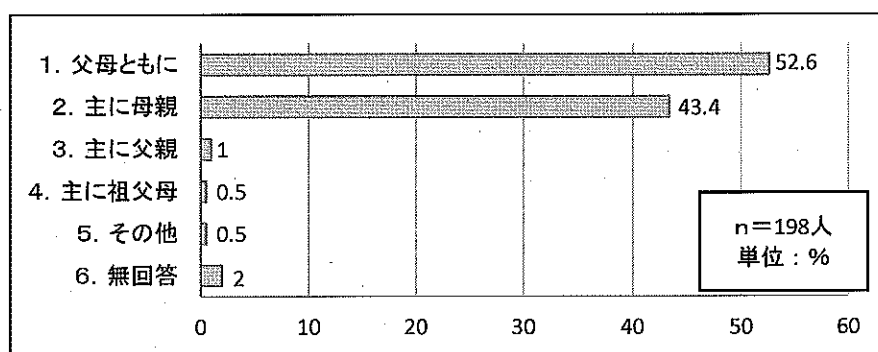
1. 配偶者がいる … 167人

2. 配偶者はいない … 28人

3. 不明 … 3人

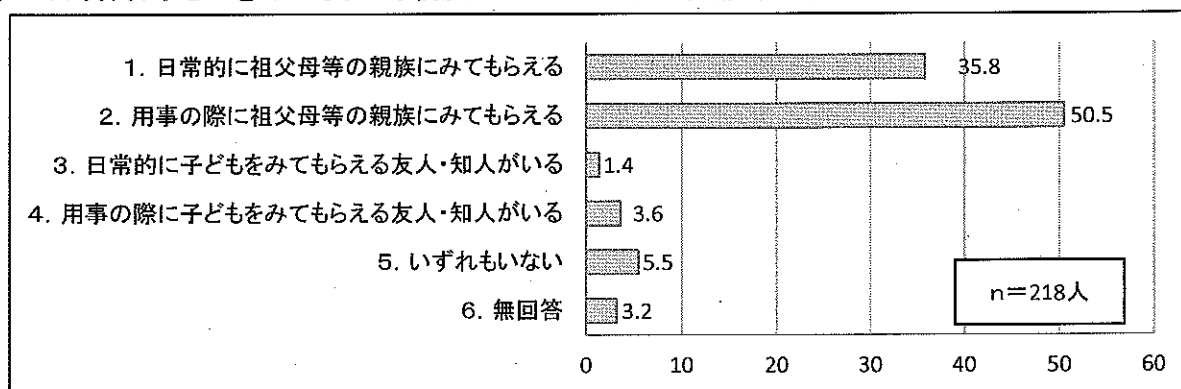


問6 子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。

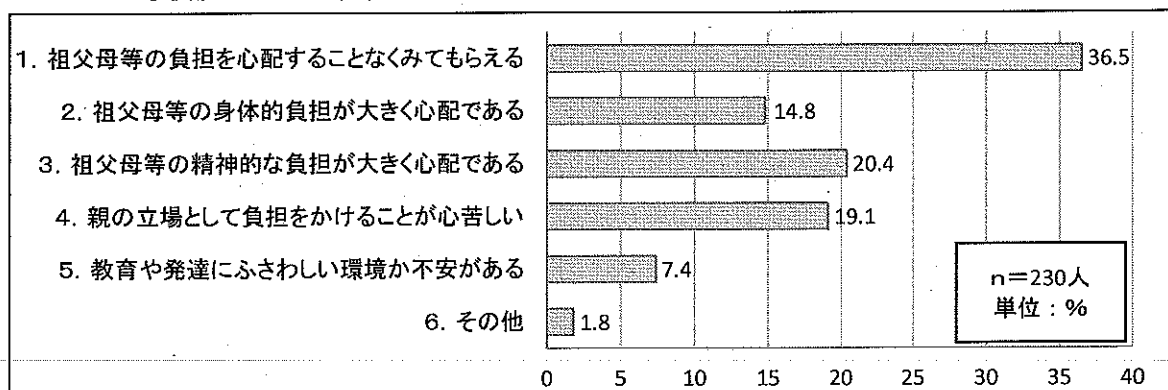


※【5. その他】の内容 … 叔母

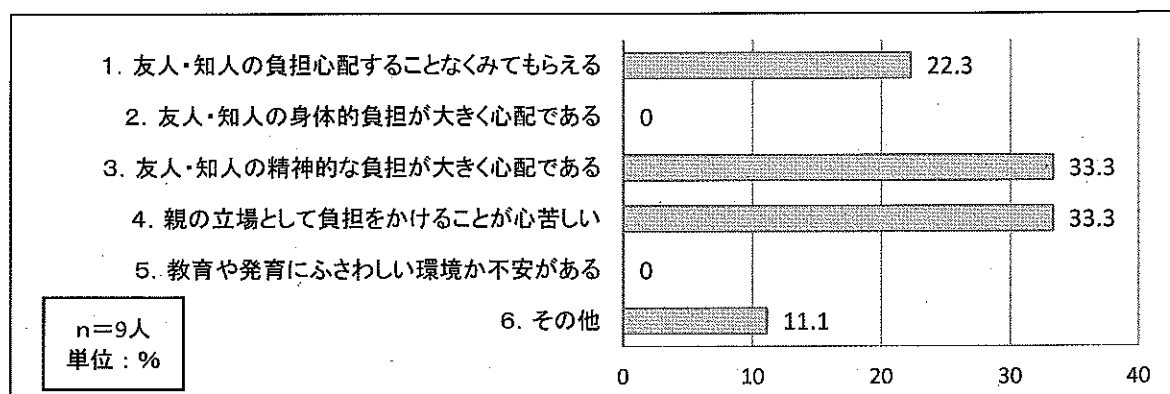
問7 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答可)



(1) 問7で「1.」または「2.」に回答した方におたずねします。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

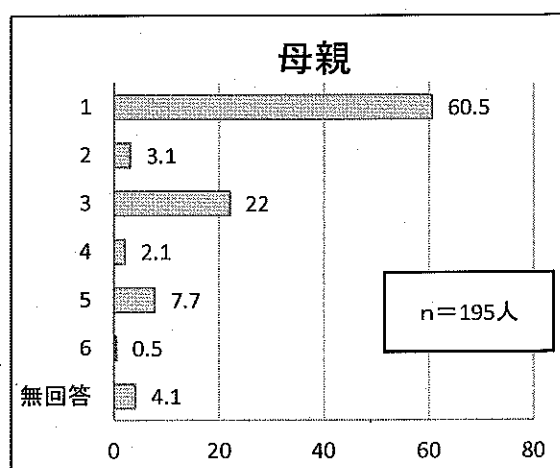
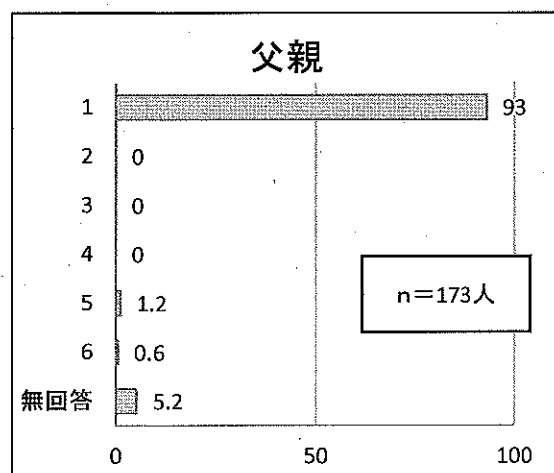


- (2) 問7で「3.」または「4.」に回答した方におたずねします。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況について、あてはまるものに○をつけてください。（複数回答可）



問8、9 保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について

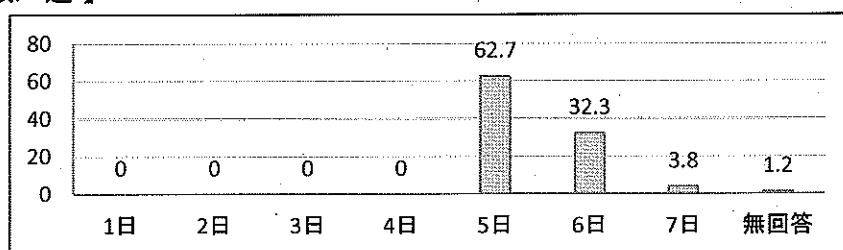
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない



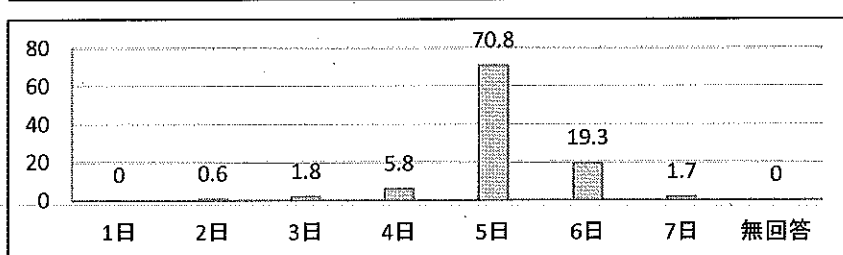
- (1) 問8、9で「1.～4.」（就労している）と答えた方におたずねします。
週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」、「家を出る時刻」と「帰宅時刻」をお答えください。

【現在の就労日数／週】

■父親
n=161人
単位：%



■母親
n=171人
単位：%

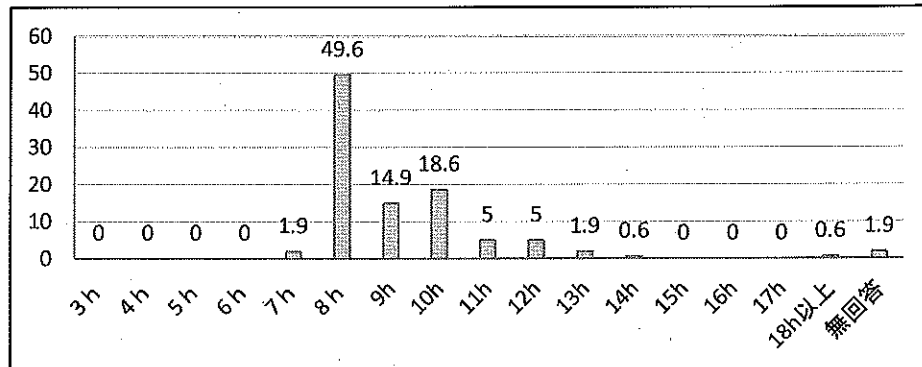


【 現在の就労時間／日 】

■父親

n=161人

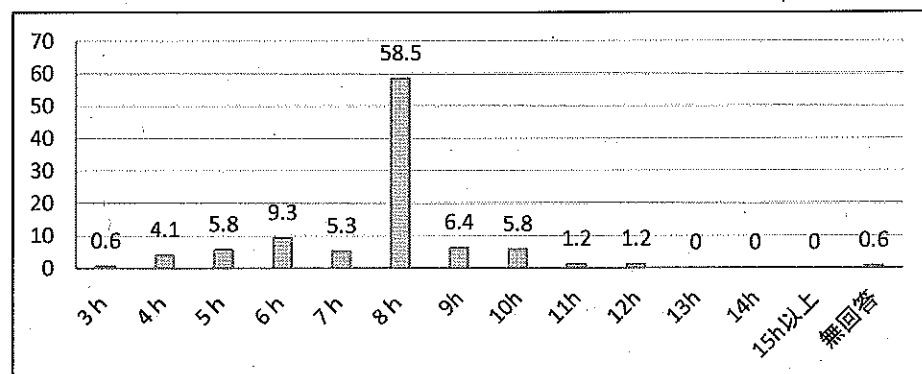
単位：％



■母親

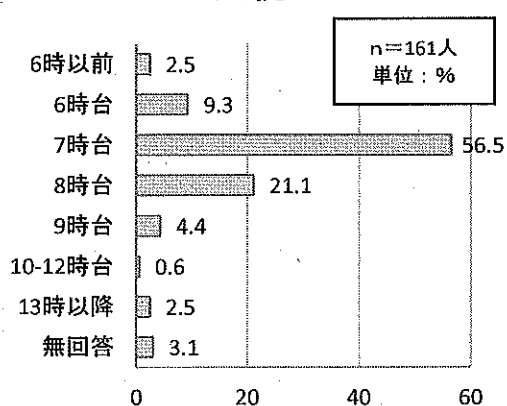
n=171人

単位：％

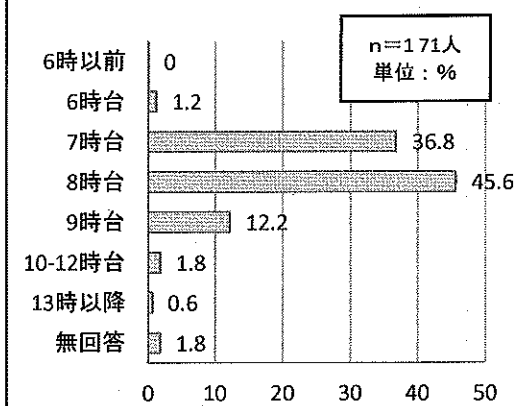


【 家を出る時刻 】

父親

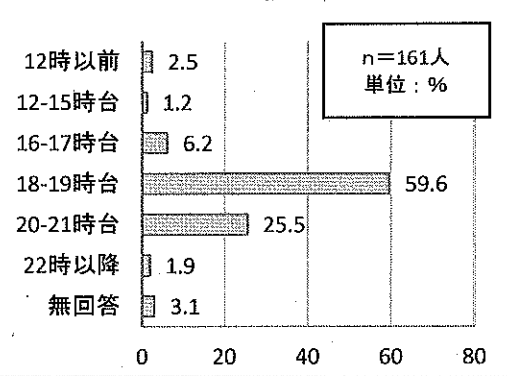


母親

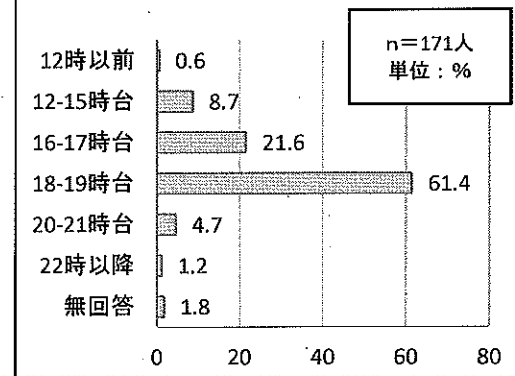


【 帰宅時刻 】

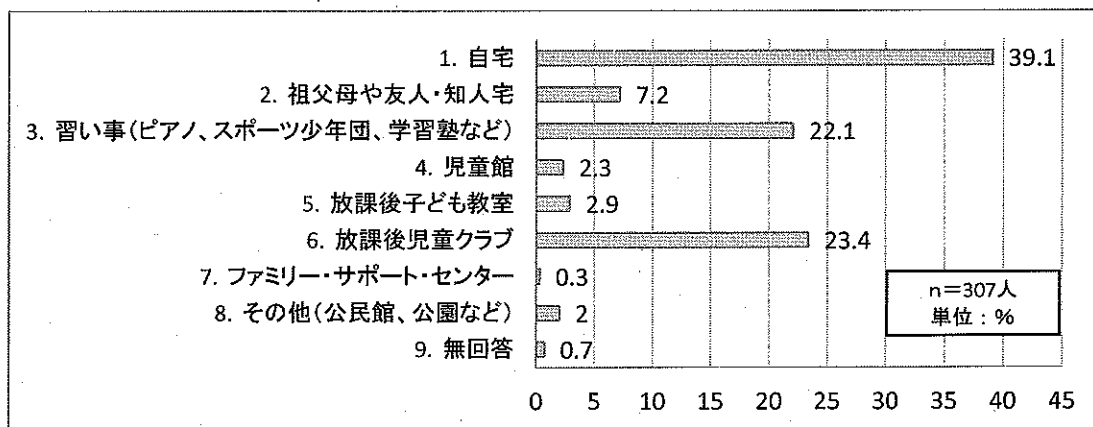
父親



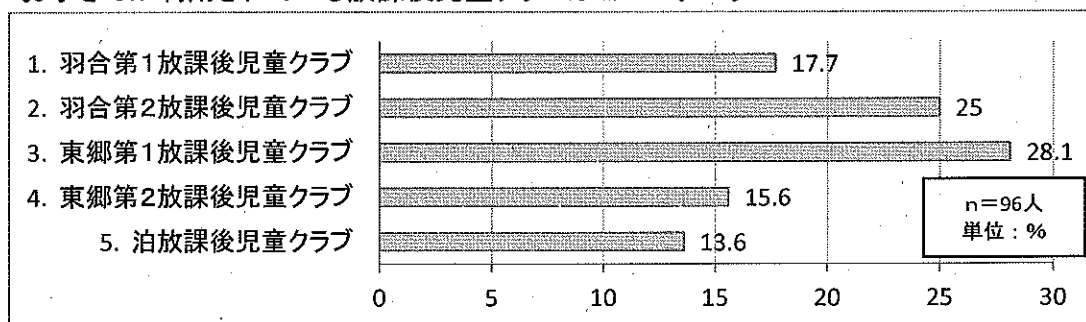
母親



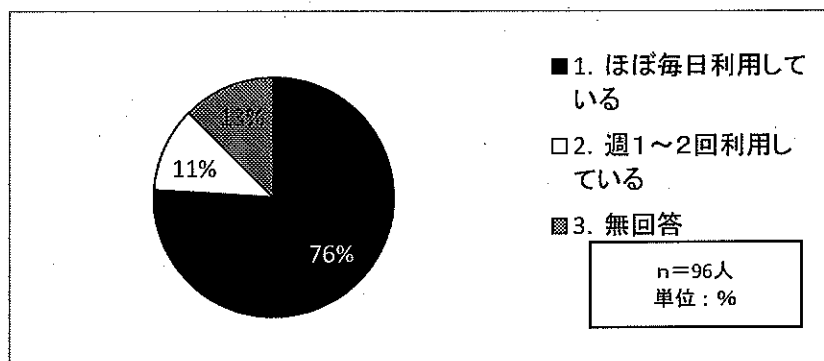
問10 お子さんは、放課後の時間をどのような場所で過ごしていますか。(複数回答 可)



問11 お子さんが利用されている放課後児童クラブはどこですか。

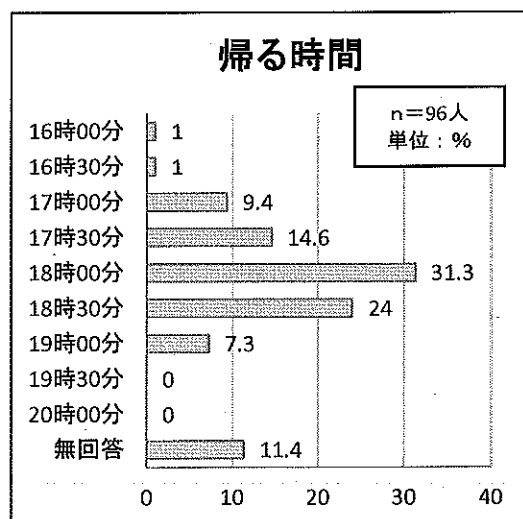
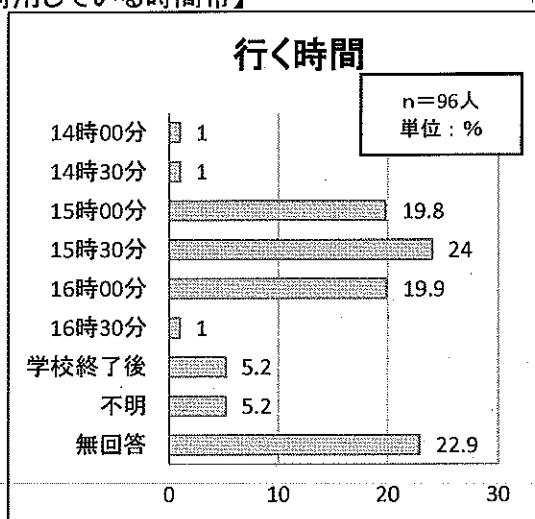


問12 お子さんは平日に放課後児童クラブを利用していますか。

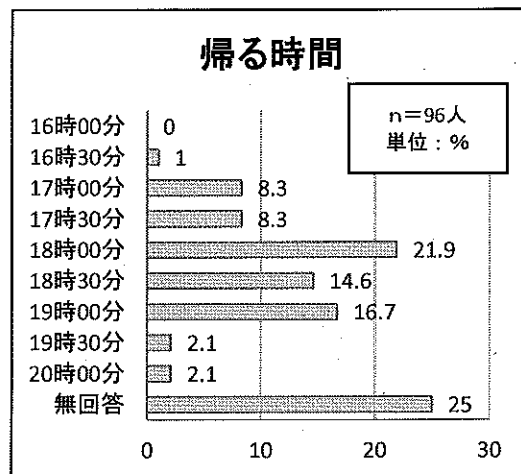
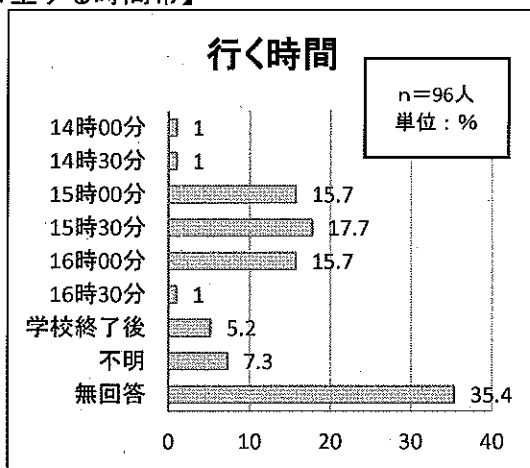


(1) 利用している時間帯と希望される時間帯を記入してください。

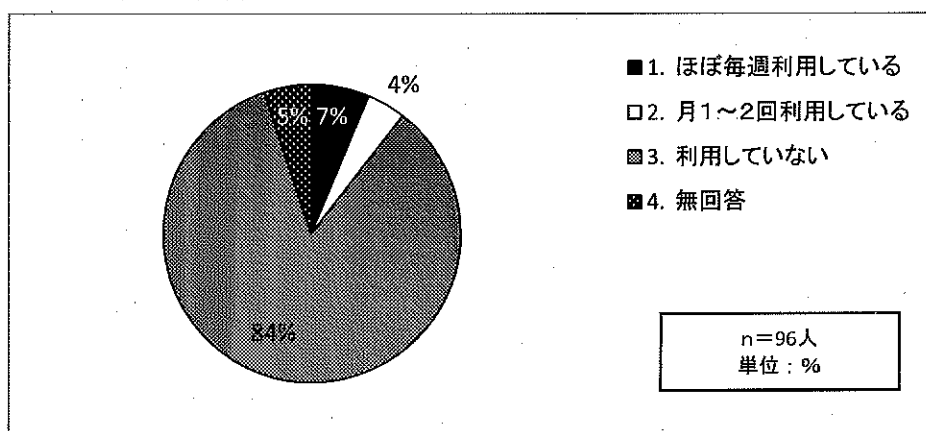
【利用している時間帯】



【希望する時間帯】

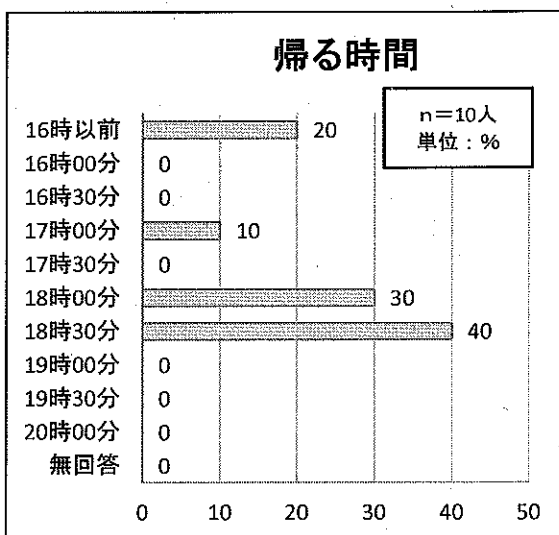
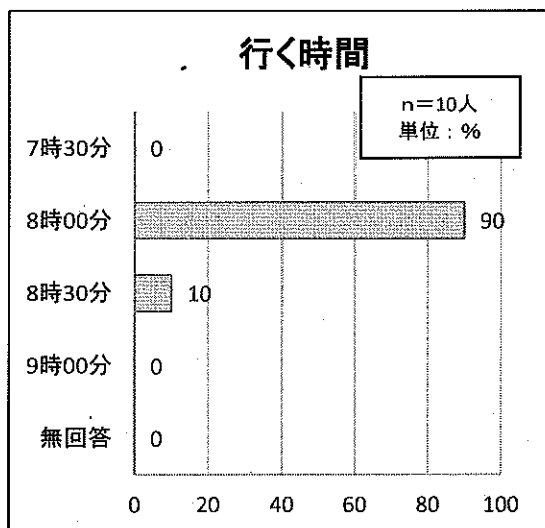


問13 お子さんは土曜日に放課後児童クラブを利用していますか。

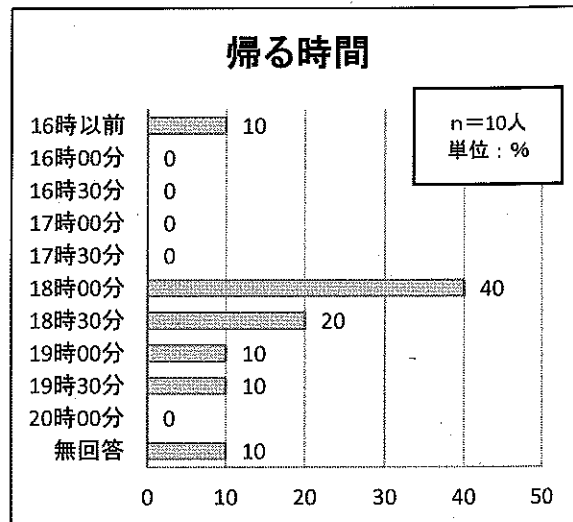
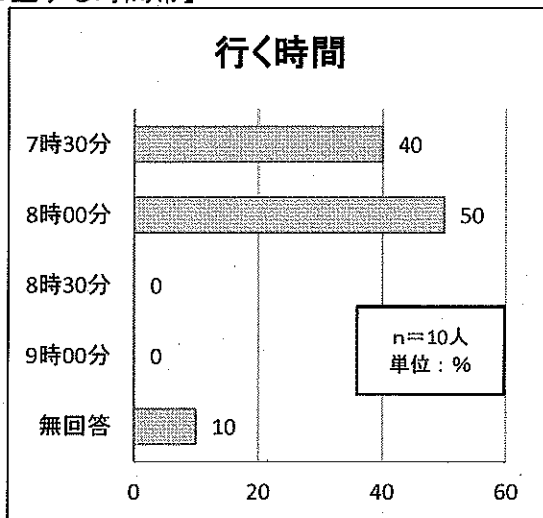


(1) 利用している時間帯と希望される時間帯を記入してください。

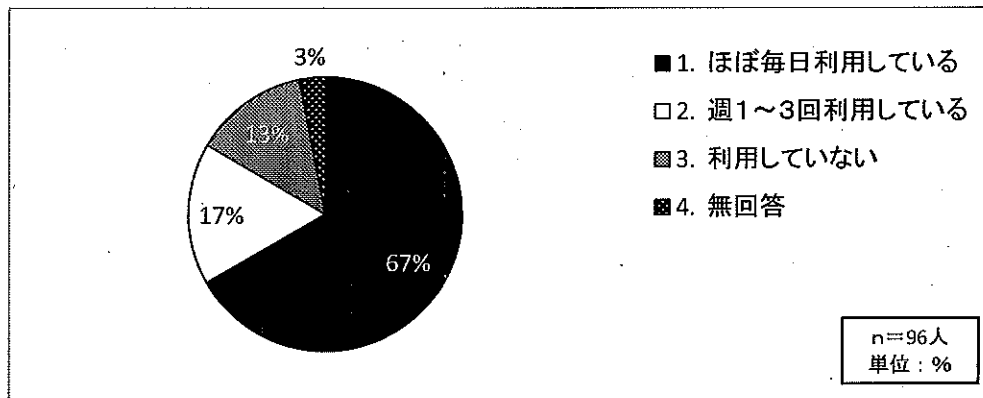
【利用している時間帯】



【希望する時間帯】

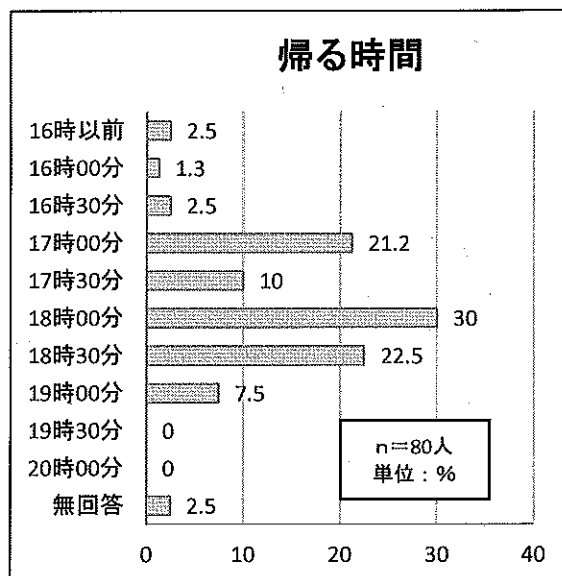
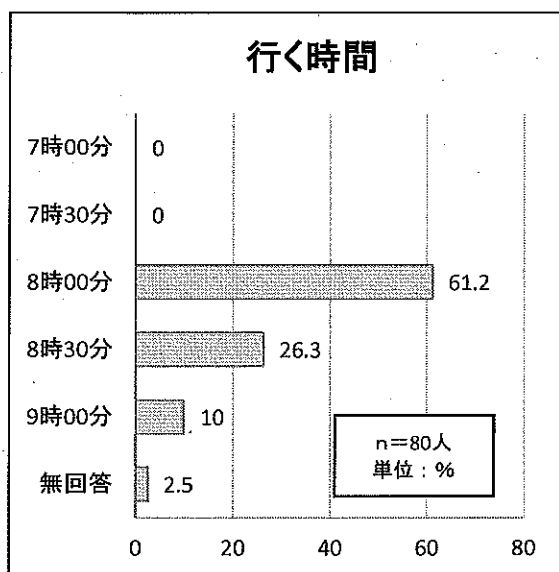


問14 お子さんは長期休業中に放課後児童クラブを利用していますか。

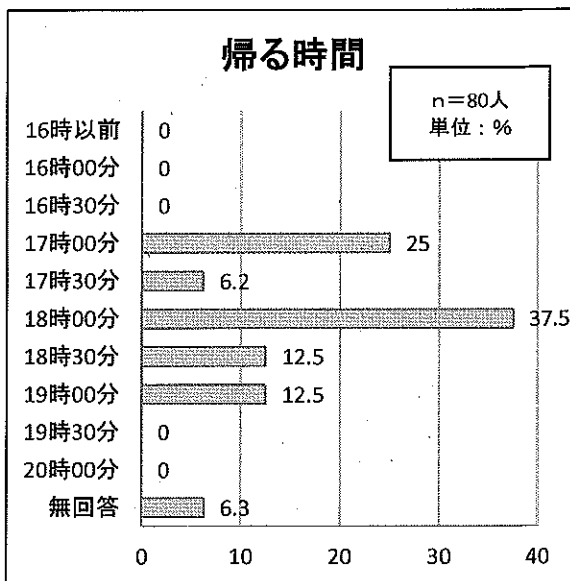
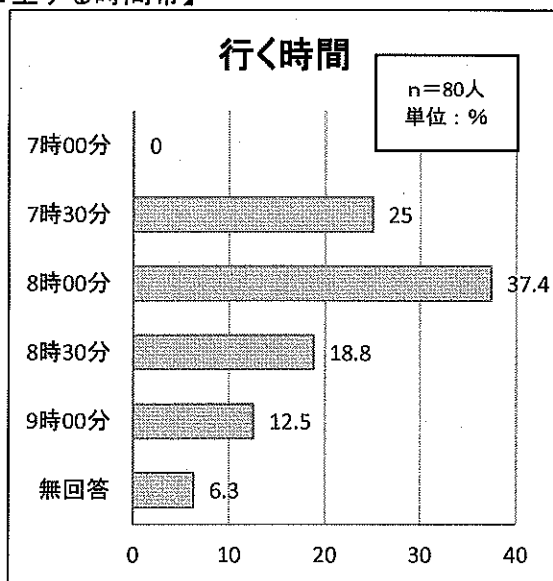


(1) 利用している時間帯と希望される時間帯を記入してください。

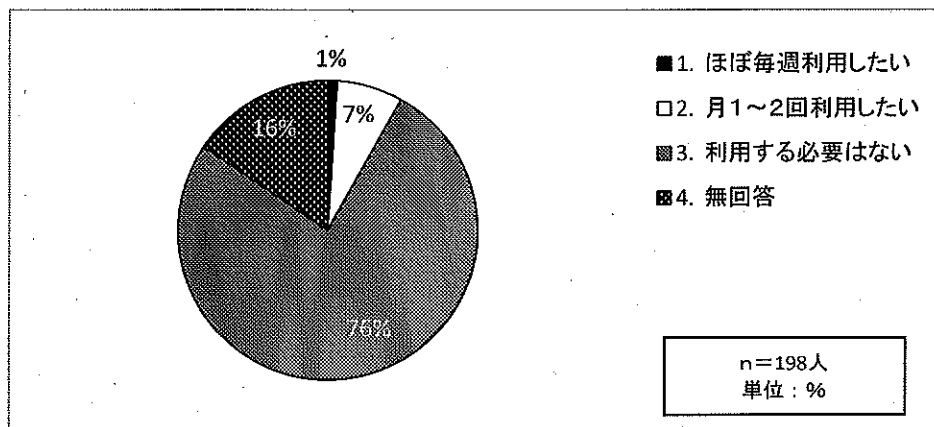
【利用している時間帯】



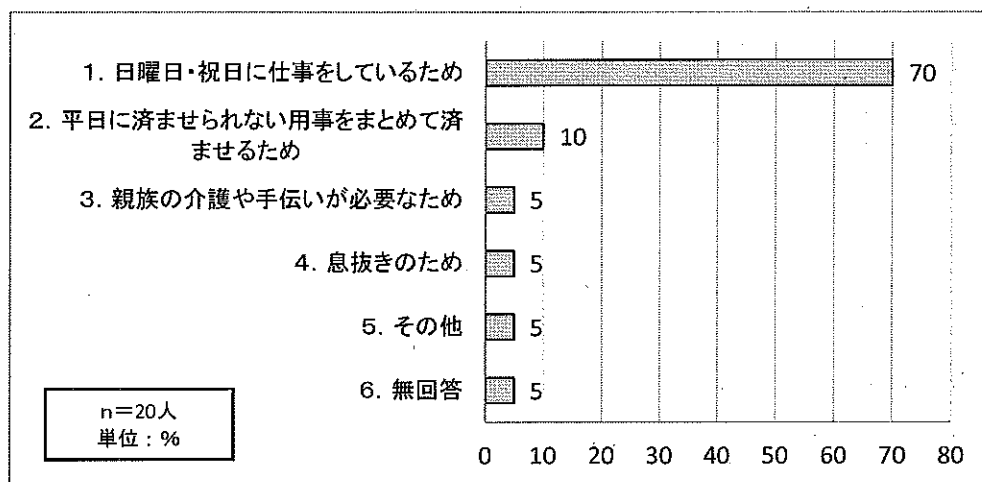
【希望する時間帯】



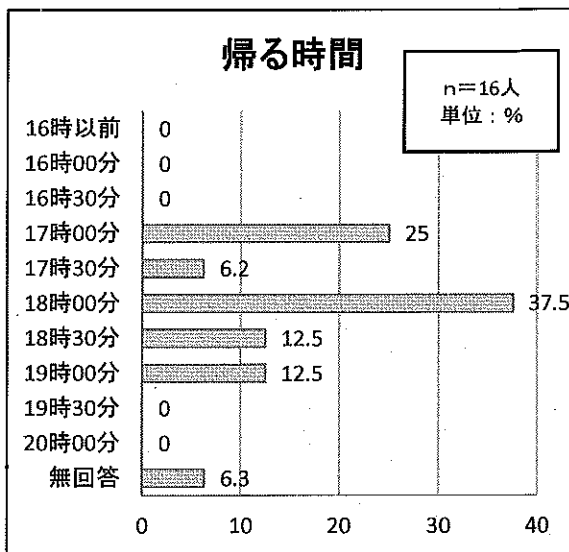
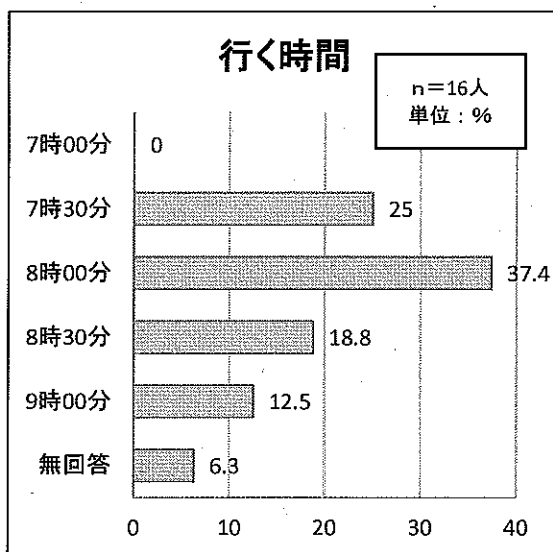
問15 日曜日・祝日に放課後児童クラブの利用希望はありますか。



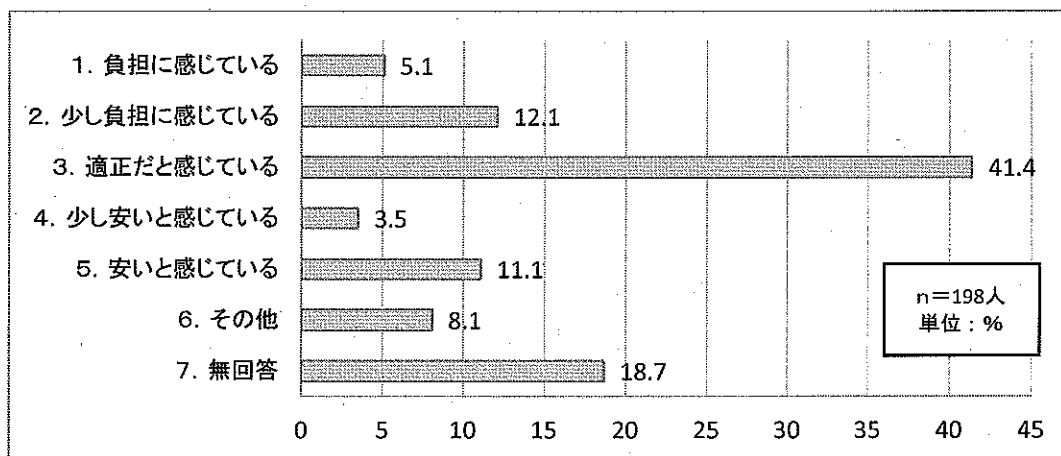
(1) 問15で「1. ほぼ毎週利用したい」「2. 月1～2回利用したい」と回答した方におたずねします。日曜日・祝日に利用したい理由は何ですか。(複数回答 可)



(2) 日曜日・祝日が利用できる場合、利用を希望される時間帯はいつですか。

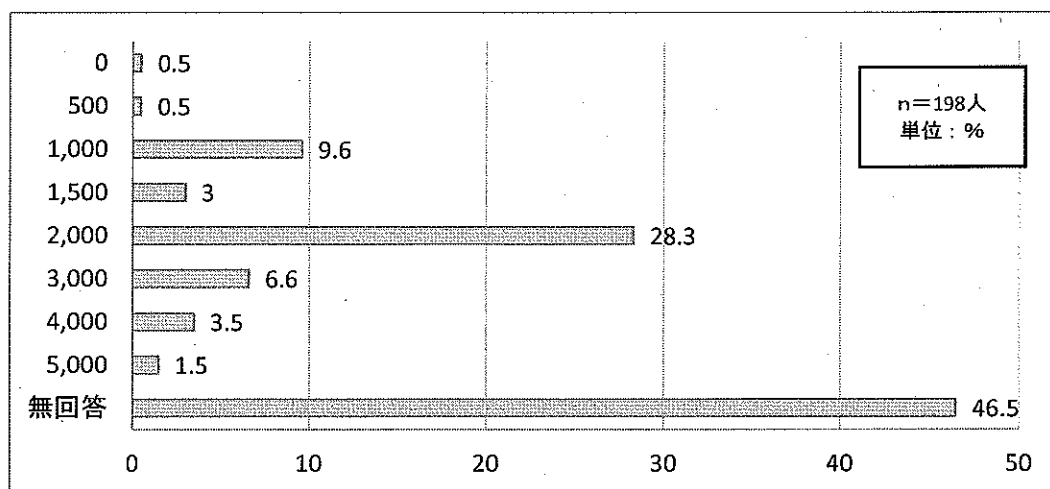


問16 放課後児童クラブ利用料について、どのように感じていますか。

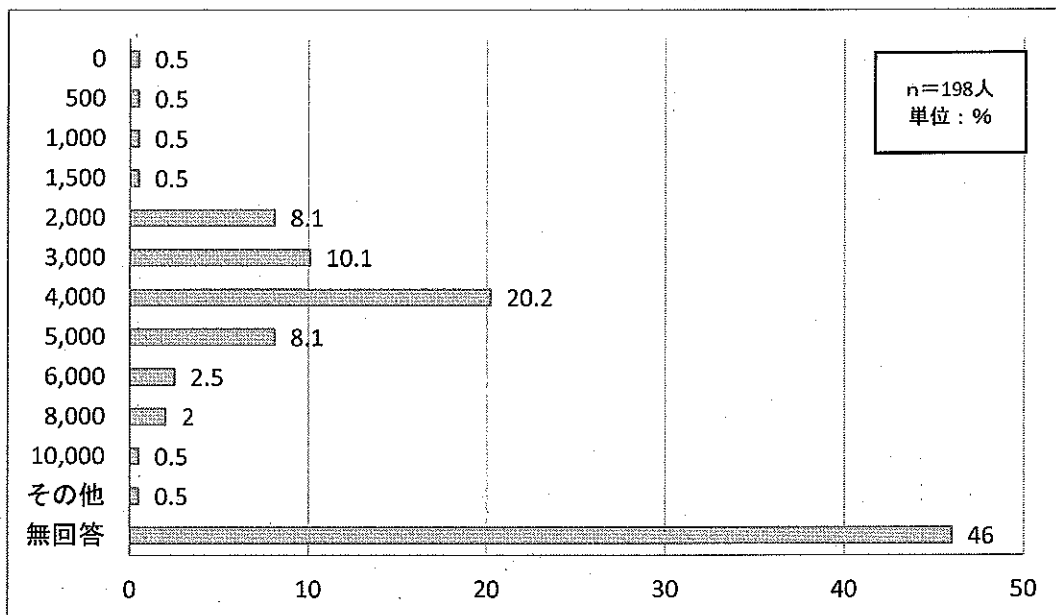


問17 1か月の利用料は、どれくらいが適当だと思われますか。

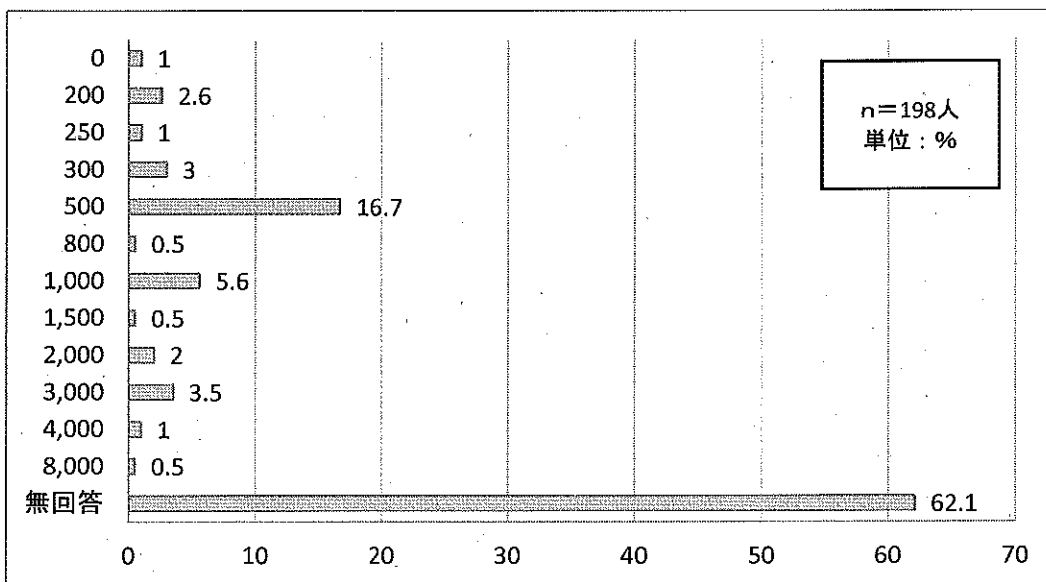
■平日



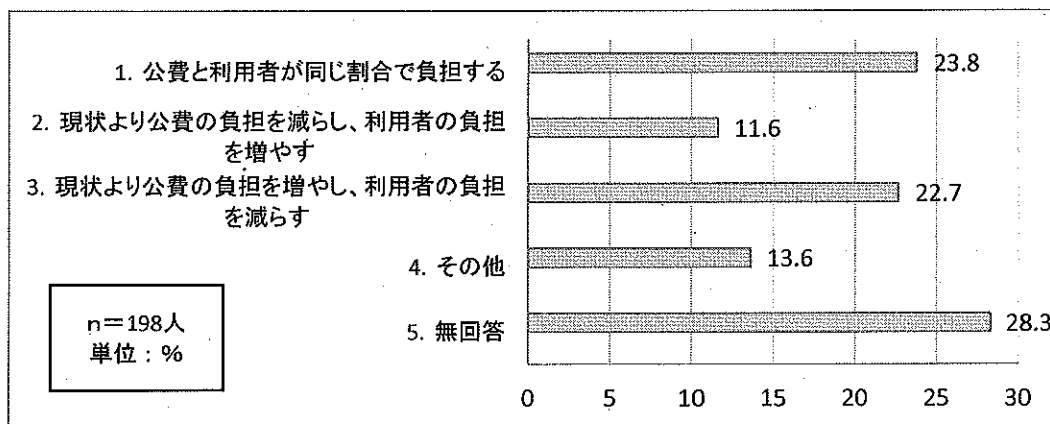
■長期休暇など



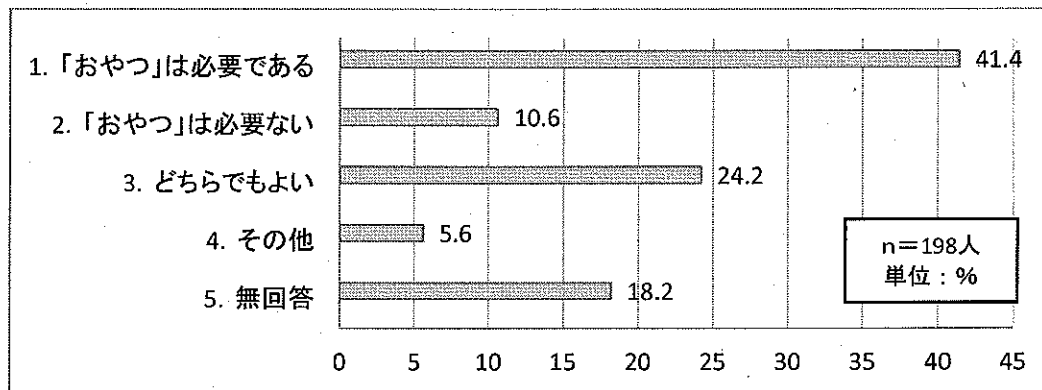
■土曜日



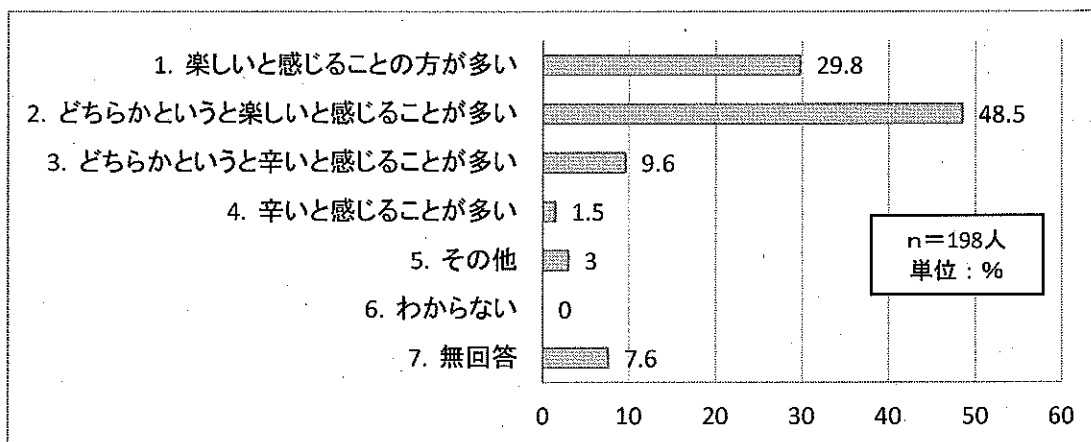
問18 放課後児童クラブの運営に係る経費の負担について、どう思われますか。



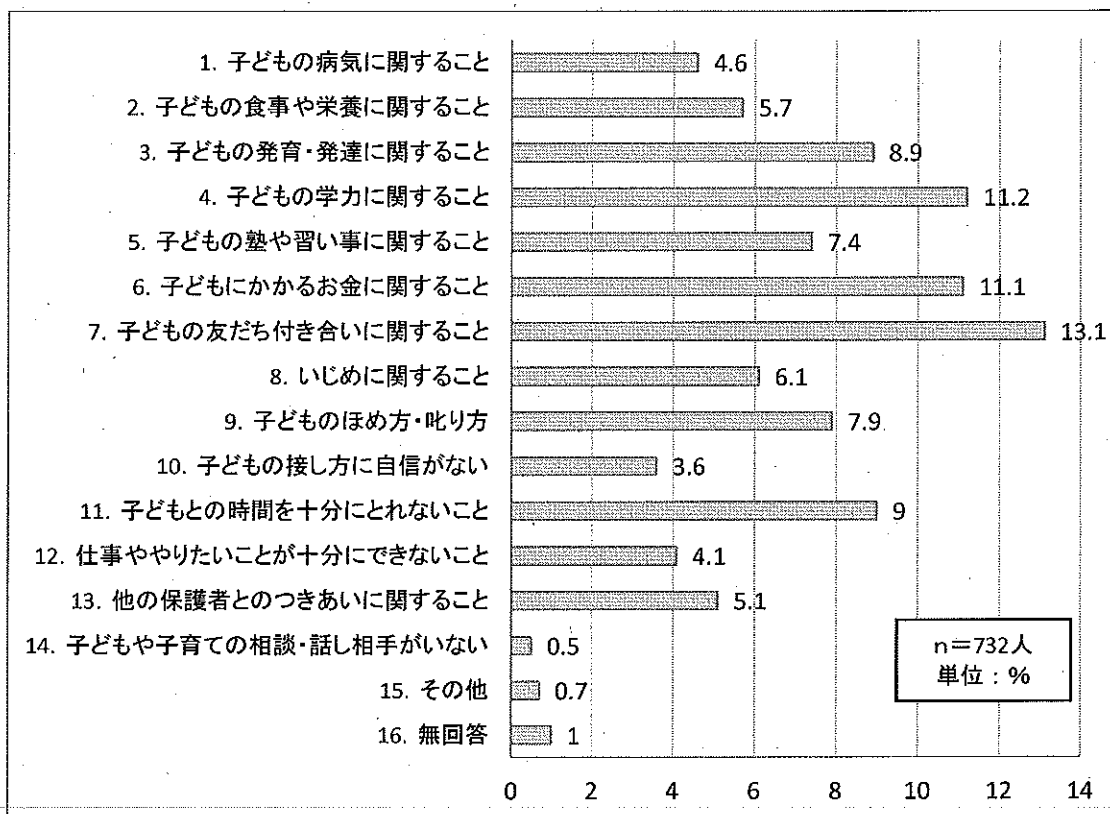
問19 放課後児童クラブで提供している「おやつ」について、どのように思われますか。



問21 子育てを自分にとって楽しいと感じることが多いですか。辛いと感じることが多いですか。

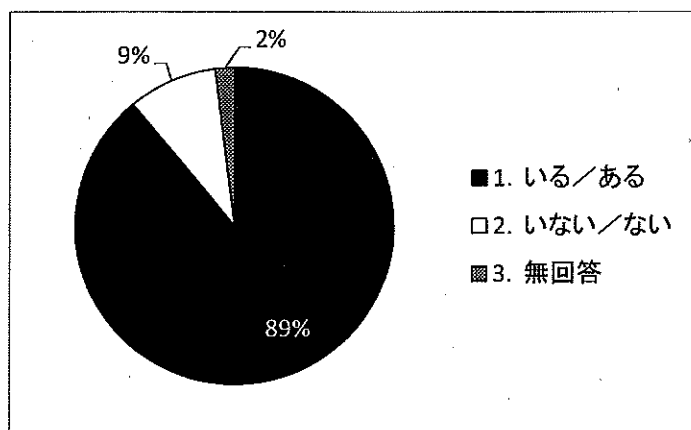


問22 子育てのなかで悩んでいること、気になることはなんですか。(複数回答 可)

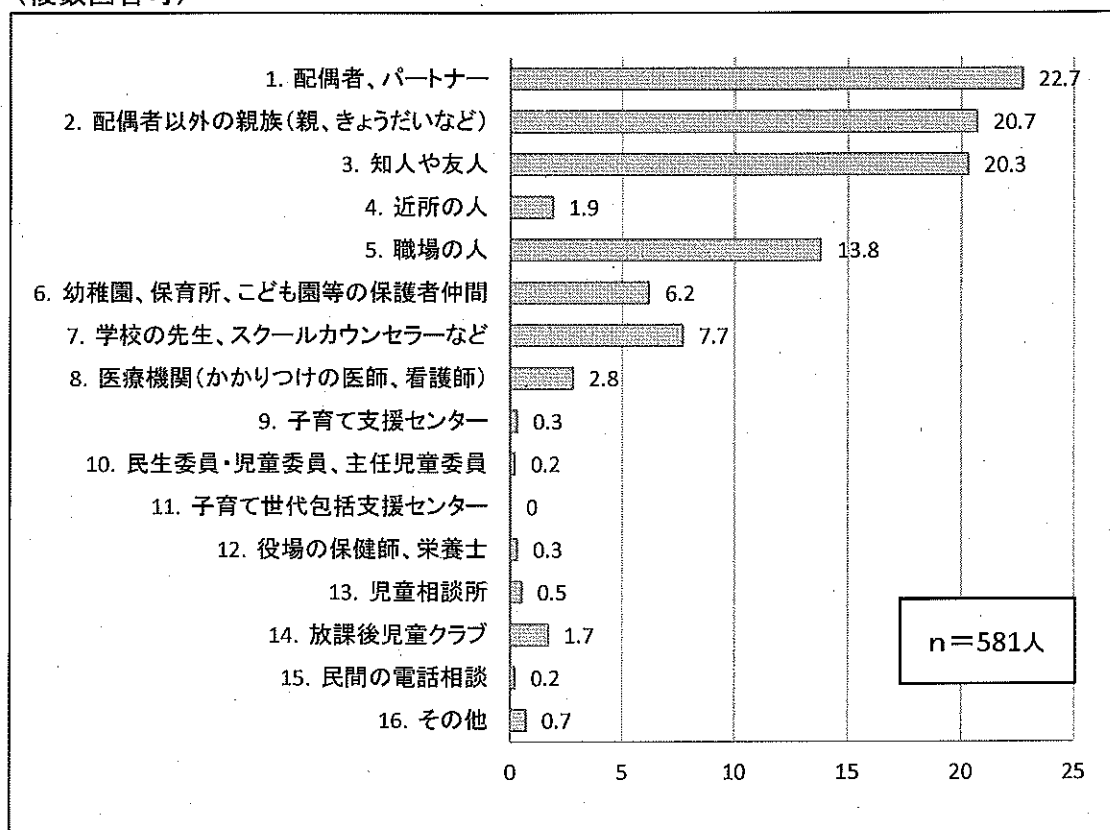


問23 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。
また、相談できる場所がありますか。

1. いる／ある … 176人 2. いない／ない … 18人 3. 無回答 … 4人



(1) 問23で「1. いる／ある」と回答した方におたずねします。
お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。
(複数回答可)



問24 子育て(教育を含む)をする上で、どのような支援・対策があればよいと思いますか。
(複数回答 可)

